

資料3

沖縄21世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画）等
総点検報告書（素案）



令和元年7月
沖縄県

目次

第1章 総説

| | | |
|-----|------------------------------|----|
| 1 | これまでの沖縄振興の総括 | 1 |
| 2 | 沖縄21世紀ビジョン基本計画の成果と課題 | |
| (1) | 日本と世界の架け橋となる強くなやかな自立型経済の構築 | 6 |
| (2) | 潤いと活力をもたらす沖縄らしい優しい社会の構築 | 7 |
| (3) | 将来像実現の原動力となる人づくり | 7 |
| 3 | 今後の沖縄振興の基本的考え方 | 8 |
| 4 | 今後の沖縄振興の方向性 | |
| (1) | 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島を目指して | 11 |
| (2) | 心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して | 11 |
| (3) | 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して | 12 |
| (4) | 世界に開かれた交流と共生の島を目指して | 13 |
| (5) | 多様な能力を発揮し、未来を拓く島を目指して | 13 |
| (6) | 基地問題の解決と駐留軍用地跡地利用 | 14 |
| (7) | 離島の条件不利性克服 | 15 |
| (8) | 海洋島しょ圏沖縄を結ぶ交通ネットワークの構築 | 15 |
| (9) | 地方自治拡大への対応 | 16 |
| 5 | 本報告書の位置付け | 17 |

第2章 沖縄振興の現状と課題

| | | |
|-----|-----------------|-----|
| 1 | 我が国及び本県の経済社会の動向 | |
| (1) | 我が国経済社会の動向 | 19 |
| (2) | 本県経済社会の動向 | 22 |
| 2 | これまでの沖縄振興の分野別検証 | |
| (1) | 沖縄らしい優しい社会の構築 | |
| ア | 環境保全 | 28 |
| イ | 文化 | 42 |
| ウ | 健康長寿・保健医療 | 59 |
| エ | 子育て・福祉 | 67 |
| オ | 離島振興（定住条件整備） | 86 |
| カ | 生活基盤整備 | 100 |

| | | |
|-----|-----------------------|-----|
| キ | 防災 | 108 |
| ク | 特殊事情（米軍基地問題、戦後処理問題） | 116 |
| (2) | 強くなやかな自立型経済の構築 | |
| ア | 社会基盤整備 | 125 |
| イ | 交流 | 139 |
| ウ | 観光産業振興 | 149 |
| エ | 情報通信関連産業振興 | 163 |
| オ | 新リーディング産業振興 | 170 |
| カ | 農林水産業振興 | 183 |
| キ | 製造・中小企業等振興 | 198 |
| ク | 雇用対策 | 209 |
| ケ | 離島振興（産業振興） | 219 |
| コ | 特殊事情（駐留軍用地跡地の有効利用の推進） | 226 |
| サ | 政策金融の活用 | 233 |
| (3) | 将来像実現の原動力となる人づくり | |
| ア | 人材育成 | 254 |
| 3 | 社会経済フレーム（計画展望値）の動向 | 286 |
| (1) | 人口の動向 | 291 |
| (2) | 労働力の動向 | 302 |
| (3) | 主要な経済指標の動向 | 312 |

第3章 基本施策の推進による成果と課題及びその対策

| | | |
|-----|------------------------------|-----|
| 1 | 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島を目指して | |
| (1) | 自然環境の保全・再生・適正利用 | 327 |
| (2) | 持続可能な循環型社会の構築 | 339 |
| (3) | 低炭素島しょ社会の実現 | 345 |
| (4) | 伝統文化の保全・継承及び新たな文化の創造 | 352 |
| (5) | 文化産業の戦略的な創出・育成 | 362 |
| (6) | 価値創造のまちづくり | 367 |
| (7) | 人間優先のまちづくり | 371 |
| 2 | 心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して | |
| (1) | 健康・長寿おきなわの推進 | 377 |
| (2) | 子育てセーフティネットの充実 | 382 |
| (3) | 健康福祉セーフティネットの充実 | 398 |
| (4) | 社会リスクセーフティネットの確立 | 410 |
| (5) | 米軍基地から派生する諸問題及び戦後処理問題の解決 | 416 |
| (6) | 地域特性に応じた生活基盤の充実・強化 | 420 |

| | |
|--------------------------------|-----|
| (7) 共助・共創型地域づくりの推進 | 427 |
| 3 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して | |
| (1) 自立型経済の構築に向けた基盤の整備 | 432 |
| (2) 世界水準の観光リゾート地の形成 | 443 |
| (3) 情報通信関連産業の高度化・多様化 | 466 |
| (4) アジアと日本の架け橋となる国際物流拠点の形成 | 479 |
| (5) 科学技術の振興と知的・産業クラスターの形成 | 491 |
| (6) 沖縄の魅力や優位性を生かした新たな産業の創出 | 500 |
| (7) 亜熱帯性気候等を生かした農林水産業の振興 | 511 |
| (8) 地域を支える中小企業等の振興 | 527 |
| (9) ものづくり産業の振興と地域ブランドの形成 | 540 |
| (10) 雇用対策と多様な人材の確保 | 553 |
| (11) 離島における定住条件の整備 | 570 |
| (12) 離島の特色を生かした産業振興と新たな展開 | 583 |
| (13) 駐留軍用地跡地の有効利用の推進 | 600 |
| (14) 政策金融の活用 | 606 |
| 4 世界に開かれた交差と共生の島を目指して | |
| (1) 世界との交流ネットワークの形成 | 614 |
| (2) 国際協力・貢献活動の推進 | 622 |
| 5 多様な能力を発揮し、未来を拓く島を目指して | |
| (1) 沖縄らしい個性を持った人づくりの推進 | 626 |
| (2) 公平な教育機会の享受に向けた環境整備 | 630 |
| (3) 自ら学ぶ意欲を育む教育の充実 | 634 |
| (4) 国際性と多様な能力を涵養する教育システムの構築 | 644 |
| (5) 産業振興を担う人材の育成 | 651 |
| (6) 地域社会を支える人材の育成 | 658 |

第4章 克服すべき沖縄の固有課題

| | |
|--------------------------------------|-----|
| 1 基地問題の解決と駐留軍用地跡地利用 | |
| (1) 米軍基地から派生する諸問題への対応 | 665 |
| (2) 沖縄の過重な基地負担の軽減に向けた方策等についての調査・研究 | 666 |
| (3) 駐留軍用地跡地利用 | 667 |
| 2 離島の条件不利性克服と国益貢献 | |
| (1) 交通・生活コストの低減 | 670 |
| (2) 生活環境基盤の整備及び教育・医療・福祉における住民サービスの向上 | 671 |

| | |
|----------------------------------|-----|
| (3) 交通基盤の整備と交通ネットワークの充実強化 | 673 |
| (4) 過疎・辺地地域の振興 | 674 |
| (5) 観光リゾート産業の振興 | 675 |
| (6) 農林水産業の振興 | 677 |
| (7) 特産品開発やプロモーションなどマーケティング支援等の強化 | 679 |
| (8) 離島を支える多様な人材の育成 | 680 |
| (9) 交流と貢献による離島の新たな振興 | 682 |
| 3 海洋島しょ圏 沖縄を軸ぶ交通ネットワークの構築 | |
| (1) 国際交流・物流拠点の核となる空港の整備 | 684 |
| (2) 人流・物流を支える港湾の整備 | 686 |
| (3) 陸上交通基盤の整備 | 687 |
| (4) 臨空・臨港型産業の集積による国際物流拠点の形成 | 688 |
| (5) 農林水産物の流通・販売・加工対策の強化 | 692 |
| 4 地方自治拡大への対応 | |
| (1) 沖縄特別制度等の活用 | 693 |
| (2) 沖縄振興交付金制度の活用 | 694 |
| (3) 地方税財源の充実 | 697 |
| (4) 地方分権への対応と道州制についての検討 | 698 |

第5章 圏域別展開

| | |
|-----------------------|-----|
| 1 北部圏域 | 701 |
| (1) 主な取組による成果等 | 706 |
| ア 環境共生型社会の構築 | 706 |
| イ 圏域の特色を生かした産業の振興 | 707 |
| ウ 生活圏の充実 | 708 |
| エ 駐留軍用地跡地利用の推進 | 710 |
| オ 国際交流等の推進 | 710 |
| (2) 今後の主な課題 | 711 |
| 2 中部圏域 | 712 |
| (1) 主な取組による成果等 | 717 |
| ア 個性豊かで魅力あふれる基幹都市圏の形成 | 717 |
| イ 圏域の特色を生かした産業の振興 | 718 |
| ウ 国際交流・貢献等の推進 | 720 |
| エ 駐留軍用地跡地利用の推進 | 721 |
| (2) 今後の主な課題 | 721 |
| 3 南部圏域 | 722 |

| | |
|-----------------------|------------|
| (1) 主な取組による成果等 | 727 |
| ア 個性豊かで魅力あふれる基幹都市圏の形成 | 727 |
| イ 圏域の特色を生かした産業の振興 | 730 |
| ウ 国際交流・貢献等の推進 | 732 |
| エ 駐留軍用地跡地利用の推進 | 733 |
| (2) 今後の主な課題 | 733 |
| 4 宮古圏域 | 735 |
| (1) 主な取組による成果等 | 739 |
| ア 環境共生型社会の構築 | 739 |
| イ 拠点都市機能の充実 | 740 |
| ウ 圏域の特色を生かした産業の振興 | 740 |
| エ 生活圏の充実 | 741 |
| オ 国際交流等の推進 | 743 |
| (2) 今後の主な課題 | 743 |
| 5 八重山圏域 | 744 |
| (1) 主な取組による成果等 | 749 |
| ア 拠点都市機能の充実 | 749 |
| イ 圏域の特色を生かした産業の振興 | 749 |
| ウ 生活圏の充実 | 751 |
| エ 環境共生型社会の構築 | 752 |
| オ 国際交流等の推進 | 752 |
| (2) 今後の主な課題 | 753 |

巻末資料

| | |
|----------|-----|
| 「成果指標」一覧 | 756 |
|----------|-----|

第2章 沖縄振興の現状と課題

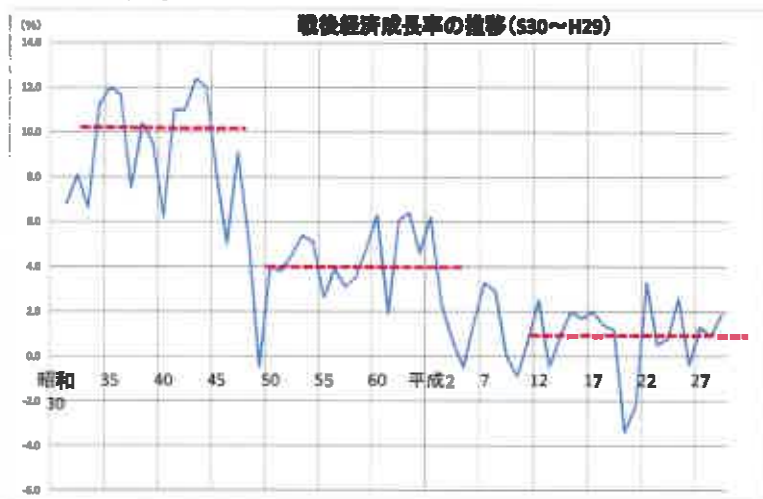
1 我が国及び本県経済社会の動向

本項では、沖縄振興が図られてきた本土復帰以降の約50年、本県を取り巻く経済社会はどのようなものだったのか、動向を概観する。

次項の「2章2 これまでの沖縄振興の分野別検証」の前提として、沖縄振興が図られた当時の我が国や本県の经济社会状況を背景として概観しておくことにより、検証の助けとしたい。

(1) 我が国経済社会の動向

一般的に戦後以降の日本経済の成長段階は大きく3期に分けられる。すなわち、①終戦から高度成長期（実質GDP成長率10%程度）、②第1次オイルショック頃からバブル崩壊までの安定成長期（同4%程度）、③バブル崩壊以降の低成長期（同1%程度）の3段階である。ここでは、この3つの成長段階に分け、戦後の我が国の经济社会を概観する。



出典：内閣府「国民経済計算」

ア 戦後復興と高度経済成長（昭和20年から昭和48年頃まで）

敗戦後の日本では、米国を中心とした占領当局により、財閥解体、労働民主化、農地改革といった大胆な改革が実施された。昭和20年から7年間にわたる占領当局による占領期間当初の政策は、日本が再び戦争を起こさないよう、軍事力の基礎となる重化学工業から、農業と軽工業へ転換することであり、戦時中の貿易封鎖も戦後数年間維持されていた。しかし、その後、昭和25年の朝鮮戦争勃発や冷戦激化等による占領

政策の変更で、海外からの原材料輸入、製品輸出が再開された。朝鮮戦争特需によって国内に流入した外貨は、投機資金に向かうことなく、物不足で旺盛な国内需要に対応する生産につながり、さらに戦時中に老朽化した生産設備の更新を中心とする投資を可能にし、更なる生産増加につながっていった。

日本は昭和20年代終わり頃から昭和40年代終わり頃まで、約20年にわたって実質GDPで平均10%近くの高い経済成長率を維持した。鉄鋼、石油化学などの重厚長大産業が太平洋ベルト地帯に展開し、このような産業で供給された素材を用いた加工組立産業が発展した。さらに、生産年齢人口増加は、国内の乗用車、家電製品等の需要を見越した設備投資による好循環を生み出していった。

高度経済は、国民の生活を確実に豊かにしていった一方で、地域間格差や公害問題等の発生といった負の側面ももたらした。また、高度経済成長期には、集団就職等で地方から多くの若い男女が都市部へ労働力として移動することで、高い労働力配分の効率性を実現していたが、急激な人口移動は、都市部では過密問題、地方では過疎問題として起こってきた。このため、国は、昭和37年、全国総合開発計画（全総）を策定し、全国の均等な発展を目指した。以後、全総は5次にわたって計画、実行されたが、平成17年に廃止され、現在は、国土形成計画に引き継がれている。

イ グローバル化の進展とバブル経済（昭和48年頃から平成3年頃まで）

昭和24年以後、高度経済成長期を通じて1ドル＝360円の固定相場制が続いていたが、昭和46年のニクソンショックを契機に各国が変動相場制へ移行してから、大幅な円高ドル安が進行した。さらに、昭和48年のオイルショックによってインフレが発生するなど、我が国は世界的な経済環境変化の影響を強く受けた。昭和47年からの列島改造ブームによる地価高騰等と相まって、狂乱物価とも言われたインフレは、国が総需要抑制策を講じたことで抑制されたが、消費低迷、大型公共工事の凍結・縮小等により、昭和49年は戦後初のマイナス成長となり高度成長は終わりを迎えた。

海外に目を向けると、昭和40年代終わりから昭和50年代は、世界的に経済のグローバル化が進み、NIEs（新興工業経済地域）と呼ばれる国、地域が低賃金により国際競争力を高め、アジアでは、韓国、台湾、シンガポール、香港が経済発展により注目を浴びた。昭和53年には中国が改革開放路線を採用し、日本企業も進出し始めた。

このような状況で我が国では、昭和50年代の高度経済成長期において産業の中心だった鉄鋼、石油化学などといった重化学工業が、エネルギーコストの上昇などのため後退し、かわって、自動車産業や情報機器、家電などエレクトロニクス技術を駆使した産業がリーディング産業となった。その後、組立加工型製品の米国向け輸出拡大と原油価格の低下により、昭和50年代後半から日本の経常収支黒字は大幅に増加した。

しかし、昭和58年以降、アメリカの経済停滞による財政赤字と経常収支赤字、いわゆる「双子の赤字」が拡大していき、昭和60年、国際収支不均衡の是正を目的に、先進5か国（G5）蔵相・中央銀行総裁会議で、円高ドル安に誘導する協調介入の合意、いわゆる「プラザ合意」が行われた。それ以降、円高が急激に進行していった

1 め、円高不況となり、家電など多くの輸出関連企業が生産拠点を海外に移すことで国
2 内産業が衰退する「産業の空洞化」の進展が懸念されるようになった。

3
4 国はこれらに対応するため、昭和62年、公共投資を中心とする総合経済対策の実施
5 や公定歩合の引き下げなど財政・金融面による景気刺激策を講じた。これを機に我が
6 国経済は景気回復へと向かうこととなったが、景気拡大が続く中で、土地や株式と
7 いった資産価格が急騰し、金融機関もそれらの投機に対し積極的に融資したことなど
8 により、いわゆる「バブル経済」と言われる極端な好景気が発生した。

9 ウ デフレ経済と人口減少社会の到来（平成3年以降）

10 昭和62年頃から始まった空前の好景気は、株価が平成元年末に、地価が平成3年に
11 史上最高値をつけた後、急速に下落し、「バブル経済の崩壊」が起こった。その結
12 果、国内需要が減退する中で物価下落が続くデフレ状態に陥った。

13
14 このような経済状況に対し、国は大型の経済対策を実施し、また、平成7年に発生
15 した阪神・淡路大震災後の復興需要や、携帯電話の急速な普及などの新規需要もあ
16 り、平成7年度、8年度の経済状況は比較的良好なものとなった。

17 しかし、平成9年の消費税率の引き上げや、同年発生したアジア通貨危機による国
18 内大手金融機関等の相次ぐ経営破たんは、家計消費や企業経営に大きな影響を与え、
19 平成9年度の実質GDPはゼロ成長、10年度はマイナス成長となった。

20
21 バブル崩壊後、平成6年頃から雇用情勢が悪化し就職氷河期と呼ばれていたが、平
22 成10年以降、経済危機のあおりを受け、更に厳しい就職難となった。この頃から就職
23 をあきらめた若者達、ニートの問題が社会的に取り上げられるようになった。

24 バブル崩壊による資産価格下落が生んだ不良債権問題では、多くの金融機関がひた
25 すら不良債権の精算時期を先送りし、新規貸付けに消極的になることで、経済活動の
26 停滞が続き、「失われた10年」と呼ばれた。平成13年から小泉政権で本格的に不良債
27 権処理に取り組んだ結果、主要銀行の不良債権は低下し、平成18年でほぼ解消した。

28
29 また、平成12年以降、中国、アメリカ経済の好調に支えられた輸出が伸び、平成14
30 年からは、緩やかながら回復局面に入り、拡張期間としては高度経済成長期のいざな
31 ぎ景気を超える戦後最長のものとなった。輸出入を合計した対中貿易額は平成12年以
32 降増え続け、平成19年に対米貿易額を超えて以降、我が国の最大の貿易相手国は中国
33 となった。中国は高度経済成長を続け、平成22年に日本を超えGDP世界第2位と
34 なっている。

35 平成14年以降、長期の景気拡大が続いていたが、平成20年9月にアメリカで発生し
36 たリーマンショックによる影響で、日本も含めた世界同時不況に陥った。

37 我が国がリーマンショック後の2年連続のマイナス成長から立ち直りかけた平成23
38 年に、東日本大震災は発生した。その被害は広域にわたり、推計被害額は16.9兆円に
39 達すると公表された。

40
41 我が国の人口は、少子高齢化の急速な進行に伴い、平成17年の統計調査において初
42 めて自然減となり、平成20年から本格的な人口減少社会が始まっている。平成26年に

1 は、更に進行する高齢化社会における社会保障等の財源として、消費税が引き上げら
2 れた。

3 少子高齢化の進行で、生産年齢人口が減少すると同時に消費人口は増加しており、
4 平成26年頃から多くの業種で人手不足が深刻化してきた。このため、労働者一人当た
5 りの労働生産性の向上や、女性、高齢者の更なる労働参加率向上が求められるよう
6 になった。

8 (2) 本県経済社会の動向

9 昭和47年の本土復帰以降、沖縄振興開発計画がスタートするが、沖縄が日本復帰を
10 果たした時期は、日本本土は既に高度経済成長期の終盤であり、本県と本土との社会
11 資本整備の遅れや生産基盤に大きな格差があった。

12 復帰後の集中的な社会資本等の整備に伴い、本県の産業・経済構造は大きく公的投
13 資に依存する経済構造に変化した。第1次産業、製造業が過剰し、建設業とサービス
14 産業が急激に比重を高め、現在にもつながる第3次産業に偏った、他県と異なる特殊
15 な産業構造を有する県となっていった。これらは、終戦後約27年間、本県が米軍統治
16 下にあった歴史的背景の影響が大きい。

17 ここでは、米軍統治時代、第1次から3次の振興開発計画、沖縄振興計画、沖縄
18 21世紀ビジョン基本計画の期間に分けて、本県がどのような経済社会をたどってきた
19 のかを概観する。

20 なお、本項で概観する統計数値の推移等については、「2章3 社会経済フレーム
21 (計画展望)の動向」における図表を参照されたい。

22 (「総人口の推移」：図表2-3-1、「産業別就業者数・完全失業率の推移」：

23 図表2-3-3、「県内総生産(名目)の推移」：図表2-3-6)

25 ア 米軍統治下時代(昭和20年度～昭和46年度)

26 沖縄は、戦後27年間、米軍統治下にあり、同時期の本土各県とは全く異なる施策が
27 展開された。

28 本土では、アメリカと日本政府により、西側諸国の一員として経済復興を目指す施
29 策が取られ、製造業を中心に高度経済成長が実現されたが、アメリカの沖縄政策は、
30 米軍基地の安定運用が最優先とされ、住民の経済・社会・福祉の政策は、遅れること
31 になった。また、本土では早い段階から1ドル=360円の輸出産業育成の固定相場が
32 設定されたのに対して、沖縄では基地建設等の支払に有利な1ドル=120B円の軍票
33 やドル通貨制が設定されていた。

34
35 米軍統治下の沖縄でも経済成長を果たし、昭和20年の人口33万人から、昭和47年の
36 復帰直前には、96万人にまで急増した。しかし、その成長を支えたのは米軍関係収入
37 や日米両政府からの援助だった。援助等の拡大が所得と消費を拡大させ、経済規模を
38 成長させたが、資源や技術力の乏しさ、狭い市場、基盤整備の遅れ、優遇税制の
39 欠如等の理由から生産力増大というよりも、輸入増大による経済成長となっていた。

40
41 沖縄戦で生産基盤や生活基盤に壊滅的被害を受けた沖縄経済が、米軍統治下で復興
42 するためには、米国の援助、米軍基地の雇用、地代、建設工事等の基地収入に依存す

るしかない状況にあった。

以上のとおり、沖縄は、日本本土経済が大きく発展した昭和30年代から40年代終りの高度成長期を通して米軍統治下にあり、経済社会の発展のための十分な資金投下がなかった。また、日本政府の産業政策が及ばないなど、社会生活基盤、産業基盤整備の絶対的な遅れと、製造業が育たないまま、昭和47年5月15日に日本に復帰することとなった。

イ 第1次沖縄振興開発計画期間（昭和47年度～昭和56年度）

第1次沖縄振興開発計画期間中の本県経済社会は、昭和50年に開催された沖縄国際海洋博覧会に関連する大型公共投資や民間設備投資、観光客の増加に牽引され、昭和50年度までは全体的に好調に推移した。

しかし、沖縄国際海洋博覧会閉幕後は、公共投資の減少、民間設備投資の停滞、観光収入の減少などにより景気は次第に減速し、昭和51年度の県経済は、実質マイナス成長という状況となった。復帰に伴う基地従業員の大量解雇、オイルショック後の経済停滞による本土就職者の減少、離農、新規学卒者の滞留などが重なり、完全失業率は全国平均が2%程度で推移する中で、本県は昭和47年の3.7%から昭和52年の6.8%に上昇し問題化した。

失業率問題はあったものの、沖縄国際海洋博覧会の開催により観光地沖縄の知名度は全国的なものとなり、入城観光客数は昭和52年から再び増加し、社会資本整備に伴う公共工事とともに県経済を支え、第1次振興開発計画期間の10年間の本県経済は、順調に拡大した。

人口は、昭和47年の96万人から昭和56年の111万8千人に増加した。

ウ 第2次沖縄振興開発計画期間（昭和57年度～平成3年度）

第2次沖縄振興開発計画期間中の本県経済は、海邦国体の開催や公共投資、民間設備投資及び観光収入の伸びに支えられ比較的順調に推移した。特に観光・リゾート産業については、昭和62年にゆとりある国民生活を実現し、地域の振興を図ることを目的に「総合保養地帯整備法（リゾート法）」が制定され、バブル経済を背景に民間投資による海浜リゾート施設の整備などが着実に進展したことや新規航空路線の拡充などにより、平成3年には入城観光客数が300万人を超えた。

本計画期間中においては、沖縄本島西海岸を中心とした大型リゾートホテルの開業や、昭和62年の沖縄自動車道の全線開通、沖縄コンベンションセンターの整備など、観光客の受入基盤が整備拡充されており、本県が目指す観光立県の重要な布石となった。

完全失業率は昭和57年の4.9%から平成3年の4.0%に低減し、人口は、昭和57年の113万人から平成3年の129万9千人に増加した。

エ 第3次沖縄振興開発計画期間（平成4年度～平成13年度）

第3次沖縄振興開発計画期間中の本県経済は、バブル経済が崩壊し全国的に景気が

低迷している中、公共投資や観光収入がおおむね順調に伸びたものの、民間設備投資や民間消費が低迷したことから、実質経済成長率は比較的低い伸びとなった。

また、平成7年に起こった米兵による少女暴行事件をきっかけに本県の基地問題が全国的に注目されるようになり、平成8年9月の橋本内閣総理大臣談話に基づき、本県の基本政策に関する協議を行う機関として沖縄政策協議会が設置され、沖縄振興のための特別な調整費（特別調整費）が創設されるなど、国として、沖縄に関連する施策の更なる充実、強化を図っていく姿勢が打ち出された。

平成9年には航空機燃料税の軽減措置が創設され、以降、平成10年には情報通信産業地域、観光振興地域、特別自由貿易地域が創設された。また、特別自由貿易地域では法人税35パーセントの所得控除制度等が盛り込まれるなど優遇措置が拡充された。

こうした国による取組に加え、平成4年の首里城公園の開園もあり、平成10年には入城観光客数が400万人を超え、観光・リゾート産業は本県のリーディング産業に成長した。また、情報通信産業は、平成8年頃からコールセンターを中心に本県への立地が進んだ。

その一方で、バブル経済崩壊後の全国的な景気低迷により、完全失業率は平成4年の4.3%から平成13年の8.4%にまで悪化した。人口は、平成4年の123万9千人から平成13年の132万7千人に増加した。

オ 沖縄振興計画期間（平成14年度～平成23年度）

沖縄振興計画期間中の我が国経済は、平成14年1月以降、回復局面に入り、拡張期間としてはいざなぎ景気を超える戦後最長のものとなった。このことは沖縄経済にも好影響となり、平成14年の美ら海水族館開館や、沖縄ブームと相まって観光客数は大幅に増加し、平成15年度入城観光客数は500万人を超え、平成18年度に復帰後の累計観光客数が1億人を突破した。また、新たなリーディング産業にまで成長してきた情報通信関連産業についても、本土沖縄間の通信コスト低減化や立地コストの安さなどを背景に、コールセンターのほかソフトウェア開発業等の企業立地が進んだ結果、同産業の生産額は増加し、多くの雇用創出が図られた。

しかし、平成20年に発生したリーマンショックの影響が、時間差を置いて本県へ波及し、円高や旅行需要の冷え込み等による観光客の減少、外資や本土資本によるホテル・マンションの民間投資の抑制、業績悪化を受けての新卒採用抑制や県外求人への減少による雇用情勢の悪化等、県内景気は後退局面に転じた。

他方、国外に視点を移すと、平成19年に我が国の対中貿易額が対米貿易額を超え、平成22年に中国のGDPが日本を抜き世界第2位となるなど、中国をはじめとするアジア地域が急速に成長し、ますます経済のグローバル化が進んできた。それまで不利とされてきた沖縄の地理的特性は、アジアの中心に位置する有利なものとして捉え直すことができるようになってきた。

また、情報通信技術の発展は、沖縄の距離的不利性を下げることで、情報通信関連産業をより集積させることを可能にした。

我が国の人口は、高齢化の急速な進行に伴い、平成20年から人口減少社会となったが、本県は令和12年(2030年)頃まで引き続き増加することが見込まれるなど、沖縄が有する潜在的可能性が見直され始めた。

県では、このような時代環境の変化の中で、本県の未来を展望するため、県民意見を基に沖縄のあるべき姿、ありたい姿を示す道標となる長期的なビジョンとして、平成22年3月におおむね2030年を目途とした構想である「沖縄21世紀ビジョン」を県自らの手で策定した。

沖縄振興計画期間中、完全失業率は、我が国の緩やかな長期の景気回復に伴い、平成14年の8.3%から平成23年の7.1%にまで低減した。人口は、平成14年の133万6千人から平成23年の140万3千人に増加した。

カ 沖縄21世紀ビジョン基本計画期間(平成24年度～令和3年度)

平成24年、県では、広くアジアを見据えながら、長期的な観点から未来を展望し、県民全体で共有する沖縄の将来像を描いた「沖縄21世紀ビジョン」の実現を目標とする、「沖縄21世紀ビジョン基本計画」を策定した。

沖縄21世紀ビジョン基本計画期間における本県経済は、平成24年については前年発生した東日本大震災の影響でマイナス成長となったものの、平成25年度以降、観光産業を中心に好調に伸びてきた。

平成23年の数回にわたる中国人観光客の増加に加え、新たに創設された制度である一括交付金(ソフト)を活用した戦略的プロモーション活動等が、東アジア各国からの航空路線拡充や、クルーズ船寄港回数の増加につながった。入城観光客数は平成25年度から5年連続で10%前後の伸びで過去最高を記録し、平成29年度は958万人となった。観光収入も同様に5年連続で過去最高を記録した。

本県が有する豊かな観光資源を目当てに日本国内のみならず、世界的なホテルブランドが次々進出してくるなど、アジア有数のリゾート地へとなってきた。

雇用情勢も大きく改善し、有効求人倍率は、平成24年度から8年連続で上昇し、平成29年度に1.11倍となり復帰後初めて年間で1倍台を超えた。

また、完全失業率も、平成23年の7.1%から7年連続で改善し、平成30年は3.4%となり、昭和48年に記録した3.5%を45年ぶりに下回った。

全国と同様、本県でも多くの業種で人手不足が深刻化しており、労働者一人当たりの労働生産性の向上や、女性、高齢者の更なる労働参加率向上が求められるようになっている。

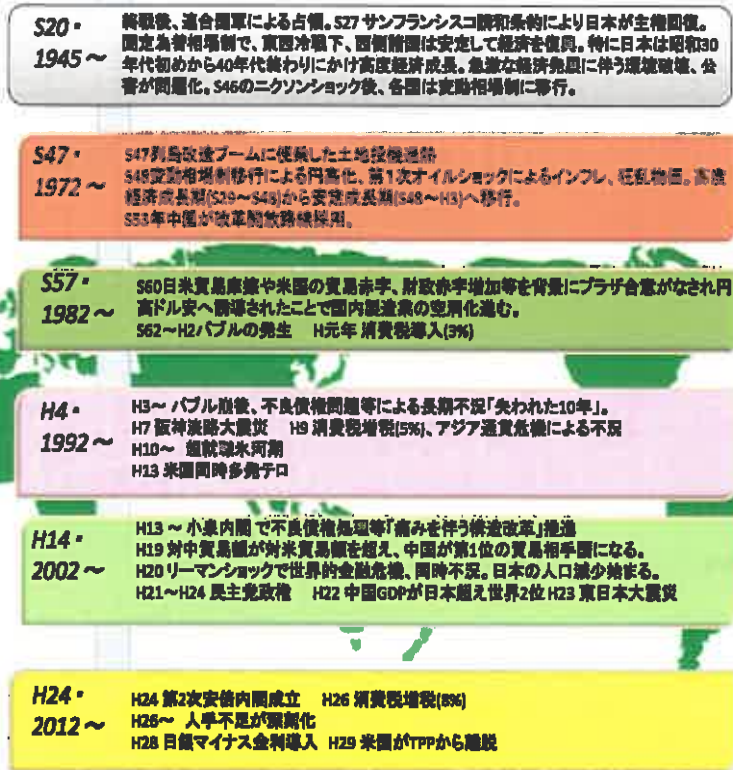
その一方で、平成27年度に実施した調査の結果、沖縄の子どもの貧困率が29.9%で、その割合が全国16.3%の約1.8倍であることが明らかとなった。深刻な子どもの貧困問題への対策の重要性が認識されるようになり、「沖縄子どもの貧困対策計画」の策定や、沖縄子どもの未来県民会議の設立など、官民挙げた県民運動として様々な取組が進められている。

人口は、平成24年の141万2千人から平成29年の144万4千人に増加した。

これまでの沖縄振興計画の目標と主な沖縄振興策等



沖縄振興計画期間中における国内外の主な社会背景



1 2 これまでの沖縄振興の分野別検証

2 昭和47年の本土復帰以降、沖縄の自立的発展や豊かな住民生活の実現を目標として、
3 沖縄振興が図られてきた。
4 平成24年に策定した沖縄21世紀ビジョン基本計画では、「沖縄らしい優しい社会の
5 構築」が県民に安らぎと活力をもたらす、「強くしなやかな経済発展」を支え、同時に
6 自立型経済の構築によって生み出された利益が優しい社会の構築に寄与するという、好
7 循環関係を目指すことを施策展開の基軸的な考え方としている。
8 本項では、これら2つの基軸的考えに共通する「将来像実現の原動力となる人づくり
9 り」という枠組みを合わせた3つの枠組みに沿って、復帰以降の分野別の取組を点検す
10 ることにより、沖縄振興の現状と課題を明らかにし、今後の対策の方向性を示すことと
11 する。

13 (1) 沖縄らしい優しい社会の構築

14 米軍統治下の沖縄は、教育、福祉、保健医療等の環境整備等の面でも本土各県に比
15 べ大きく遅れていたため、復帰後、沖縄振興開発特別措置法及び沖縄振興特別措置法
16 による高率補助の活用により、学校、保育所、高齢者、障害者福祉施設、保健医療施
17 設等の基本的な社会資本整備や体制面を含めた環境整備が着実に進められてきた。
18 また、島しょ県の不利性を克服する空港、港湾等の社会基盤や生活基盤も着実に整
19 備が進み、観光リゾート産業や情報通信産業も順調に伸長してきた。一方、豊かな自
20 然環境や地域の伝統行事が徐々に失われ、都市化・過疎化が進むにつれ、地域におけ
21 る連帯感が希薄化し、子育てや老後への不安が増加している状況を背景に、県民の多
22 くから沖縄らしい優しい社会の構築を求める声が高まってきている。

24 A 環境保全

25 本県は、亜熱帯海洋性気候のもと、サンゴ礁が発達した青い海と貴重な野生生物が
26 数多く生息・生育する緑豊かな島々から構成され、固有の自然環境を有している。
27 こうした貴重な自然環境が存在する一方、昭和47年の本土復帰以降、社会資本整備
28 をはじめとする各種開発が急速に進み、自然環境破壊や赤土等流出などの環境問題が
29 顕在化した。
30 また、社会経済活動が進展し県民生活が豊かになる一方で、廃棄物の処分は大きな
31 課題となった。さらに、廃棄物への対応については、狭い島しょ性や環境負荷など
32 についても考慮することが求められるようになった。

34 このような背景のもと、本県では、具体的な各種の環境の保全及び創造に関する施
35 策の総合的かつ計画的な推進を目的として、平成16年に「沖縄県環境基本計画」を策
36 定した。平成25年には「第2次沖縄県環境基本計画」を策定し、総合的な環境保全施
37 策を展開している。このように、環境基本計画に基づき実施した施策は、自然環境の
38 保全や廃棄物の抑制などに一定の成果を挙げている。

40 本県は、貴重な自然環境を次世代に継承するため、自然環境の保全、再生及び適正
41 利用を推進するとともに、島しょ地域の特性を踏まえた循環型社会の構築などを目標
42 としている。

(7) 自然環境の保全・再生・適正利用

■ 豊かな自然の保全

(現状)

昭和47年、国は「自然環境保全法」を制定し、これを基として自然環境保全の確立を図る法令及び行政機関の整備を進めてきた。

昭和48年、本県においても、無秩序な自然破壊を防止するため「沖縄県自然環境保全条例」を制定した。また、県は、豊かな自然環境の実態把握のため、自然環境保全基礎調査を同年から実施しており、当該調査結果を施策の推進に活用している。昭和50年には「沖縄県自然環境保全基本方針」を定めるなど、自然環境保全の方向づけなどを行った。

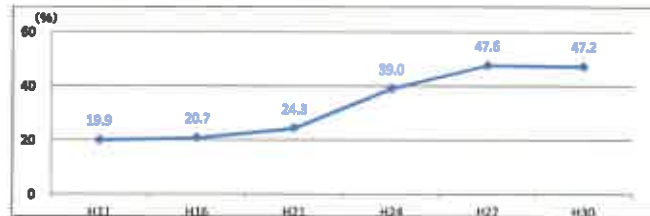
平成6年、河川や海域の生態系等に悪影響を及ぼしていた赤土等の流出問題に対応するため、県は「沖縄県赤土等流出防止条例」を制定した。平成25年には、より一層、赤土等の流出量を削減するため「沖縄県赤土等流出防止対策基本計画」を策定し、平成27年には「沖縄県赤土等流出防止対策行動計画」を策定した。

これらの関係法令、方針等に基づき、人間生活と調和のとれた自然環境の保全・創出等を図るため、本県では、野生生物の保護、自然環境の保全、自然公園の保護、赤土等流出防止対策等を行っている。

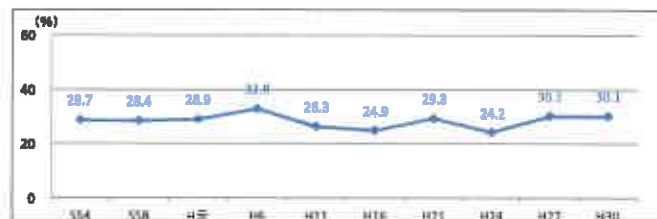
これらの取組により、自然環境の保全・再生・適正利用に関する県民意識調査の県民満足度はそれぞれ向上している。

<県民意識調査>

質問項目：豊かな自然が保全されていること



質問項目：赤土流出、騒音、環境汚染等が少なくなること



(a) 野生生物の保護

県では、沖縄の野生生物相の状況を把握し、生息・生育域を次世代に引き継ぐため、野生生物の保護対策を講ずる基礎資料として「沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物（レッドデータおきなわ）」を平成8年に制作した。以後、継続的に調査を重ね、平成18年に第2訂版、平成28年から平成29年にかけて第3訂版を発行した。

「レッドデータおきなわ」に掲載されている絶滅種数は、平成8年に23種（動物6種、植物16種、蕨類1種）だったものが、平成18年に19種（動物9種、植物10種）となった。平成29年には水質・土壌の汚濁などの要因により、新たに「リュウキュウカワザンショウ」が絶滅種に加わるなど、21種（動物11種、植物10種）となった。【表2-2-1-1-1】、【表2-2-1-1-2】

【表2-2-1-1-1】 絶滅種数

Table showing the number of extinct species from Heisei 8 to Heisei 29, categorized by animal, vascular plants, ferns, and algae.

※絶滅と判断されていた種の生息が確認された事例があったため、絶滅種数が減少している。出典：沖縄県環境部「第3訂レッドデータおきなわ」（動物類、菌類類・植物類）

【表2-2-1-1-2】 沖縄の絶滅危機種

Table showing the number of species at risk of extinction in Okinawa, categorized by group and risk level (I, II, III).

※絶滅危機Ⅰ類にはIAとIBを含んでいる。出典：沖縄県環境部「第3訂レッドデータおきなわ」（動物類、菌類類・植物類）

こうした希少種をはじめとする野生生物の保護のため、本県では「生物多様性

1 おきなわ戦略」の推進やマングースなどの外来種対策を行っている。

2
3 マングース対策については、平成12年度から北部3村（国頭村、東村及び大宜
4 味村）において駆除を実施し、北上防止柵を設置したほか、平成18年度には環境
5 省と共同で「沖縄島北部地域におけるマングース防除実施計画」を策定し、北部
6 地域における希少種の食害防止に取り組んでいる。マングースの完全排除を目指
7 す第一防止柵以北におけるマングース捕獲数は、平成15年度から20年度まで、年
8 間約500～600頭で推移していたが、平成19年度の619頭をピークに年々減少してい
9 る。平成28年度には初めて100頭を下回り、平成29年度は28頭となるなど、マン
10 グースの生息数は着実に減少しているものと考えられる。

11
12 海域生態系を保全するための取組としては、サンゴ礁の保全・再生を図るた
13 め、オニヒトデの駆除やサンゴ礁の再生実証事業などを行っている。

14 オニヒトデについては、昭和45年頃から異常発生し、サンゴの生育が危機的状
15 況になったことから、大量発生時の集中的な駆除のほか、大量発生メカニズムの
16 解明等調査研究を実施し、総合的な対策を講じている。昭和49年度から平成26年
17 度までに累計で約255万匹のオニヒトデを駆除するなど、一定の成果をあげてい
18 る。

19 サンゴ礁の再生実証事業については、平成23年度末より、特別調整費や一括交
20 付金（ソフト）を活用し、恩納村の海域などでサンゴ種苗の植付けなどを実施し
21 ている。平成23年度から平成28年度までに、3.42haの海域で累計約15万本のサン
22 ご種苗の植付けを行った。

23
24 鳥獣の保護について、本県では復帰後、第3次から第12次までの鳥獣保護事業
25 計画を策定し、鳥獣保護区や特別保護地区の設定を行っているほか、狩猟免許の
26 交付、鳥獣保護の普及啓発など諸施策を実施してきた。

27 鳥獣保護区は、野生鳥獣の積極的な保護増殖を図ることを目的とした地域で、
28 環境大臣が指定する国指定鳥獣保護区と県知事が指定する県指定鳥獣保護区があ
29 る。

30 復帰当時、川平湾鳥獣保護区（石垣市 1,500ha 昭和45年3月指定）、名護岳鳥
31 獣保護区（名護市 414ha 昭和40年6月指定）など、県内の鳥獣保護区は県指定の
32 保護区で19か所 2,964haであった。

33 その後、屋我地鳥獣保護区（名護市 3,680ha 昭和51年11月指定）、与那国鳥
34 獣保護区（与那国町 300ha 昭和56年3月指定）が国において鳥獣保護区に指定され
35 るなど、昭和57年度の県内鳥獣保護区は24か所 1万5,136ha（国指定4か所
36 4,248ha、県指定20か所 1万888ha）となった。

37 平成4年3月、国において西表鳥獣保護区（竹富町 3,841ha）が、昭和59年11
38 月には県において伊良部鳥獣保護区（伊良部町（現：宮古島市）4,946ha）が指定
39 されるなど、平成4年度の県内鳥獣保護区は26か所 2万3,931ha（国指定5か所
40 8,089ha、県指定21か所 1万5,842ha）となった。

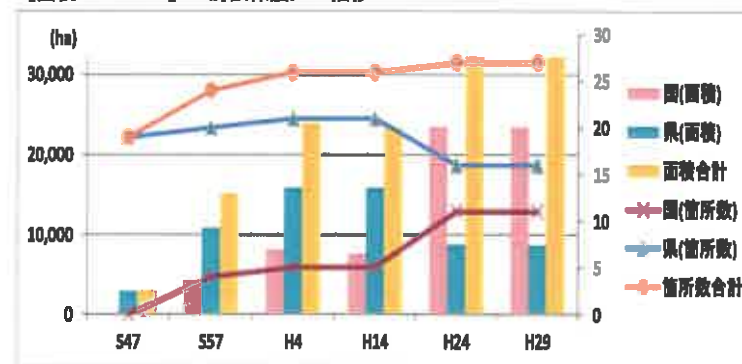
41 以後、更新等により平成14年度の県内の鳥獣保護区は26か所 2万3,412ha（国
42 指定5か所 7,576ha、県内指定21か所 1万5,836ha）となるが、国指定の鳥獣保

1 護区として、平成15年11月に名護アンバル鳥獣保護区（石垣市 1万218ha）、平
2 成16年11月に大東踏島鳥獣保護区（南大東村、北大東村 4,521ha）が指定され、
3 平成23年11月には西表鳥獣保護区（竹富町 1万218ha）が拡張されるなど、平成
4 24年の県内鳥獣保護区は27か所 3万2,252ha（国指定11か所 2万3,462ha、県指
5 定16か所 8,790ha）と大幅に増加した。

6 平成30年11月現在の県内の鳥獣保護区は、国指定鳥獣保護区が11か所 2万3,455
7 ha、県指定鳥獣保護区が16か所 8,731haの計27か所 3万2,186haとなっており、
8 復帰時と比較すると約11倍となっている。当該区域では、狩猟の禁止や一定の開
9 発行為に対する規制が行われるなど、野生鳥獣の保護増殖に大きな役割を果たし
10 ている。【図表2-2-1-1-3】、【表2-2-1-1-4】

11 また、平成11年5月、国指定の鳥獣保護区である漢湖が 国際的に重要な湿地と
12 してラムサール条約に登録された。平成24年、同じく国指定鳥獣保護区である与
13 那覇湾が登録されるなど、平成30年3月現在、県内5か所がラムサール条約登録
14 湿地となっている。

【図表2-2-1-1-3】 鳥獣保護区の推移



30 出典：沖縄県環境部「環境白書」

【表2-2-1-1-4】 鳥獣保護区の指定状況 (H30.11.1現在)

| 種別 | 名称 | 所在地 | 鳥獣保護区 | | 特別保護地区 | |
|---------|---------|-----------------------|-------------------------|-----------------------|-----------------------|---------|
| | | | 面積 ha | 指定 年 | 面積 ha | 指定 年 |
| 鳥獣保護区 | 1 仲 久米島 | 249 | H27.11.18 1977.11.18 | | | |
| | 2 大 大宜味 | 216 | H27.11.1 1977.11.1 | | | |
| | 3 名 名護 | 271 | H27.11.1 1977.11.1 | 247 | H27.11.1 1977.11.1 | |
| | 4 名 名護 | 408 | H27.11.1 1977.11.1 | | | |
| | 5 山 山原 | 180 | H27.11.1 1977.11.1 | 0 | | |
| | 6 北 北谷 | 0 | H18.3.3 1978.3.3 | 0 | H18.3.3 1978.3.3 | |
| | 7 東 東川 | 230 | H27.11.1 1977.11.1 | 0 | H27.11.1 1977.11.1 | |
| 小計 | | 1,208 | 799 | 254 | 247 | |
| 特別保護地区 | 8 伊 伊波 | 4,891 | H28.11.1 1988.11.1 | | | |
| | 9 嘉 嘉手元 | 794 | H28.11.1 1988.11.1 | 0 | H28.11.1 1988.11.1 | |
| | 小計 | | 6,118 | 249 | 0 | 147 |
| | 10 宇 宇志 | 0 | H28.11.1 1988.11.1 | 11 | H28.11.1 1988.11.1 | |
| | 小計 | | 0 | 11 | 147 | |
| | 11 伊 伊波 | 230 | H27.11.1 1977.11.1 | | | |
| | 12 水 水産 | 11 | H18.3.3 1978.3.3 | 11 | H18.3.3 1978.3.3 | |
| | 小計 | | 218 | 249 | 11 | 147 |
| | 13 名 名護 | 120 | H28.11.1 1988.11.1 | 120 | H28.11.1 1988.11.1 | |
| | 14 名 名護 | 34 | H27.11.1 1977.11.1 | 30 | H27.11.1 1977.11.1 | |
| 15 名 名護 | 130 | H27.11.1 1977.11.1 | 90 | H27.11.1 1977.11.1 | | |
| 16 名 名護 | 430 | H27.11.1 1977.11.1 | 31 | H27.11.1 1977.11.1 | | |
| 小計 | | 1,207 | 249 | 240 | 247 | |
| 取組合計 | | 6,781 | 1,027 | 502 | 192 | |

出典：沖縄県環境部「環境白書」

(b) 自然環境の保全

自然環境の保全について、本県は世界自然遺産登録やエコツーリズムの推進と併せ、自然環境保全地域の指定や保全事業などを実施している。

自然環境保全地域とは、優れた状態を維持している森林、海岸、特異な地形地質など、自然的・社会的条件からみて特に保全が必要な地区で、自然環境保全法や沖縄県自然環境保全条例に基づき指定されるものである。

県内の自然環境保全地域については、沖縄県自然環境保全条例に基づき、昭和55年10月に与那国町の久部良岳自然環境保全地域（約130ha）や宇良部岳自然環境保全地域（約215ha）が指定された。その他、伊平屋村の後岳自然環境保全地域（約110ha）、伊是名村の伊是名山自然環境保全地域などが同じ年に指定されるなど、昭和57年度には10か所 794haであった。

昭和58年6月には竹富町西表島の崎山湾（約128ha）が自然環境保全法に基づき

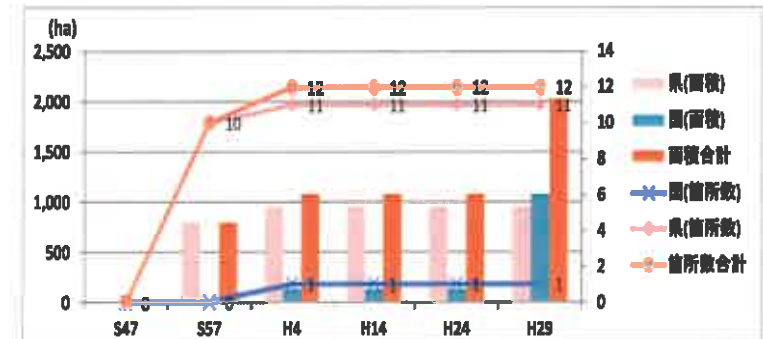
国の自然環境保全地域として指定されたほか、平成元年3月には名護市の嘉津字岳・安和岳・八重岳自然環境保全地域（約166ha）が沖縄県自然環境保全条例に基づき指定された。これにより、平成4年度の県内の自然環境保全地域は12か所 1,078ha（国：1か所 128ha、県：11か所 950ha）となった。

平成27年2月には、竹富町西表島の崎山湾が新たに区域拡張され崎山湾・網取湾自然環境保全地域（1,077ha）として指定された。この海域は、アザミサンゴの巨大な群体を始め、海中生物相が豊かで自然度が高く、我が国で唯一の「海域特別地区」となっている。

平成29年度の県内の自然環境保全地域は、国及び県を合わせて12地域 約2,027ha（平成30年3月現在）となっている。指定地域では、工作物の新築や指定動物の採捕・殺傷等が規制されるなど、自然環境の保全に大きく寄与している。

【図表2-2-1-1-5】、【表2-2-1-1-6】

【図表2-2-1-1-5】 自然環境保全地域の推移



出典：沖縄県環境部「環境白書」

【表2-2-1-1-6】 自然環境保全地域の状況

| 市町村 | 地域名 | 位置 | 面積 (ヘクタール) | | | 自然環境の特色 | 指定年月日 |
|--------|-----------------|------|------------|--------|----------|--|----------------|
| | | | 指定区域 | 保護区域 | 計 | | |
| 那覇市 | 御山岡・須賀崎自然環境保全地域 | 竹富町 | 1,077 | — | 1,077 | 本地域はミドリシ類をはじめとする貴重なサンゴからなるサンゴ礁が発達し、域内の隅みにはアミトリス・ペイサンゴの貴重な群集が存在するなど、豊富な動植物相を有している。 | 昭和27年 2月17日 |
| 久米島町 | 久米島自然環境保全地域 | 久米島町 | 13.21 | 117.04 | 130.3 | ヒロウチがよく発達し、年々島固有の樹種である、また、与那島の動物の主要生息地である。 | 昭和65年 10月6日 |
| 宇良郡 | 宇良郡自然環境保全地域 | 宇良郡 | 46.08 | 168.27 | 214.3 | 山頂にはウラボシ科の植物が生育し、山頂部から南側斜面にかけてはイタドリ科が発達し、サンニシキから新川島にかけては、地形、地質、植生の上から極めて貴重な環境を呈している。 | — |
| 宮崎県 | 宮崎自然環境保全地域 | 宮崎県 | — | 43.57 | 43.5 | サンゴ礁に属するコウライシバナツラギクマツクサ科の植物が生育し、気候温暖化の影響による平地に生育するコウライシバナツラギクマツクサ科の植物がみられる。 | — |
| 比川地 | 比川地自然環境保全地域 | 比川地 | 2.30 | — | 2.3 | この地域は約1mにあり、潮時には一部冠水する凹凸のけしきのあるサンゴ礁からなりたっている。常時海風をうけるミダカニ | — |
| 田舎の久米島 | 田舎の久米島自然環境保全地域 | 久米島町 | 13.06 | 16.00 | 29.1 | 斜面には風刺草が生育し、南側斜面はヒロウチの単純林で占められ、特異の景観を呈している。 | — |
| 後島 | 後島自然環境保全地域 | 久米島町 | — | 109.01 | 109.0 | 平屋の山は、タンナ山、後島、アサギ、後島、賀陽山、阿波山と通っており、山頂部から中腹にかけて、尾根部や後島に沿ってリュウキウマツクサ科の植物が生育している。これらの山々は一体となって島を保全する上で重要な役割を果たしている。 | — |
| 伊良部 | 伊良部自然環境保全地域 | 伊良部町 | 6.84 | 94.41 | 101.3 | リュウキウマツクサ科の植物が生育している。 | — |
| 伊良部 | 伊良部自然環境保全地域 | 伊良部町 | — | 94.40 | 94.5 | リュウキウマツクサ科の植物が生育している。 | — |
| 阿波 | 阿波自然環境保全地域 | 阿波町 | — | 83.18 | 83.2 | リュウキウマツクサ科の植物が生育している。 | — |
| 伊良部 | 伊良部自然環境保全地域 | 伊良部町 | 4.15 | 49.25 | 53.4 | リュウキウマツクサ科の植物が生育している。 | — |
| 宮崎 | 宮崎自然環境保全地域 | 宮崎県 | 68.07 | 88.09 | 156.2 | イソノキの植物が生育し、ヒナカンアオイ、カツラダケカンアオイ等の固有種がみられる。 | 平成元年 8月3日 |
| 合計 | | | 1,251.61 | 796.18 | 2,027.79 | | |

出典：沖縄県環境部「環境白書」

(a) 自然公園の指定

自然公園とは、優れた自然の風景地の保護と利用を目的に、自然公園法や沖縄県立自然公園条例に基づいて指定される公園である。自然公園には、国立公園、国定公園及び県立公園があり、国や県において指定、管理されている。

県内の自然公園については、昭和40年10月に「沖縄海岸政府立公園」1万9,366ha及び「沖縄戦跡政府立公園」5,003haがそれぞれ指定された。また昭和47年4月には「西表政府立公園」4万4,606haが指定された。その後、昭和47年5月の沖縄の本土復帰に伴い、「西表政府立公園」は「西表国立公園」に、「沖縄海岸政府立公園」は「沖縄海岸国定公園」に、「沖縄戦跡政府立公園」は「沖縄戦跡国定公園」にみなされることとなった。

昭和47年度時点の県内の自然公園は、3か所 6万8,975ha（国立：1か所 4万4,606ha、国定：2か所 2万4,369ha）であった。

昭和48年1月に県は「沖縄県立自然公園条例」を制定し、昭和58年5月には、本県初の県立自然公園として、久米島のほぼ全域とその周辺海域を含む1万1,577ha（陸域：5,941ha、海域：5,636ha）を区域とする「久米島県立自然公園」を指定した。

当該県立公園の指定を受け、昭和57年度の県内の自然公園は、4か所9万5,958ha（国立：1か所 4万4,606ha、国定：2か所 3万9,775ha、県立：1か所 1万1,577ha）となった。

その後も、県内の優れた自然の風景地を保護し、利用の増進を図るため、自然公園の指定が行われ、平成7年9月に「伊良部県立自然公園」（5,739ha 陸域：3,415ha、海域：2,324ha）を、平成9年8月に「渡名喜県立自然公園」（1,602ha 陸域：342ha、海域：1,260ha）を指定した。

これら県立自然公園の指定が進んだ結果、平成14年度の県内の自然公園は、6か所 10万5,209ha（国立：1か所 4万4,860ha、国定：2か所 4万1,431ha、県立：3か所 1万8,918ha）となった。

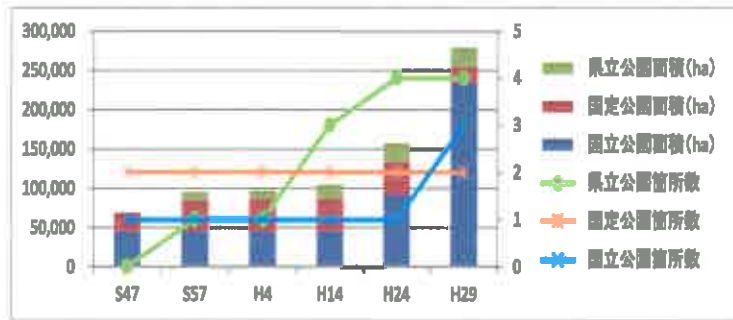
平成23年3月には、多良間島と水納島のほぼ全域とその周辺海域を含む6,300ha（陸域：2,153ha、海域：3,147ha）が、「多良間県立自然公園」として県によって指定された。また、平成24年3月には、石垣島の一部を西表国立公園に編入し「西表石垣国立公園」として、9万1,676ha（陸域：2万1,958ha、海域：6万9,718ha）が国によって指定された。これらの結果、平成24年度の県内自然公園は7か所 15万7,703ha（国立：1か所 9万1,676ha、国定：2か所 4万1,518ha、県立：4か所 2万4,509ha）となった。

平成26年3月には、昭和62年の釧路湿原国立公園の指定以来27年ぶりに全国31番目の国立公園として、慶良間諸島及びその周辺海域を合わせた9万3,995ha（陸域：3,520ha、海域：9万475ha）が「慶良間諸島国立公園」として指定された。そのほか、平成28年9月には、ヤンバルクイナ、ノグチゲラ、ヤンバルテナガコ

ガネなど多くの希少動植物が生息・生育する国頭村、大宜味村、東村の一部及びその周辺海域 1万7,292ha（陸域：1万3,622ha、海域：3,670ha）が「やんばる国立公園」として指定された。

これら国立自然公園の指定が進んだ結果、平成29年度（平成30年3月現在）の県内自然公園は9か所 27万8,862ha（国立：3か所 23万3,437ha、国定：2か所 2万916ha、県立：4か所 2万4,509ha）と平成24年度の自然公園面積と比較して大きく増加している。昭和47年度の6万8,975haと比較しても約4倍に増加している。【図表2-2-1-1-7】、【表2-2-1-1-8】

【図表2-2-1-1-7】 自然公園の推移



出典：沖縄県環境部「環境白書」

【表2-2-1-1-8】 自然公園の状況

| 区分 | 陸域面積(ヘクタール) | | | 海域面積(ヘクタール) | | | 合計 | 指定年月 | |
|-----------|-------------|--------|--------|-------------|--------|---------|---------|---------|----------|
| | 特別保護地区 | 特別地区 | 普通地区 | 自然公園地区 | 普通地区 | 計 | | | |
| 国頭半島国立公園 | 5,181 | 28,914 | 6,898 | 40,883 | 18,823 | 68,574 | 81,487 | 192,100 | S47.8.15 |
| 渡良間諸島国立公園 | 808 | 2,092 | 283 | 3,820 | 6,290 | 82,168 | 90,478 | 93,998 | H28.3.5 |
| やんばる国立公園 | 788 | 11,827 | 1,008 | 13,823 | 0 | 3,670 | 17,292 | 17,292 | H28.8.15 |
| 沖縄海洋国立公園 | 72 | 2,299 | 2,810 | 4,872 | 120 | 10,888 | 10,888 | 15,857 | S47.8.15 |
| 沖縄砂浜国立公園 | 28 | 821 | 2,577 | 3,127 | 1,832 | 1,832 | 5,059 | 5,059 | S47.8.15 |
| 久米島国立自然公園 | 2,283 | 2,742 | 8,128 | 5,743 | 5,743 | 11,888 | 11,888 | 11,888 | H28.3.10 |
| 伊良部国立自然公園 | 387 | 2,063 | 3,411 | 2,324 | 2,324 | 5,739 | 5,739 | 5,739 | H7.8.1 |
| 渡名喜国立自然公園 | 291 | 91 | 342 | 1,280 | 1,280 | 1,802 | 1,802 | 1,802 | H9.8.1 |
| 多良間国立自然公園 | 332 | 1,821 | 2,111 | 3,147 | 3,147 | 5,300 | 5,300 | 5,300 | H28.3.28 |
| 計 | 6,378 | 63,842 | 20,511 | 77,823 | 24,338 | 176,884 | 201,053 | 278,882 | |

出典：沖縄県環境部「環境白書」

(d) 赤土等流出防止対策

本県特有の問題である赤土等の流出については、本土復帰以降、大規模な公共工事や民間のリゾート施設、ゴルフ場等の開発によって河川などに大量に流出し、海域環境の悪化や水産業、観光産業へ大きな影響を及ぼし社会問題化した。

このような赤土等流出問題に対応するため、平成6年、沖縄県赤土等流出防止条例が制定された。

同条例は、事業現場の規制や土地の適正な管理を促進することにより、赤土等の流出を抑制し、自然環境の保全を図ることを目的としている。具体的には、一定規模以上の事業行為を行う場合に、事業者に対し赤土等流出防止対策の内容について事前に届出若しくは通知を行うよう定めるほか、濁水を一定の排出基準値以下で排出するよう義務付けている。

また、県では、条例に基づく規制と併せ、平成7年から海域の赤土等の堆積状況を把握するためのモニタリング調査を行っているほか、沖縄県環境影響評価条例に基づく環境影響評価項目として「赤土等による水の濁り」を規定した。

このような取組の結果、赤土等の年間流出量については、条例制定前の平成5年に比べて平成13年は約7割、平成23年には約6割、平成28年には約5割まで改善されている。【図表2-2-1-1-9】

【図表2-2-1-1-9】 赤土等年間流出量の推移



出典：沖縄県環境部

このほか、本県では平成25年9月に「沖縄県赤土等流出防止対策基本計画」を、平成27年8月には「沖縄県赤土等流出防止対策行動計画」を策定し、総合的な施策を講じている。

(課題)

本県は、亜熱帯性気候の下、サンゴ礁が発達した青い海に囲まれ、貴重な動植物が生息・生育している。しかし、本土復帰後からの社会資本整備等により多くの自然環境が失われ、沖縄の生物の多様性が失われていくことが危惧されている。

これらの課題に対応するため、国立自然史博物館を県内に誘致するなど、生物多様性の情報発信、教育研究、人材の育成等を推進する必要がある。また、希少野生生物の保全に向けて、生息状況など実態把握調査を行うとともに、希少種の指定や保護区の設定、保護増殖事業等に取り組む必要がある。

マングース等の人為的に持ち込まれた外来種は、在来種の生存を脅かすなど課題があることから、外来種対策に継続して取り組むとともに、効果的な駆除方法についても確立する必要がある。

沖縄の優れた風致景観や生物多様性を支える地域の保全に向けては、自然保全地域などの自然保護地域の適正な配置・管理、新たな保護地域の指定を推進する必要がある。特に、やんばる地域及び西表島については、世界自然遺産登録に向け、関係機関等との連携や遺産価値の維持管理手法の構築など、条件整備が必要である。

赤土等の流出については、海域生態系に著しい負荷を与えているほか、漁業や観光産業へ負の影響が及ぶなど産業振興の観点からも課題となっている。「沖縄県赤土等流出防止対策基本計画」に基づき、流域協議会の設立・活動支援など流出防止に向けた地域住民の主体的な取組を促進するほか、赤土等流出の実態に応じた農地等各種発生源対策の強化など総合的な対策が必要である。

(f) 循環型社会の構築

● 廃棄物の抑制

(現状)

家庭等から排出される一般廃棄物量は、統計を取り始めた昭和44年度から50年代にかけては30万トン台で推移していたが、社会経済活動の進展及び県民生活の向上などに伴い、昭和60年代頃から増加傾向が顕著になり、昭和63年度に40.8万トン、平成6年度に49.5万トン、平成11年度には51.3万トンとピークに達した。

その後減少に転じたが、平成21年度以降再び緩やかに増加傾向となり、平成28年度の一般廃棄物の総排出量は約45.6万トンとなっている。

排出量に占める再生利用の割合を示す「リサイクル率」は、平成9年に施行された「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（容器包装リサイクル法）や平成13年に施行された「特定家庭用機器再商品化法」（家電リサイクル法）などの各種リサイクル関連法が整備されたこと、また、市町村による分別収集の進展等により年々向上し、平成2年度の2.0%から平成28年度には14.6%と12.6ポイント改善されている。

しかしながら、本県は地理的要因などから資源循環コストが高いという構造的不利性を抱えており、リサイクル率は全国と比較して依然として低い状況にある。

平成2年度における全国のリサイクル率との差は3.3ポイント（本県2.0%、全国5.3%）であったが、その後全国との差が広がり始め、平成20年度は沖縄のリサイクル率12.3%に対し全国20.3%、また、平成22年度は沖縄のリサイクル率12.7%に対し全国20.8%と、沖縄のリサイクル率が全国の値を8ポイント以上下回る年も

あった。
平成28年度、沖縄のリサイクル率14.6%に対し全国20.3%と5.7ポイント下回っている。【図表2-2-1-1-10】

【図表2-2-1-1-10】 一般廃棄物の年間総排出量及びリサイクル率



出典：沖縄県環境部

県内の事業活動に伴って生じた産業廃棄物量（動物のふん尿を除く）の排出量は、平成6年度に228.8万トンであった。その後年々減少しつづけ、平成18年度には193.7万トン、平成27年度には173.7万トンとなった。

本県の産業廃棄物のリサイクル率については、平成6年度に33.9%であったが、3R（廃棄物の排出を抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）することによる資源循環）の推進や平成12年の「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）の施行、平成16年の「沖縄県リサイクル資材評価認定制度（ゆいくる）」の制定などにより年々向上し、平成27年度には51.2%と全国の42.2%と比較して9.0ポイント上回っている。

【図表2-2-1-1-11】

【図表2-2-1-1-11】 産業廃棄物の年間総排出量及びリサイクル率



出典：沖縄県環境部

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13

(課題)

本県の一般廃棄物の排出量は近年緩やかな増加傾向にあり、また、リサイクル率は全国平均を大幅に下回っているという課題がある。

本県の産業廃棄物の排出量はおおむね横ばいで推移し、リサイクル率は横ばいで推移しているものの全国平均より高水準にある。

本県は、多数の有人島を抱え、廃棄物の輸送には海上輸送が必要であること、また、各離島は狭あいであることなどの地理的不利性を抱えている。このような不利性を克服し、良好な生活環境と世界に誇る自然環境を保全するため、新たなリサイクル技術の導入やプラスチック製品の利用削減など、さらなる3Rの取組の推進を図り、循環型社会を構築する必要がある。

イ 文化

本県は、亜熱帯・島しょの風土の中で、古くから日本本土はもとより中国や東南アジア等、諸外国との交易・交流を通して独自の文化を生み出してきた。

また、本県には、琉球王朝時代に日本や中国、東南アジア諸国との交易を通して磨き上げられた数多くの伝統工芸品（陶器、漆器、織物、紅型）がある。

このような本県独自の文化的遺産である文化財や豊かな文化芸術を保全・継承するための種々の取組を推進し、文化芸術の基盤となる文化施設の整備を行うとともに、伝統工芸の継承・発展に取り組んできた。

これらの取組により、文化財の保全・継承、文化芸術の振興が図られ、また、工芸品生産額が増加するなど、一定の成果が得られた。

本県では、先人達により守り伝えられてきた沖縄の文化を次世代に継承するために、県民一人ひとりが文化に対する理解を深め、社会全体で沖縄文化を支えることのできる環境づくりを推進している。

また、伝統工芸品を製造する伝統工芸産業の持続的な成長発展を図るとともに、沖縄の個性豊かな文化資源の戦略的な産業化を促進し、新たな成長産業として育成することにより、文化振興と産業振興が相乗効果を生み出す環境を整備している。

(7) 伝統文化の保全・継承及び文化の創造

■ **文化財の保全・継承・活用**

(現状)

本県の文化財は、亜熱帯域の島しょという風土の中で、先史時代から育まれてきたものであり、「万国津梁の鐘」に刻まれているように琉球王国時代の我々の先人が日本本土のみならず韓国、中国、東南アジア諸国と盛んに交易をする過程で醸成されてきたものである。

これらの文化財は、本県にとって歴史・芸術・学術・鑑賞上価値の高いものであり、極めて貴重な文化的遺産であることから、かけがえのない共有の財産として保存・保護し、いかに後世に伝えるかが重要となる。

本県の文化財保護行政は、昭和25年に本土で立法化していた「文化財保護法」を基に、昭和29年、琉球政府において文化財保護法が制定されたことに始まる。

文化財の保全・継承・活用については、本県の復帰と同時に、「沖縄県文化財保護条例」を制定し、重要な文化財について指定、保護するとともに、整備活用を図っている。また、市町村においても条例の制定・改正が相次ぎ、文化財の指定、保護、整備活用等が図られるようになった。

本県の文化財は、今次大戦で未曾有の戦禍を被り、その多くが消失又は破壊された。このような戦災文化財の復元整備として、崇元寺石門の復元整備に始まり、圓比屋武御嶽石門の復元、守礼門の復元、円覚寺繪門の復元、弁財天堂の復元、天女橋の修理、首里城城郭等の復元整備、円覚寺石層（土留め石積）の復元整備を行った。

42

1 1 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42

このような復元整備の強化とともに、その活用が促進される中、平成12年12月、人類共通の文化遺産として「琉球王国のグスク及び関連遺産群」が世界遺産に登録され、県民の文化財に対する意識は高揚してきている。世界遺産登録に伴い、各市町村においても地域に所在する多様な文化財の保護継承が推進されている。

埋蔵文化財に関しては、南城市サキタリ洞遺跡や石垣市白保半根田原洞穴遺跡の発掘調査を行うことにより、約2万年前の保存状態が良好な旧石器人骨を発見し、日本人の起源を知る上で重要な成果を得た。そのほか、駐留軍用地跡地の利用に伴う埋蔵文化財の分布調査として、宜野湾市西普天間住宅地区の確認調査を行った。

また、県では、琉球王国時代の外交文書集「歴代宝案」の編集刊行事業を推進している。「歴代宝案」は、本県の15世紀から19世紀までの対外交渉貿易史及び外交交渉史を解明する上で第一級の史料である。戦災で散逸した同史料を復元編集し、一般の県民が利活用しやすいかたちで刊行・普及することにより、歴史研究の進展に役立てるとともに、国際化時代における県勢発展の基礎資料として活用し、沖縄の文化振興に役立てることとしている。

その他の史料編集として、先史時代から現代までの自然・歴史・文化を網羅した体系的な歴史書を編集し、本県の正史として、歴史認識、文化意識の一層の活性化を促すことを目的として、「新沖縄県史」の編集刊行を行っている。

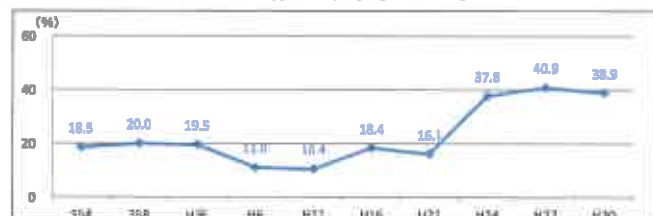
後継者育成の取組としては、ユネスコ無形文化遺産となった芸能「組踊」や重要無形文化財の工芸技術に指定されている喜如嘉の芭蕉布、宮古上布、久米島紬等の伝承者の養成を図っている。

伝承者養成数（累計）は、平成29年度には9,712人となり、後継者の育成が図られている。

これらの取組により、沖縄文化の保全・継承に関する県民意識調査における県民満足度は向上している。

<県民意識調査>

質問項目：魅力ある沖縄文化が保全・継承されていること



(a) 文化財の指定件数

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42

本県では、埋蔵文化財の発掘調査や各種文化財の価値を明らかにするための基礎調査を実施し、新たな指定を着実に増やすとともに、文化財の適切な保護及び保存・管理を図っている。

本県の文化財は、昭和49年度の国指定文化財64件、県指定文化財167件、市町村指定文化財107件の合計338件から、平成29年度の国指定文化財164件、県指定文化財267件、市町村指定文化財978件の合計1,409件と約4倍に増加している。

【表2-2-1-2-1】

【表2-2-1-2-1】 文化財指定状況（平成30年5月1日現在）

| 種別 | 合計 | 国・県合計 | 国指定 | | | 県指定 | 市町村指定 |
|---------|-------|-------|-----|---------|-----|-----|-------|
| | | | 計 | 調査・発掘指定 | 指定 | | |
| 合計 | 1,409 | 481 | 164 | 7 | 157 | 867 | 978 |
| 有形文化財計 | 371 | 180 | 94 | 1 | 33 | 116 | 221 |
| 建造物 | 74 | 41 | 23 | - | 23 | 10 | 23 |
| 絵画 | 10 | 11 | - | - | - | 11 | 7 |
| 彫刻 | 17 | 11 | - | - | - | 11 | 6 |
| 工芸品 | 120 | 55 | 2 | - | 2 | 53 | 60 |
| 書画・典籍 | 20 | 10 | 2 | - | 2 | 8 | 16 |
| 古文書 | 68 | 8 | 1 | - | 1 | 7 | 60 |
| 考古資料 | 5 | 4 | 2 | - | 2 | 2 | 1 |
| 歴史資料 | 52 | 10 | 4 | 1 | 3 | 6 | 48 |
| 無形文化財計 | 35 | 28 | 13 | - | 13 | 14 | 7 |
| 演劇 | 17 | 14 | 6 | - | 6 | 8 | 3 |
| 工芸技術 | 13 | 11 | 5 | - | 6 | 5 | 2 |
| スポーツ・武道 | 1 | 1 | - | - | - | 1 | - |
| 口承文書 | 1 | - | - | - | - | - | 1 |
| その他 | 1 | - | - | - | - | - | 1 |
| 民俗文化財計 | 327 | 24 | 9 | - | 9 | 28 | 203 |
| 有形 | 194 | 19 | - | - | - | 19 | 116 |
| 無形 | 203 | 15 | 9 | - | 9 | 8 | 188 |
| 記念物計 | 668 | 221 | 109 | 6 | 103 | 112 | 447 |
| 史跡 | 397 | 94 | 49 | - | 40 | 24 | 208 |
| 名勝 | 49 | 23 | 14 | 1 | 13 | 8 | 20 |
| 天然記念物計 | 222 | 104 | 55 | 5 | 50 | 49 | 184 |
| 動物 | 44 | 39 | 22 | 5 | 17 | 17 | 5 |
| 植物 | 147 | 47 | 22 | - | 22 | 25 | 100 |
| 地質 | 20 | 18 | 7 | - | 7 | 5 | 17 |
| 天然保護区域 | 7 | 5 | 3 | - | 3 | 2 | 2 |
| 植物・地質 | 1 | 1 | 1 | - | 1 | - | - |

出典：沖縄県教育庁「平成30年度版 文化財概要」

文化財には、建造物、美術工芸等の有形文化財、芸能や工芸技術、空手・古武術等の無形文化財、富盛の石影大獅子等の有形民俗文化財や多良間の豊年祭等の

無形民俗文化財、史跡・名勝や天然記念物からなる記念物に加え、埋蔵文化財がある。

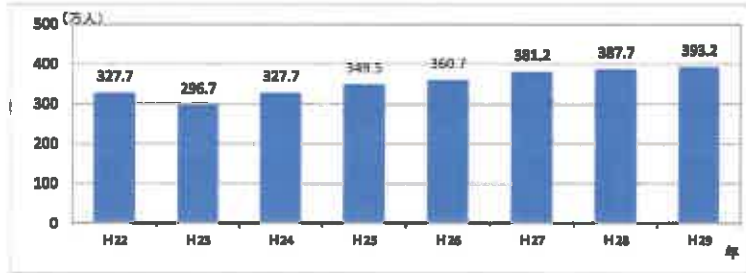
世界遺産としては、平成12年12月に「琉球王国のグスク及び関連遺産群」が登録され、平成22年11月に重要無形文化財「組踊」が登録された。世界遺産への登録は、本県独自の歴史・文化が世界的に認められたことを意味するとともに、県民一体となった文化財の保全、活用への努力に対する評価でもある。これら価値の高い文化遺産を一層確実に次世代へ守り伝えていく責任を国際社会に対して負うことになったといえる。

(b) 史跡・名勝等への訪問者数

史跡・名勝等への訪問者数は、統計を取り始めた平成22年の327万7千人から、平成29年の393万2千人と、7年間で65万5千人増加している。

【図表2-2-1-2-2】

【図表2-2-1-2-2】 史跡・名勝等への訪問者数の推移



出典：文化庁「世界遺産一覧表記載資産保全状況報告書」を基に沖縄県教育庁作成

これまで30か所の史跡・名勝等を保存整備し、その活用を図ったことにより、訪問者数は着実に増加しており、県内各地に所在する史跡・名勝等が観光振興につながっている。

特に、世界遺産であり、今帰仁城跡をはじめとする9つの史跡・名勝からなる「琉球王国のグスク及び関連遺産群」は、地域文化資源として、郷土史学習やイベントの場として活用されるとともに、歴史的景観と調和する風景づくりを推進することで観光地として定着している。

【課題】

文化財は県民共有の財産であり、その保護を図り後世に伝えるためには、文化財保護の目的と指定の重要性における県民の理解が不可欠であることから、県内各地に所在する文化財の多方面からの公開・活用を推進するとともに、文化財保護意識の高揚に取り組む必要がある。

また、地域の文化財を保存・継承・活用する機運を醸成するためには、児童生徒

を対象とした公演などの教育普及活動や県民を対象とした講演会や企画展などの普及活動に長期にわたって取り組む必要がある。

後継者育成の取組としては、ユネスコ無形文化遺産となった芸能「組踊」や重要無形文化財の工芸技術に指定されている芭蕉布、宮古上布、久米島紬等の伝承者養成事業を実施しているものの、後継者不足が課題となっている。

伝統芸能や伝統工芸の後継者育成は、長年にわたる技術や技芸の修練と研鑽が必要であることから、長期的・継続的に取り組む必要がある。

b 文化芸術の振興

(現状)

本県は、その地理的・歴史的な背景によって培われた独自の豊かな文化芸術を有している。これらの伝統的な文化芸術を保全・継承し、さらに創造的発展を図り、持続可能なものとするための取組を推進してきた。

文化芸術の振興については、文化芸術の形成・発展を担う人材育成の拠点として、昭和61年4月に県立芸術大学を開学した。

県立芸術大学は、美術工芸学部、音楽学部、大学院（修士課程、博士課程）を開設し、沖縄文化が作り上げてきた個性の美と人類普遍の美を追究することを基本的な精神として建学の理念に掲げ、国内外の芸術文化界で活躍する人材を輩出し、本県の文化芸術の振興に寄与している。

また、県民の多様な文化芸術活動の奨励及び鑑賞の機会を提供することで、県民文化の向上に寄与することを目的に昭和47年度から毎年、沖縄県芸術文化祭を開催している。

さらに、県では、県内各地域で世代を越えて受け継がれてきた言葉である「しまくとぅば」に対する県民の関心と理解を深め、しまくとぅばの継承・普及促進を図ることを目的として、平成18年に「しまくとぅばの日に関する条例」を制定し、毎年9月18日を「しまくとぅばの日」として定めた。

平成25年度には、「しまくとぅば普及推進計画」を策定するとともに、当年度以降、次世代への「しまくとぅば」の継承を目的に、一括交付金（ソフト）を活用し、県民を始め、行政、県議会、文化団体、民間企業、教育機関等が参加する「しまくとぅば県民大会」を開催するなど、全県的かつ横断的な県民運動を行っている。

平成29年9月には、しまくとぅば普及の中核的機能を担う「しまくとぅば普及センター」を設置し、継承・普及促進のための人材養成講座や出前講座を開催している。しまくとぅば講座の受講者数は、平成28年度の2,259人から平成29年度の3,086人と大幅に増加している。

加えて、県では、沖縄を発祥の地とし、「平和の武」として先人から受け継がれてきた空手の保存・継承・発展を図るため、一括交付金（ソフト）を活用し、平成29年3月に沖縄空手会館を開館したほか、同会館を拠点に「空手発祥の地・沖縄」を発信するとともに後継者の育成を図っている。

平成30年3月に20年後の目指すべき将来像を描いた「沖縄空手振興ビジョン」を策定し、平成31年3月には、ビジョンで定めた将来像を実現するための具体的な工程表となる「沖縄空手振興ビジョンロードマップ」を取りまとめた。現在、空手愛好家は、世界中に1億3千万人いるといわれるほど普及している。

このほか、本県の伝統的な食文化の継承を図るため、また、観光資源として活用するため、琉球料理を基盤とした沖縄の伝統的な食文化について、日本遺産認定とユネスコ無形文化遺産登録に向けた取り組みを進めている。

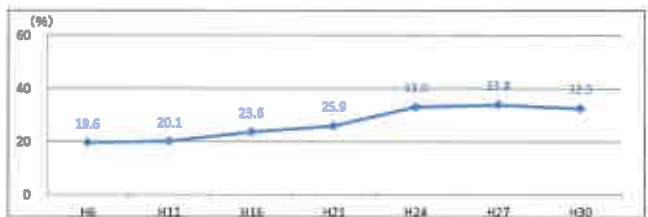
これらの取組により、文化芸術の振興に関する県民意識調査における県民満足度は向上している。

＜県民意識調査＞

質問項目：魅力ある沖縄文化が保全・継承されていること



質問項目：県民が文化芸術にふれる機会が増加していること



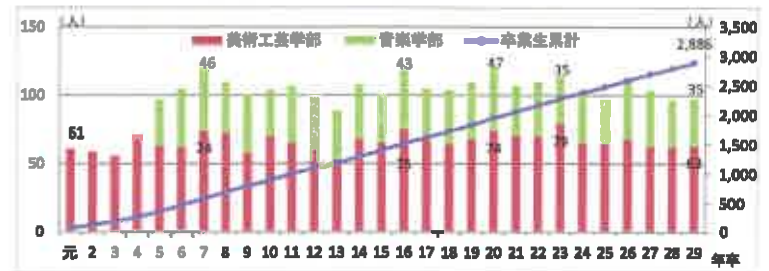
(a) 文化芸術の担い手育成

文化芸術の形成・発展を担う人材育成の拠点として、昭和61年4月に開学した県立芸術大学は、美術工芸学部、音楽学部、大学院（修士課程、博士課程）を開設している。

平成30年3月までの学部卒業生の累計は、美術工芸学部1,912人、音楽学部974人、全体で2,886人、大学院修士課程718人、博士課程16人、全体で734人となっており、国内外の文化芸術界で活躍する人材を輩出している。

【図表2-2-1-2-3】

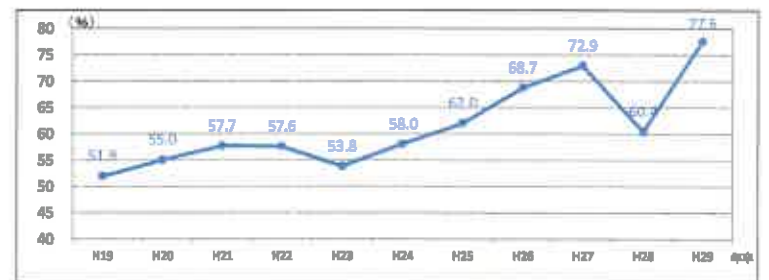
【図表2-2-1-2-3】 県立芸術大学卒業生数の推移



出典：沖縄県文化観光スポーツ部

また、県立芸術大学卒業生の就職率（起業含む）は、平成19年の約52%から平成29年の約78%と上昇している。【図表2-2-1-2-4】

【図表2-2-1-2-4】 県立芸術大学卒業生の就職率（起業含む）の推移



出典：沖縄県文化観光スポーツ部

(b) 沖縄県芸術文化祭

沖縄県芸術文化祭では、写真・書道・美術の公募展や写真の移動展、伝統芸能公演、ワークショップを開催している。

平成20年度から平成29年度までの平均入場者数は、約6,500人にのぼり、広く県民に対し、文化芸術鑑賞機会の提供が図られている。【図表2-2-1-2-5】

【図表2-2-1-2-5】 沖縄県芸術文化祭入場者数の推移



出典：沖縄県文化観光スポーツ部

【課題】

文化芸術の振興については、沖縄の豊かな文化芸術の伝統を受け継ぎ、新しい創造的文化芸術の形成及び発展を担う人材、さらには国際的に活躍できる人材を輩出することが重要である。

このため、幅広い文化芸術を専門的に学ぶ教育機関である県立芸術大学について、芸術分野への就業や起業を促すカリキュラムを設置するなど教育機能を充実させる必要がある。

また、「しまくとぅば」は、地域の伝統行事等で使用される大切な言葉であるとともに、組踊や琉球舞踊、沖縄芝居等といった本県文化の基層であり、次世代へ継承していくことが重要であるが、高齢化の進行に伴い、しまくとぅばの語り手が少なくなっている。

このことから、しまくとぅばを聞く機会や話す機会を増やすなど、関係機関と連携し、保存・普及・継承に向けた取組を一層推進する必要がある。

さらに、沖縄空手は、後継者不足、道場の運営基盤の脆弱さ、県外における「空手発祥の地・沖縄」の認知度の低さ、海外から来訪する空手愛好家への対応等が課題となっている。

このことから、次代を担う指導者・後継者の育成や道場の運営基盤強化を図る取組を行い、沖縄空手会館を拠点に「空手発祥の地・沖縄」を発信し、国内外から来訪する空手愛好家の受入体制を強化するとともに、ユネスコ無形文化遺産登録に向けた気運の醸成を図る必要がある。

このほか、沖縄の伝統的な食文化は、伝統的な食文化を支える人材の高齢化により継承が困難となっていることから、担い手の育成や情報発信等を行い、継承に取り組む必要がある。

○ 文化施設の整備 （現状）

本県では、文化財の保存・調査研究や優れた文化芸術の鑑賞機会を提供するため、また、文化を発信するための拠点として、種々の文化施設を整備した。

文化施設の整備については、平成12年4月に埋蔵文化財の調査研究及び保存を行い、埋蔵文化財の活用、教育、学術及び文化の発展に資することを目的として、沖縄県立教育機関設置条例に基づき、「沖縄県立埋蔵文化財センター」を設置した。

また、本土復帰の昭和47年に国の重要無形文化財に指定された組踊を始め、沖縄伝統芸能を公開し、技芸の正統な継承、伝承者養成、組織的な記録保存や調査研究を一元的に行い、沖縄伝統芸能の保存振興を図る拠点施設として、平成16年1月に「国立劇場おきなわ」を開場した。

さらに、沖縄の歴史・文化を発信し、調査研究する拠点施設として、平成19年11月に博物館と美術館を併設した「県立博物館・美術館」を開館した。

加えて、沖縄空手を独自の文化遺産として保存・継承・発展させ、「空手発祥の地・沖縄」を国内外に発信する拠点として、平成29年3月に「沖縄空手会館」を開館した。

これらの取組により、芸術文化の振興に関する県民意識調査における県民満足度は向上している。

<県民意識調査>

質問項目：県民が文化芸術にふれる機会が増加していること



(a) 県立博物館・美術館の入場者数

博物館は、昭和21年に米軍から沖縄民政府に移管された「東京納骨博物館」と昭和22年に首里市から沖縄民政府に移管された「首里市立郷土博物館」をルーツとしている。この2館は昭和28年に統合され「沖縄民生府立首里博物館」となった後、昭和30年に「琉球政府立博物館」と改称され、昭和47年の本土復帰に伴い、「沖縄県立博物館」となった。その後、平成19年11月に美術館を併設した「沖縄県立博物館・美術館」として、那覇市おもろまちへ新築移転した。

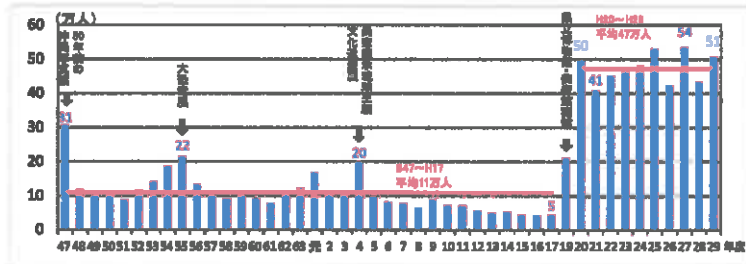
博物館では、自然史・考古・民俗・歴史・美術工芸の各分野の資料を展示しているほか、関連イベントも開催しており、美術館では、沖縄の風土に育まれた、

1 油画・水彩画・彫刻・版画・写真・映像等、近現代美術を中心に作品を展示して
2 いる。

3 平成29年度末現在、博物館は約9万9,800件、美術館は約5,100件の資料を収蔵
4 している。

5 入場者数は、閉館した翌年度の平成20年度から平成29年度まで、年平均で約47
6 万人となっており、県民が沖縄の自然、歴史、文化、芸術に触れる機会の充実が
7 図られている。【図表2-2-1-2-6】

9 【図表2-2-1-2-6】 沖縄県立博物館・美術館の入場者数の推移



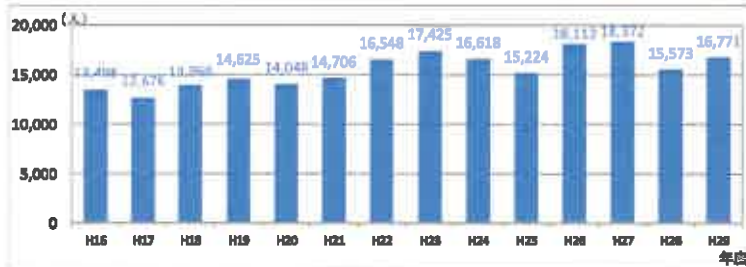
11 出典：沖縄県文化観光スポーツ部「沖縄県立博物館・美術館年報」、沖縄県教育庁「沖縄県立博物館年
12 報」

23 (b) 国立劇場おきなわ自主公演入場者数

24 国立劇場おきなわは、全国6番目の国立劇場として開場し、ユネスコ無形文化
25 遺産「組踊」や国の重要無形文化財「琉球舞踊」のほか、三線音楽、沖縄芝居、
26 民俗芸能などの公開等を行うことで沖縄伝統芸能の振興を図っている。

27 自主公演の入場者数は、平成16年度の1万3,498人から平成29年度の1万6,771
28 人と増加しており、沖縄伝統芸能の保存振興が図られている。【図表2-2-1-2-7】

30 【図表2-2-1-2-7】 国立劇場おきなわ自主公演入場者数の推移



41 出典：公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団「平成30年度公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団要
42 覧」

3 (課題)

4 文化施設の整備については、種々の施設を整備したことにより、県民が芸術・文
5 化に触れる機会の充実が図られているものの、伝統文化及び創造的芸術文化の発展
6 を担う人材を育成し、持続可能なものとするため、各文化施設の利用率を高めるた
7 めの取組や広報を通じた効果的な集客、環境づくり等に取り組む必要がある。

8 (4) 文化産業の創出・育成

9 a 伝統工芸産業の振興

10 (現状)

11 本県の伝統工芸品には、平成30年11月時点において、「伝統的工芸品産業の振興
12 に関する法律」に基づき経済産業大臣の指定を受けた伝統的工芸品が5種16品目、
13 「沖縄県伝統工芸産業振興条例」に基づき指定された伝統工芸製品が6種26品目あ
14 り、その他指定外の工芸品として、小木工、金細工、ウージ染め・その他染織物等
15 がある。【表2-2-1-2-8】

16 これら伝統工芸品等を製造する伝統工芸産業は、県内全域に製造産地が点在し、
17 地域経済の活性化や雇用を創出する地場産業として、また、観光との有機的な連携
18 による県経済への波及効果が期待できる産業として位置づけられており、伝統工芸
19 産業の持続的な成長発展を図るための取組を推進してきた。

21 伝統工芸産業の振興については、伝統工芸品を生産する地場産業の振興を図るた
22 め、昭和48年に「沖縄県伝統工芸産業振興条例」を制定し、昭和54年には同条例に
23 基づく「第1次沖縄県伝統工芸産業振興計画」を策定し、これまで8次にわたり、
24 人材の育成確保や新規需要の開拓などの諸施策を講じてきた。

25 これらの取組により、工芸産地や市町村の努力と相まって、工芸産業生産額の増
26 加など一定の成果を挙げてきた。

28 伝統工芸を担う人材を確保、育成するため、昭和47年度から各工芸産地組合が実
29 施する研修事業に対する支援を行い、平成29年度までに約3,400人が研修を受講し
30 ている。

31 また、昭和49年度には、伝統工芸指導所(現工芸振興センター)を設置し、染織
32 物、木漆工分野の専門的な技術研修を行い、平成29年度までに約1,100人の工芸技
33 術者を養成している。

34 平成11年度からは、県内で工芸品を製造し、優秀な技術・技法を保持する者を
35 「沖縄県工芸士」として認定し、工芸品を製造する者に励みを与え技術・技法の維
36 持向上と意欲の高揚を図ることで後継者の育成確保に努めている。

38 近年の消費者ニーズとして、「ゆとり」や「ゆたかさ」、量から質への志向の変
39 化など、手作りの伝統工芸品の持つ素朴さや個性が見直されていることから、消費
40 者ニーズに対応した製品づくりや販路開拓等の支援を行っている。

42 さらに、工芸産業の振興・発展を目的に、工芸品の展示・販売等の機能や人材育

成、商品開発等の機能を備えた工芸産業振興拠点施設の整備（工芸の杜（仮称））を進めている。

これらの取組により工芸品生産額は、復帰後の昭和47年度の約13億6千万円から平成29年度には約40億2千万円と増加している。【図表2-2-1-2-9】

【表2-2-1-2-8】 伝統工芸品一覧（平成30年11月時点）

| 国指定伝統的工芸品 | | 県指定伝統工芸品 | | 製造されている主な地域 |
|------------|---------|-------------|----------|--|
| 名称 | 指定日 | 名称 | 指定日 | |
| 1 久米島紬 | 昭2.2.17 | 1 久米島紬 | 昭6.6.11 | 久米島町 |
| 2 宮古上布 | # | 2 宮古上布 | # | 宮古島市、多良間村 |
| 3 読谷山花織 | 昭1.6.14 | 3 読谷山花織 | # | 読谷村 |
| 4 読谷山ミンサー | # | 4 読谷山ミンサー | # | 読谷村 |
| 5 壺屋焼 | # | 5 壺屋焼 | # | 那覇市、早納村、読谷村 |
| 6 琉球餅 | 昭4.4.27 | 6 琉球餅 | # | 那覇市、八重瀬町、南風原町 |
| 7 首里織 | # | 7 首里織 | 昭0.6.12 | 那覇市、西原町、南風原町 |
| | | 8 首里花織 | 昭6.6.11 | |
| | | 9 首里道織 | # | |
| | | 10 首里市首里 | 昭6.6.11 | |
| | | 11 首里ミンサー | 昭6.6.11 | |
| 8 琉球びんがた | 昭5.5.31 | 12 琉球びんがた | # | 那覇市、宜野湾市、浦添市、糸満市、豊見城市、南城市 |
| 9 琉球線器 | 昭1.3.13 | 13 琉球線器 | # | 那覇市、読谷村、糸満市、中城村、豊見城市、南風原町 |
| 10 年那園織 | 昭0.4.18 | 14 年那園花織 | 昭0.6.13 | 与那国町 |
| | | 15 年那園ドクダチ | 昭6.6.11 | |
| | | 16 年那園カゴンスプ | 昭0.6.13 | |
| | | 17 年那園シダダイ | 昭6.6.11 | |
| 11 喜知客の芭蕉布 | 昭3.6.9 | 18 喜知客の芭蕉布 | # | 大宜味村 |
| 12 八重山上市 | 昭1.6.11 | 19 八重山上市 | # | 石垣市、竹富町 |
| 13 八重山ミンサー | # | 20 八重山ミンサー | # | |
| 14 知花花織 | 昭4.7.20 | 21 知花花織 | 昭2.3.13 | 沖縄市 |
| 15 南風原花織 | # | 22 琉球焼 | 昭0.6.12 | 那覇市、浦添市、糸満市、宜野湾市、名護市、南城市、北中城村、中城村、読谷村、宮古島市 |
| 16 三線 | 昭0.11.7 | 23 八重山文布 | # | 石垣市、竹富町 |
| | | 24 南風原花織 | # | 南風原町 |
| | | 25 琉球ガラス | # | 糸満市、那覇市、読谷村 |
| | | 26 三線 | 昭4.11.10 | 那覇市、うるま市、沖縄市、糸満市、南城市、名護市、宜野湾市、浦添市、豊見城市、南城市、中城村 |

出典：沖縄県商工労働部「平成30年度 工芸産業振興施策の概要」

(a) 工芸産業生産額

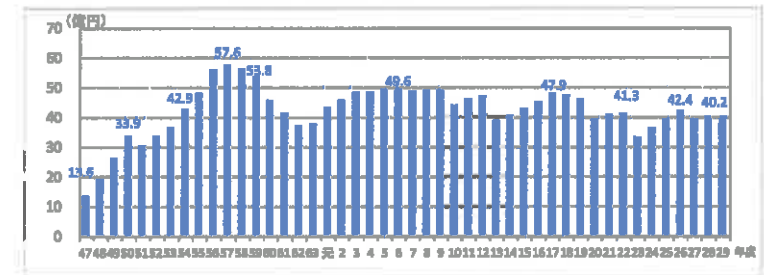
工芸産業の生産額は、産地における事業協同組合の組織化や共同利用施設の建設などの取組により生産基盤の構築が図られ、昭和47年度の約13億6千万円から昭和57年度の約57億6千万円と4.2倍の伸びを示した。

また、この間、昭和49年に「伝統的工芸産業の振興に関する法律」が施行され、同法に基づく「伝統的工芸品」として、久米島紬、宮古上布、読谷山花織・ミンサー及び壺屋焼が早々と指定された。指定された産地においては、産地振興計画を策定し、経済産業大臣の認定を受け各種振興事業を実施した。復帰後10年間の生産額の伸びはこれらの取組が要因となっている。

昭和57年度の実績は、約半数を織物が占めており、そのほとんどは県外に出荷された。

昭和50年代後半から、全国的な装市場の低迷や消費者ニーズの変化により生産額は減少に転じ、昭和82年度に37億2千万円まで落ち込んだ。しかし、各産地における新規需要の開拓等の取組により、その後持ち直している。近年では、陶器や琉球ガラスが、観光需要を背景に堅調に推移していることもあり、工芸産業全体の生産額は40億円前後で推移している。【図表2-2-1-2-9】

【図表2-2-1-2-9】 工芸産業生産額の推移

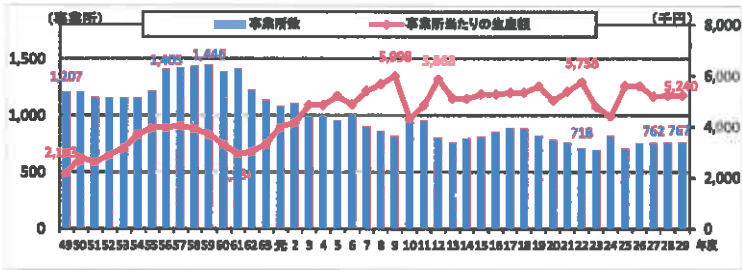


出典：沖縄県商工労働部「平成30年度 工芸産業振興調査」

工芸産業事業所数は、事業所の大半を占める織物において減少傾向にあり、昭和59年度の1,446事業所をピークに平成29年度は767事業所と減少している。

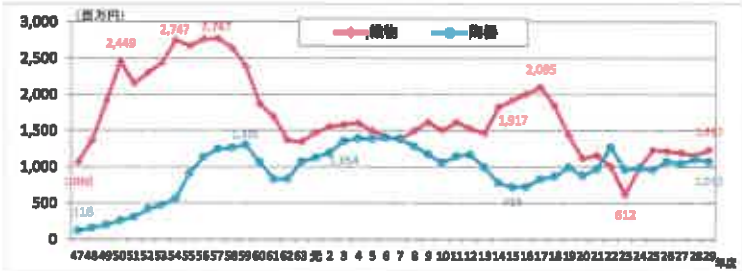
事業所当たりの生産額は、平成9年度をピークに、その後は、増加と減少を繰り返しながら約5百万円前後で推移している。【図表2-2-1-2-10】

【図表2-2-1-2-10】 工芸産業事業所数及び事業所当たりの生産額の推移



出典：沖縄県商工労働部「平成30年度 工芸産業実態調査」

【図表2-2-1-2-11】 工芸品別生産額の推移①



出典：沖縄県商工労働部「平成30年度 工芸産業実態調査」

【図表2-2-1-2-12】 工芸品別生産額の推移②



出典：沖縄県商工労働部「平成30年度 工芸産業実態調査」

【図表2-2-1-2-13】 工芸品別生産額の推移③



出典：沖縄県商工労働部「平成30年度 工芸産業実態調査」

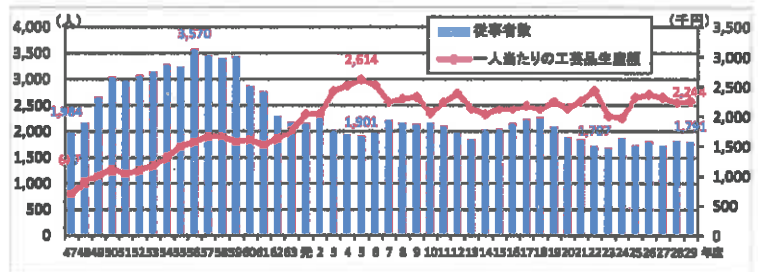
(b) 工芸産業従事者一人当たりの工芸品生産額

工芸産業の従事者一人当たりの工芸品生産額は、昭和47年度の約69万円から平成29年度の約224万円と増加している。

一人当たりの工芸品生産額の増加は、工芸産業生産額の増加と工芸産業従事者数の減少が要因となっている。

工芸産業従事者数は、昭和47年度に1,984人であったが、昭和56年度の3,570人をピークにその後は減少し、増加と減少を繰り返しながら平成29年度は1,791人となっている。【図表2-2-1-2-14】

【図表2-2-1-2-14】 工芸産業従事者数及び従事者一人当たりの工芸品生産額の推移



出典：沖縄県商工労働部「平成30年度 工芸産業実態調査」

従事者数の減少は、従事者の高齢化による離職、技術・技法の習得に長期間を要することや十分な収入が得られないことにより、継続的に従事する人材の確保が困難なことが要因となっている。

織物と漆器の従事者数の減少が著しく、織物の従事者数は、ピーク時の3割程

1 度、漆器の従事者数は、ピーク時の2割程度となり、大幅に減少している。
2 一方で、琉球ガラスの従事者数は、昭和56年度の109人から平成29年度の265人
3 と約2.4倍に増加している。【図表2-2-1-2-15】 【図表2-2-1-2-16】

【図表2-2-1-2-15】 工芸品別従事者数の推移①



16 出典：沖縄県商工労働部「平成30年度 工芸産業実態調査」

【図表2-2-1-2-16】 工芸品別従事者数の推移②



16 出典：沖縄県商工労働部「平成30年度 工芸産業実態調査」

【図表2-2-1-2-17】 工芸品別従事者数の推移③



16 出典：沖縄県商工労働部「平成30年度 工芸産業実態調査」

1 本県では、伝統工芸を担う人材を確保育成するため、工芸振興センターにおいて、織物、紅型、漆芸、木工芸の各分野における高度な技術研修を行い工芸技術
2 者を養成するほか、技術者の技術向上を図るため技術指導や技術講習会を実施し
3 ている。
4 従事者数は、ピーク時より大幅に減少しているものの、継続した人材育成の取
5 組によりここ数年は1,800人前後で推移している。

6 (課題)

7 伝統工芸産業は、本県の製造業全体に占める比重は小さいものの、製造産地は県
8 全域に点在し、本県の歴史的、文化的及び自然的特性を生かした産業として特色あ
9 る地域づくりや就業の場の創出、また、観光との結びつきにより波及効果が高い側
10 面があることから重要な産業である。

11 本県の伝統工芸産業は、零細性、経営基盤の脆弱性という課題を抱えていること
12 から、伝統工芸事業者や産地組合の経営基盤の強化、マーケティング力の向上など
13 の経営高度化を促進するとともに、組合機能の充実などの安定的な事業運営基盤の
14 構築に取り組む必要がある。

15 また、伝統工芸産業従事者の高齢化による離職と継続的に従事する人材の確保が
16 困難なことにより後継者が不足していることから、工芸振興センターが中心とな
17 り、教育機関等と連携することで後継者を確保するとともに、伝統的な技術・技法
18 や新たな技術・技法を習得する研修事業等を充実させる必要がある。

19 その他、良質な原材料の安定的な確保、現代の生活に対応した消費者の感性に働
20 きかける魅力ある感性型製品の開発、具業種、具分野等との連携による新たな販路
21 開拓等の促進や工芸産業の拠点施設の整備に取り組む必要がある。
22

ウ 健康長寿・保健医療

本県では、県民が健康・長寿を維持継承し、生きがいに満ちた豊かな人生を送ることができるよう、生活習慣の改善や生活習慣病の予防など、県民の健康づくり運動を推進してきた。県民の平均寿命は、復帰以降、延伸し続けているものの、全国と比べると伸びが小さいため、平均寿命の都道府県順位は男女ともに下がり続けている。

本県では、社会全体で健康づくりを総合的に推進し、「健康・長寿おきなわ」の維持継承を図り、平均寿命日本一を目指している。

保健医療体制については、復帰後の立ち遅れた医療環境を改善するため、医療基盤の整備や医療従事者の確保等に取り組んできた。これらの取組により、人口当たりの病院病床数や医師数が全国水準を上回るなど、一定の成果が現れている。また、離島・へき地においても、診療所の設置や医師の派遣等により、住民の医療の確保を図っている。

本県では、県内の全ての地域において、適切な医療サービスが提供されるよう、医療提供体制の充実に取り組んでいる。

(7) 健康・長寿おきなわの推進

● 健康づくりの推進 (現状)

本県は、戦後、保健医療従事者の不足や感染症の拡大、不十分な栄養状況など保健医療をめぐる環境が厳しい中、県民一体となった各種保健医療対策を推進してきた。これにより、結核などの感染症の罹患患者数・死亡者数の減少など、県民の健康の保持増進が図られ、その結果、県民の平均寿命は全国上位となって長寿県として知られるようになった。平成7年には、「世界長寿地域宣言」を行っている。

近年、これまで長寿を支えてきた伝統的な生活習慣の変化から、本県の長寿県としての地位が危うくなり、生活習慣の改善が課題となってきた。このことから、本県では、平成14年1月に早世の予防などを目的とした「健康おきなわ2010」（平成13年度～平成22年度）を策定し、生活習慣の改善や生活習慣病の予防対策等に取り組んできた。

その後、平成20年3月には、前計画の目的を引き継ぎ、長寿世界一復活に向けた行動計画「健康おきなわ21」（平成20年度～平成29年度）を策定し、県民の行動指針を示すなど、県民一体の健康づくりを推進した。また、平成26年3月には、「2040年までに平均寿命日本一」を長期目標とする「健康おきなわ21（第2次）」（平成26年度～令和4年度）を策定し、官民約70団体で構成する「健康長寿おきなわ復活県民会議」を設置するなど、官民一体となった取組を行っている。

このほか、県民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組めるよう、節度ある適度な飲酒量の周知や、がん検診受診勧奨などの健康課題や対策に関する広報、普及啓発を図るなど、平均寿命日本一を目指した取組を推進しているところである。

本県男性の平均寿命の推移をみると、昭和50年から昭和60年にかけて全国を上回る伸びをみせていたが、昭和60年を境に伸びが鈍化し、全国との差が縮小してい

た。平成12年には、全国平均を下回り、その後も全国との差は拡大傾向にある。昭和50年と平成27年の平均寿命を比較すると、全国平均が8.98年延伸しているのに対し、本県は8.12年にとどまっており、伸び幅を都道府県順にみると46位となっている。【図表2-2-1-3-1】

【図表2-2-1-3-1】平均寿命の推移（男性）



出典：厚生労働省「都道府県別出生推計」

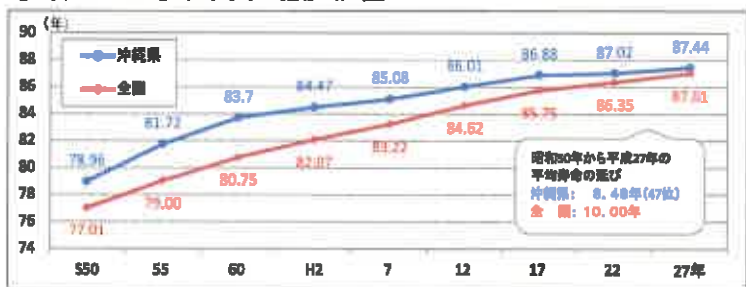
平均寿命の伸びが全国と比べて鈍くなった要因としては、20歳から64歳の働き盛り世代において肝疾患や虚血性心疾患、大腸がん、糖尿病等の死亡率が悪化しており、全国との差が拡大していること等が挙げられる。特に、アルコール性肝疾患による死亡率は全国との差が大きく、全国平均の約2倍となっている。

平均寿命の都道府県順位をみると、昭和55年、昭和60年と全国1位を維持していたが、平成に入ってから順位が下がり始め、平成12年には26位（26ショック）に大きく後退し、平成27年には36位まで順位を下げている。

女性の平均寿命の推移をみると、昭和50年から昭和60年にかけて全国平均を大きく上回っていたが、平成以降、伸びが鈍化しており、全国との差は徐々に縮小している。

昭和50年と平成27年の平均寿命を比較すると、全国平均が10.00年延伸しているのに対し、本県は8.48年にとどまっており、伸び幅では全国最下位となっている。平均寿命の伸びが鈍化した要因としては、肥満や多量飲酒、がん検診受診率・精密検査受診率の低さ等を背景とした働き盛り世代の子宮がん、大腸がん、肝疾患等の死亡率が悪化しており、全国との差が拡大していることや、心疾患や肝疾患、糖尿病等の死亡率の改善幅が全国より小さいこと等が挙げられる。【図表2-2-1-3-2】

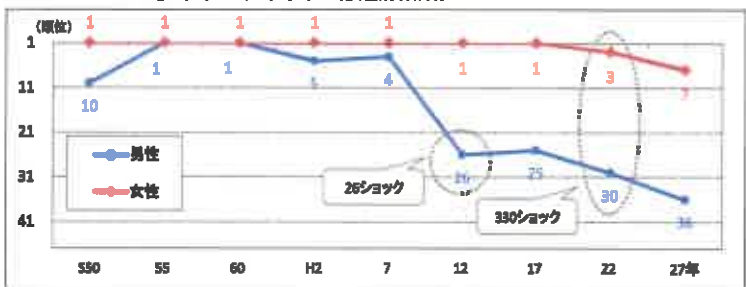
【図表2-2-1-3-2】平均寿命の推移（女性）



出典：厚生労働省「都道府県別生命表」

平均寿命の都道府県順位の推移をみると、昭和50年以降1位を維持していたが、平成22年に3位（男性30位と合わせて330ショック）に順位を下げ、平成27年には7位と徐々に後退している。【図表2-2-1-3-3】

【図表2-2-1-3-3】本県の平均寿命の都道府県順位



出典：厚生労働省「都道府県別生命表」

（課題）

本県の平均寿命の伸びが全国に比べて低い要因として、大腸がんや肝疾患、糖尿病等の死亡率が全国より高いことや、心疾患、脳血管疾患（男性）等の改善幅が小さいことなどが挙げられ、これらの改善が課題となっている。

また、全国と比べて男女ともに肥満率、メタボリックシンドローム該当者の割合が高いほか、健康診断やがん検診の受診率が低いことなどが課題となっている。

今後の平均寿命の延伸に向けては、生活習慣病の発症と重症化を予防すること、特に働き盛り世代の健康状態の改善が重要である。このことから、特定健診・がん検診の受診率の向上や肥満の改善、アルコール対策について取組を強化する必要がある。

(4) 医療提供サービスの推進

■ 医療提供体制の充実

（現状）

本県の医療提供体制は、復帰当時の昭和47年において、病院病床数が全国平均の約60%、医師数が約36%など、全国に比べて立ち遅れた状況であった。このため、県では、県民の医療需要に対応するため、県立病院を中心に整備を進めてきた。

医療従事者については、医師の育成・確保を図るため、国費沖縄学生制度や県立病院における卒後医学臨床研修事業を実施してきた。昭和56年には、琉球大学に医学部が設置され、県内での医師の養成が推進されたことにより医師確保に大きな成果を挙げている。

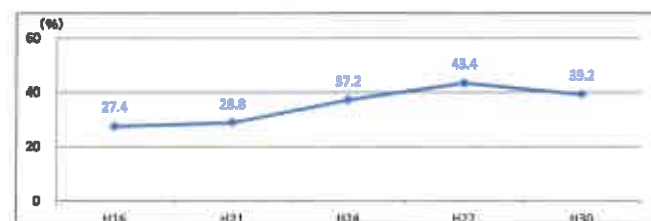
離島・へき地医療については、診療所の設置や運営支援のほか、県立病院からの医師の派遣、巡回診療等を行い、地域住民の医療の確保を図っている。

これらの取組により、病院病床数や医師数が全国水準を上回るなど、医療提供体制の向上に成果が現れている。

また、県民意識調査では、「良質な医療が受けられること」が、平成16年の27.4%から平成30年の39.2%と11.8ポイント向上しており、県民満足度も向上している。

<県民意識調査>

質問項目：良質な医療が受けられること



(a) 医療基盤の整備

本県の医療提供体制は、復帰当時、全国と比べて大きく立ち遅れた状況にあり、県民の医療需要に早急に対処する必要があった。このため、本県では、復帰以降、県立病院主導で医療提供体制が整備され、現在においても県内病床数に占める県立病院病床数の割合が11.9%（平成28年現在、全国4位）と全国平均3.5%に比べて高い状況となっている。

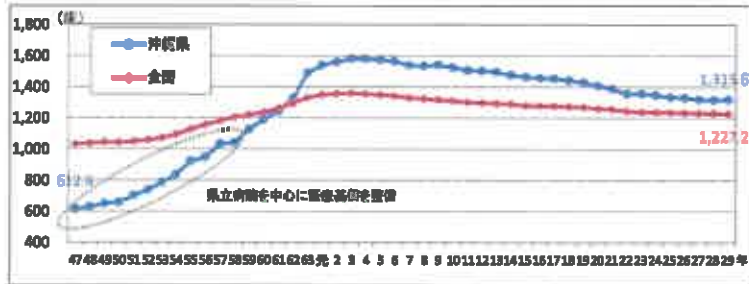
県立病院については、復帰に伴い琉球政府から病院5か所（那覇病院、中部病院、名護病院（現：北部病院）、宮古病院、八重山病院）及び病院附属診療所32か所（13か所は休診）を引き継いで設置された。その後、昭和48年に精和病院を、昭和57年に南部病院を開院し、既存病院については新築移転や増床等の拡充を図った。平成18年には、南部病院を民間移譲し、那覇病院を廃止するとともに

1 南部医療センター・こども医療センターを開設した。現在、県立病院は、6病院
2 及び16附属診療所（総病床数2,160床：平成30年12月末）で構成されており、平成
3 30年10月に、八重山圏域の中核的医療機能を担う八重山病院の新築移転が完了し
4 たところである。

5 民間においても医療施設に対する補助等により整備が進んだことから、県立病
6 院を含む病院病床数は、昭和47年の5,936床（27病院）から昭和57年の1万1,676
7 床（64病院）に、10年間で約2倍に増加するなど、医療基盤の整備が急速に進め
8 られた。

9 人口10万人当たりの病床数をみると、昭和47年において612.6床と全国平均の約
10 60%であったが、昭和61年には全国平均と同水準となり、近年は全国水準を上回
11 る病床数が確保されている。【図表2-2-1-3-4】

【図表2-2-1-3-4】人口10万人対病院病床数の推移



12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42

24 出典：厚生労働省「医療施設調査」、沖縄県「医療（医療）概要」

(b) 医療従事者の育成・確保

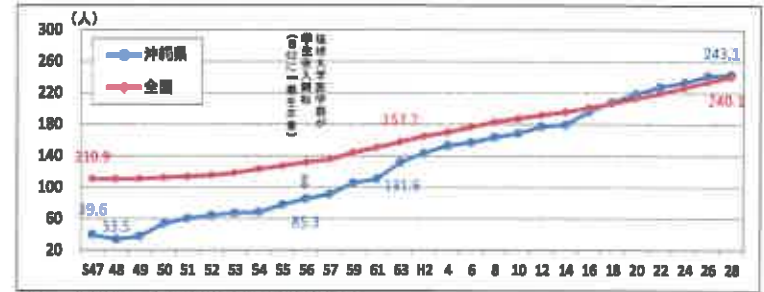
28 本県では、戦後の医師不足を解消するため、昭和28年度から国費沖縄学生制度
29 (昭和61年度まで)による医学生の送り出しを実施してきた。昭和59年末におい
30 て、県内医師の約3割が国費沖縄学生制度により養成された医師であり、同制度
31 は医師確保の根幹をなしていた。その後、昭和42年度から県立中部病院における
32 卒業医学臨床研修事業、昭和48年度から自治医科大学への学生派遣を実施するな
33 ど、医師の養成・確保を図ってきた。

34 また、昭和56年度に琉球大学医学部が設置され、毎年約100人の学生を受け入れ
35 ており、卒業生が県内医療機関に勤務するなど、医師確保に大きな成果を挙げて
36 いる。

37 本県の医師数は、昭和47年当時384人と極めて少ない状況であったが、昭和57年
38 に1,031人、平成8年に2,103人と増加し、平成28年には3,498人と昭和47年の約
39 9.1倍となっている。

40 人口10万人当たりの医師数をみると、昭和47年は39.6人と全国平均の約36%
41 だったが、取組の成果等によって着実に増加し、平成16年以降はおおむね全国と
42 同水準で推移している。【図表2-2-1-3-5】

【図表2-2-1-3-5】人口10万人対医師数の推移（医療施設従事医師数）



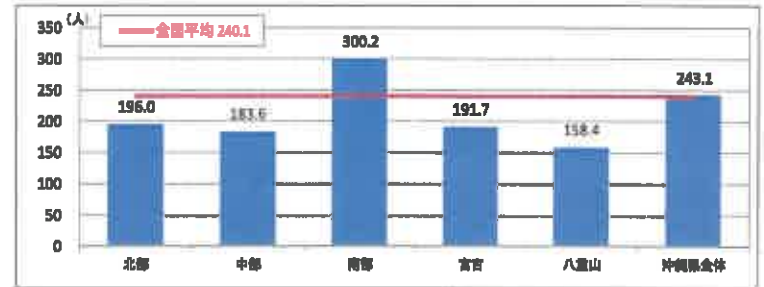
12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42

11 出典：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」

14 県全体の医師数は着実に増加しているが、人口10万人当たりの医師数を医療圏
15 域ごとにみると、南部医療圏では全国平均を上回っているが、それ以外の圏域で
16 は全国平均を下回っている。

17 南部医療圏では、都市部のため医療機関が多く、また、大学病院を始め医師の
18 多い病院が集中していることから医師数が多くなっている。【図表2-2-1-3-6】

【図表2-2-1-3-6】医療圏ごとの人口10万人対医師数（医療施設従事医師数）（平成28年）



22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42

24 出典：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」を基に沖縄県保健医療部作成

34 看護職については、昭和47年の復帰時に5校あった看護師等教育機関により、
35 毎年200~300人程度の看護職が養成されていたが、看護師数は全国平均の約65%
36 と不足している状況であった。その後、昭和48年から昭和49年にかけて、病院・
37 療養所付設の准看護師養成施設が2校設立され、昭和52年に県立浦添看護学校
38 (平成24年に民間に委譲)を設立するなど、養成施設の整備が進められた。

39 平成11年4月には、より質の高い看護職の育成を図るため、沖縄県立看護大学
40 を開学しており、平成29年度までに1,214人の看護師を輩出した。平成20年4月には、
41 県内の助産師不足の解消を図るため、同大学に別科助産専攻を開設した。別
42 科助産専攻では、平成29年度までに185人の助産師を育成しており、母子保健医療
の向上に貢献している。

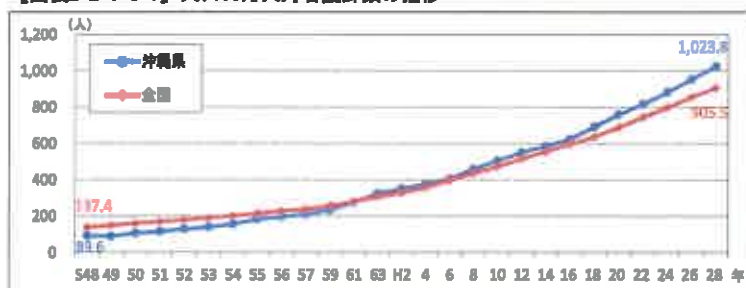
このほか、県立看護大学は、本県の看護職育成の中核機関として、看護管理者や看護教育者、看護分野における教育研究者など、多様な人材育成に取り組んでいる。

現在は、看護系3大学、民間の養成校5校で、毎年約700人の看護職が養成されている。

本県の看護師数は、昭和48年において892人だったが、養成施設の整備拡充等によって着実に増加し、平成28年には1万4,732人と約16.6倍となっている。

人口10万人当たりの看護師数は、昭和48年末に89.6人と全国平均の約65%だったが、養成施設の整備拡充等によって、昭和63年以降は全国平均を上回って推移している。【図表2-2-1-3-7】

【図表2-2-1-3-7】人口10万人対看護師数の推移



出典：厚生労働省「衛生行政報告例」、沖縄県「衛生統計年報（衛生統計編）」

(a) 離島・へき地医療の充実

離島・へき地については、昭和47年の復帰に伴い、琉球政府立病院であった宮古病院、八重山病院のほか、附属診療所（医科）32か所（13か所は休診）を引き継ぎ、地域住民の医療の確保を図ってきた。平成12年には、沖縄県と久米島町で構成する沖縄県離島医療組合が公立久米島病院を設置し、地域の中核病院として地域医療を担ってきたほか、市町村立診療所（医科）9か所（平成29年3月時点8か所が継続）の設置・運営についても支援してきた。

離島における医師確保については、県立病院医師による離島病院・診療所への勤務や県立病院における後期臨床研修医の派遣、自治医科大学卒業生医師の離島派遣などを行ってきた。平成19年度からは、離島・へき地での勤務を希望する医師の情報を登録し、同地域の医療機関に仲介する「ドクターバンク」の運営を開始し、医師確保に努めている。令和2年度以降には、琉球大学医学部地域枠制度により養成した医師による離島勤務なども見込まれている。

既存の診療所医師では対応が難しい専門診療科については、県及び民間医療機関の専門医による巡回診療を実施している。診療所や巡回診療での対応が難しい疾患等については、島外医療施設への通院に係る交通費等を補助し、経済的負担の軽減を図っている。

このほか、へき地診療所で対応できない救急患者については、沖縄県ドクターヘリの活用や自衛隊、海上保安庁、添乗協力病院の協力を得た急患空輸体制を整備している。

（課題）

医療提供体制の充実については、高齢化の進展に伴う医療需要の増大に対応するため、限りある医療資源を有効に活用し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保が求められている。このため、沖縄県医療計画に基づき、地域の実情に応じた医療提供体制の確保を図るとともに、住み慣れた地域で生活が継続できるよう、将来の医療提供体制の確保を図る必要がある。

北部医療圏においては、医師不足の抜本的な解決を図り、安定的かつ効率的で地域完結型の医療提供体制を構築するため、県立北部病院と北部地区医師会病院の統合による北部基幹病院の整備を図る必要がある。

医師の確保については、圏域や診療科における偏在が大きな課題となっている。特に医師不足が深刻な北部及び離島地域については、自治医科大学及び琉球大学医学部地域枠による医師の養成や、県内外の医療機関から専門医等の派遣を推進し、医師の安定的な確保を図る必要がある。

看護職の確保については、医療機関からの採用需要に対応できていないことや、地域偏在、看護師等の離職等が課題となっている。このため、看護職員の養成支援、修学支援、潜在看護師の復職支援などを実施するほか、勤務環境の改善などによる離職防止を図る必要がある。

また、医療の高度化、複雑化に伴って専門分化が進む中、特定の分野において専門の知識・技術を有する認定看護師や専門看護師など、多様化する医療ニーズに対応できる人材を育成する必要がある。

離島・へき地については、医療を安定的に提供する体制を維持するため、引き続き診療所への施設整備費等の補助を実施する必要がある。医療従事者の確保については、医師の養成、確保に努めるほか、医師等が島を離れる際の代診医・代替看護師の派遣等を継続する必要がある。また、地域で十分な医療サービスが提供できない場合があるため、専門医による巡回診療を継続する必要がある。救急医療については、ドクターヘリ等の急患空輸体制を充実させるとともに、本島の医療機関と離島診療所等との連携体制を整備・拡充する必要がある。

エ 子育て・福祉

米軍統治下にあった本県では、保育所など子育てや高齢者福祉、障害者福祉の環境整備が遅れていた。

このような背景から、沖縄振興開発特別措置法や沖縄振興特別措置法による高率補助の活用などにより、保育所や福祉施設の整備、福祉サービスの提供など様々な施策を展開してきた。

これにより、保育所や福祉施設の整備が進展し、全国との格差も縮小してきたものの、待機児童については依然と多い状況にある。

本県では、沖縄の未来を担う子どもたちが健やかに生まれ育ち、豊かな可能性が発揮できる社会を実現するため、子育てしやすい環境づくりを推進するとともに、年齢や障害の有無などに関わらず、県民だれもが住み慣れた地域で、お互いに支え合い、健やかに生き生きと安心して暮らせる地域社会の実現を目指している。

(7) 子育て環境の充実

● 子どもの受入体制の整備

(現状)

全国が既に人口減少社会を迎えている中、本県は人口増加が続いているものの、少子高齢化が進行している。

本県の出生率は、復帰後の昭和50年に21.6（全国平均17.1）であったのが年々低下し、平成29年には11.3（全国平均7.6）となり、約40年間で10ポイント低下している。【図表2-2-1-4-1】

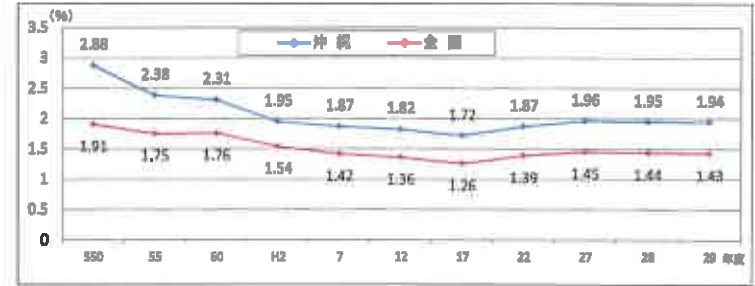
【図表2-2-1-4-1】出生率の推移（沖縄、全国）



出典：厚生労働省「人口動態調査」

また、合計特殊出生率は、昭和50年に2.88（全国平均1.91）であったのが年々低下し、平成17年には1.72（全国平均1.26）となり、その後は上昇傾向となり、平成29年に1.94（全国平均1.43）となっている。【図表2-2-1-4-2】

【図表2-2-1-4-2】合計特殊出生率の推移（沖縄、全国）



出典：厚生労働省「人口動態調査」

本土においては、昭和22年に児童福祉法が制定され、保育所や保母、児童相談所、児童養護施設などが法的に位置づけられ、子どもの受入体制の整備が進んだ。

一方、米軍統治下にあった本県では、昭和28年に本土法を基本とした児童福祉法が制定されたほか、日本政府援助があったものの、公立保育所の設置主体である市町村の財政負担や用地確保の問題などもあり、昭和47年の保育所数は94か所（定員6,401人）で、当時の類似県平均の保育所数220か所（定員1万6,287人）の42.7%（39.3%）であるなど、子どもの受入体制の整備は遅れていた。

本県では、復帰以降、子育て・福祉関係の計画を策定し、市町村とも連携して、保育所の整備や認可外保育施設の認可化移行等による要保育児童対策の推進、放課後児童クラブの整備等による放課後児童対策の推進、児童相談所等の整備による要保護児童対策の推進などを実施してきた。

また、平成24年度以降は、一括交付金（ソフト）を活用し、保育士の確保や認可外保育施設の認可化、公的施設を活用した放課後児童クラブの設置、児童養護施設の専門性向上や体制強化などを推進し、子どもの受入体制の整備は進展している。

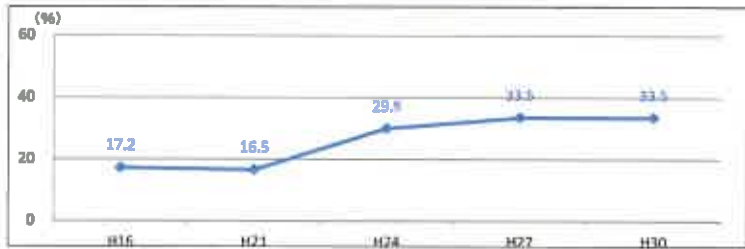
これらの取組などにより、子どもの受入体制の整備に係る県民意識調査の満足度が向上している。

<県民意識調査>

質問項目：保育所・学童保育所を利用しやすいこと



質問項目：安心して子供を生み育てられる環境が整っていること



(a) 保育所等の整備

保育所の整備について、昭和39年以降は、日本政府の援助もあり公立保育所の整備が進んでいったが、昭和47年の保育定員は8,401人（94か所）で、保育所入所対象の要保育児童数1万8,000人を大きく下回っていた。

昭和47年以降は、市町村との連携を強化し、沖縄振興開発特別措置法の高率補助に基づき、保育所整備に取り組んだ結果、昭和57年には2万1,617人（305か所）となり、昭和47年の約3.4倍（施設数で約3.2倍）まで拡充した。

その後も保育所の整備を進め、平成9年4月の保育定員は2万2,526人（326か所）となり、昭和57年と比べ909人（21か所）増加しているが、保育所整備を上回る保育ニーズがあり、待機率が13.4%とこれまでで最大となり、全国の2.5%と比べても高い水準であった。

このような背景から、社会全体で子育てを支援し、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを推進することを目的として、平成9年度に策定した「おきなわ子どもプラン（平成9年度～平成13年度）」に基づき、保育所の整備を推進したほか、平成10年度から保育定員を増やすことなく入所児童を増やすことができる保育定員の弾力化を実施した。

この結果、平成14年4月の保育定員は2万3,950人（322か所）と拡充し待機率は6.4%となった。

また、平成14年に策定した「新おきなわ子どもプラン（平成14年度～平成17年度）」では、目標として待機児童の解消を掲げ、更なる保育所の整備に取り組んだほか、平成17年に策定した「おきなわ子ども・子育て応援プラン（沖縄県次世代育成支援行動計画）（平成17年度～平成21年度）」では、潜在的待機児童の存在を考慮した待機児童の解消を掲げ、保育所の整備、公立幼稚園の預かり保育の推進などに取り組んだ。この結果、平成22年4月の待機率は6.1%まで減少した。

平成20年度から平成22年度には、厚生労働省の保育所入所待機児童解消対策特別事業費補助金を活用した10億円の「沖縄県保育所入所待機児童対策特別事業基金」や、厚生労働省及び文部科学省等の子育て支援対策臨時特例交付金等を活用した約70億円の「沖縄県安心こども基金」を設置した。

これにより、保育所の整備、認可外保育施設の認可化を積極的に行った結果、平成24年4月の保育定員は3万3,617人（393か所）となったものの、保育ニーズは依然と高く、待機率は6.3%となった。

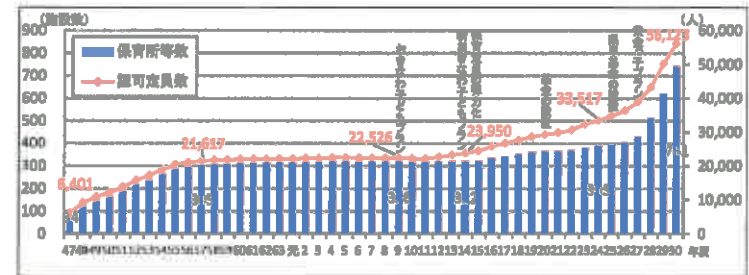
このため、待機児童の解消に向け、平成25年度に「沖縄県待機児童対策行動指針」を策定するとともに、県独自で30億円の「沖縄県待機児童解消支援基金」を設置した。

また、平成27年には教育・保育の提供体制を確保するための「黄金っ子（くがにっこ）応援プラン（平成27年度～令和元年度）」を策定し、市町村が行う保育所整備等の負担軽減の推進などにより、保育所等の整備を加速させた。

この結果、平成30年4月の保育定員は5万6,123人（741か所）となり、昭和47年の約8.7倍（施設数で約7.9倍）と拡充しており、また、平成30年4月の待機率は3.3%で、平成9年の13.4%と比べ10.1ポイント減少している。

なお、本県では、復帰以降、出生率及び合計特殊出生率が全国一を維持していることや、女性の就業増加や核家族化の進展により、保育所整備のニーズは依然と高い状況である。【図表2-2-1-4-3】【図表2-2-1-4-4】【図表2-2-1-4-5】

【図表2-2-1-4-3】 保育所等施設数、認可定員数の推移



出典：厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ」

【図表2-2-1-4-4】 保育所等施設数、認可定員数の推移（平成20年度～平成30年度）



出典：厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ」

【図表2-2-1-4-5】 沖縄県の待機児童数、沖縄県及び全国の児童待機率の推移



出典：厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ」

※待機率は厚生労働省が実施する保育所等利用待機児童数調査による指標で、H29までは「待機率」：待機児童数/入所児童数とし、H30からは「待機児童率」：待機児童数/申込児童数に変更

認可外保育施設については、保育所の不足や夜間又は長時間保育などの社会的ニーズを背景に、施設数が多く、昭和49年度には169施設（利用児童数7,660人）あり、認可保育所等を補完する役割を担ってきた。

認可外保育施設はその後増加し、平成4年度には473施設（2万4,669人）となり、施設数及び入所児童数ともに、認可保育所等322施設（2万2,570人）を上回っている。このため、同年度の認可保育施設と認可外保育施設を合わせた入所児童数に対する認可外保育施設入所率（以下、「認可外保育施設入所率」という。）は53.5%となった。【図表2-2-1-4-6】

平成9年度の認可外保育施設入所率は52.9%であるが、同年度に策定した「おきなわ子どもプラン（平成9年度～13年度）」において、認可外保育施設の対策と充実を掲げ、入所児童の処遇改善のための経費助成や職員の資質向上、認可外保育施設の認可化の推進に向けた市町村に対する補助事業を開始した。

その後、認可保育所等の整備促進による定員の増加などから、平成13年度の認可外保育施設入所率は47.5%となり、平成23年度には32.9%まで減少した。

平成24年度からは、一括交付金（ソフト）を活用した認可外保育施設の認可化移行に向けた施設整備費の助成を実施したほか、児童の処遇改善や職員の資質向上の取組を行った。

この結果、平成29年度の認可外保育施設数は343施設、利用児童数は1万1,724人となり、認可外保育施設入所率は19.3%まで減少している。

【図表2-2-1-4-6】 認可保育施設数及び認可外保育施設数、認可外保育施設入所率の推移



出典：沖縄県子ども生活福祉部子育て支援課

(b) 保育士の育成・確保

復帰前の本県の保育士制度については、昭和28年に本土の児童福祉法を基本に制定した児童福祉法において、児童福祉施設の任用資格としての「保母」が位置づけられた。

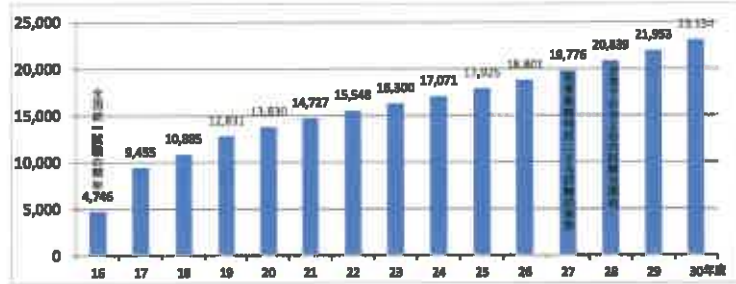
復帰後、児童福祉法の改正により、平成11年に従来の「保母」は男女を問わず「保育士」と改称され、平成13年には保育士の資格が任用資格から国家資格となったことにより、その地位は飛躍的に向上した。

本県の保育士の育成については、昭和40年の沖縄キリスト教短期大学の保母養成校指定に始まり、昭和44年には沖縄女子短期大学が指定された。その後、3つの専門学校が指定され、平成30年4月現在、指定保育士養成施設は5校、定員は計521人となり、平成15年の保育士登録義務化以降、これまでに3,784人の保育士を輩出している。

保育士試験については、平成16年から全国統一試験が年1回行われてきたが、本県においては、それに加えて、平成27年に国家戦略特別区域法に基づく地域限定保育士試験を独自に実施した。平成28年からは、全国統一試験が年2回行われることとなった。また、平成29年からは、沖縄本島の会場に加えて宮古島・石垣島での筆記試験を実施しており、これまでに2,053人（全科目免除者含む）が保育士試験に合格している。

このようなことから、本県の保育士登録者数は、平成16年4月時点で4,746人であったが、平成19年以降は毎年1,000人程度の登録があり、平成30年4月には2万3,134人となっている。【図表2-2-1-4-7】

【図表2-2-1-4-7】保育士登録者数の推移



出典：沖縄県子ども生活福祉部子育て支援課

その一方で、本県の保育士の有効求人倍率は、平成28年1月の2.36倍から平成30年1月の3.33倍と0.97ポイント増加し、保育士の需要はますます高まっており、保育士不足が続いている。

また、処遇などの課題から保育士登録しているものの保育に従事していない、いわゆる潜在保育士が多く、保育士確保の課題となっている。

本県では、保育士の育成・確保に向け、修学資金や就職準備金の貸付け、市町村が行う保育士確保の取組の支援に取り組むとともに、保育士の処遇改善、労働環境改善に取り組んできた。

さらに、保育士の復職を促進するため、一括交付金（ソフト）を活用し、平成25年11月に沖縄県保育士・保育所総合支援センターを設置し、潜在保育士の就労ニーズに応じた復職支援を行っている。

この結果、保育従事者数は、平成21年4月時点で6,505人であったが、平成30年4月には1万1,105人となっている。

(e) 放課後児童クラブの整備

米軍統治の時代が長く続いた本県においては、社会福祉の基盤整備が進まず、放課後児童クラブは必要に迫られる形で保護者などが主体となって整備が進められてきた。

平成9年度には、児童福祉法の改正による放課後児童クラブの法定化に併せて、「おきなわ子どもプラン（平成9年度～平成13年度）」を策定し、市町村と連携した放課後児童クラブの運営費等に対する補助事業を開始した。

このようなことから、放課後児童クラブが急速に整備され、平成10年の84施設から平成16年には149施設と約1.8倍となった。

平成17年には、「おきなわ子ども・子育て応援プラン（沖縄県次世代子育て支援行動計画）（平成17年度～平成21年度）」を策定し、放課後児童クラブの設置促進に向け取り組んだ。この結果、平成22年5月には255施設（登録児童数1万124人）となり、平成10年と比べ約3倍となった。

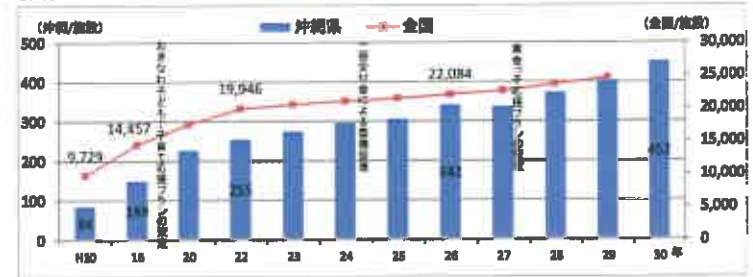
また、平成24年度より一括交付金（ソフト）を活用して、公的施設を活用した放課後児童クラブの整備や環境改善等を推進したほか、平成27年には、「黄金っ子（くがにっこ）応援プラン（平成27年度～令和元年度）」を策定し、同プランに基づき、放課後児童クラブの設置を加速させた。

これらの取組などにより、放課後児童クラブ数は増加し、平成30年5月現在、452施設（登録児童数1万9,324人）と、平成10年の約5.4倍に拡充している。

【図表2-2-1-4-8】 【図表2-2-1-4-9】

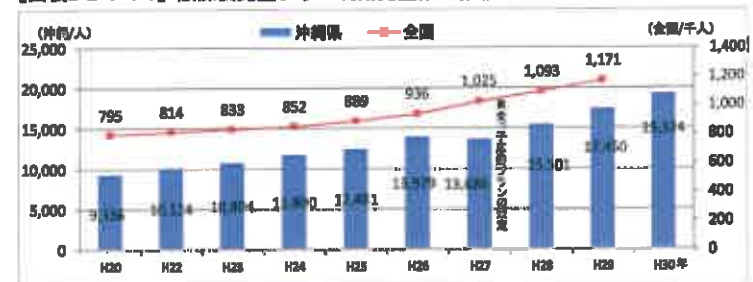
その一方で、全国と比較して公的施設活用割合が低く（平成29年 沖縄37.2%、全国85.0%）、利用料金が割高（平成29年 保育料8千円未満の割合 沖縄45.9%、全国72.8%）となっていることから、改善が必要である。

【図表2-2-1-4-8】放課後児童クラブ設置数の推移（沖縄、全国）



出典：厚生労働省「放課後児童クラブ実施状況調査」

【図表2-2-1-4-9】放課後児童クラブ利用児童数の推移（沖縄、全国）



出典：厚生労働省「放課後児童クラブ実施状況調査」

【図表2-2-1-4-10】放課後児童クラブに登録できなかった児童数の推移（沖縄、全国）



出典：厚生労働省「放課後児童クラブ実施状況調査」

(d) 要保護児童対策

要保護児童対策について、本県では、家庭、関係機関、子ども本人からの相談を受けるため、昭和29年に中央児童相談所を設置した後、復帰後は昭和47年にコザ児童相談所を設置した。

その後、平成19年に中央児童相談所八重山分室、平成23年にコザ児童相談所一時保護所、平成29年に中央児童相談所宮古分室を設置し、児童相談所の体制強化を図った。

平成17年には、虐待を受けた児童の安全を速やかに確保するため、24時間（休日を含む）体制の子ども虐待ホットラインを開設したほか、平成26年度までに、要保護児童の早期発見や適切な保護を図るための要保護児童対策地域協議会が県内全市町村に設置された。

また、平成30年には、糸満市に児童心理治療施設が設置され、虐待等により心理的ケアを要する子どもにきめ細やかな支援を行っている。

保護者のない児童等が入所し養護を受けるための児童養護施設は、昭和46年には3施設（定員205人）が設置されていたものの、その後順次、社会福祉法人により整備され、平成30年には8施設（定員392人）へと拡充している。

児童相談所における児童虐待の相談対応件数について、本県では、平成2年度の16件（全国1,101件）から児童虐待防止法が施行された平成12年度には275件（全国1万7,725件）と増加した。その後、児童虐待防止法の改正等に伴い、児童虐待の定義が拡大されたこと等により、平成29年度は691件（全国13万3,778件）となり、平成12年度と比べ約2.5倍（全国約7.5倍）となっている。

【図表2-2-1-4-11】

【図表2-2-1-4-11】児童虐待対応件数の推移（沖縄、全国）



出典：沖縄県子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課

(e) 子どもの貧困対策

我が国における子どもの貧困率の高さが国際的に高いということが社会問題となり、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、同年8月に「子どもの貧困対策に関する大綱」が決定された。

平成27年度、本県では全国に先駆けて子どもの貧困率を推計した結果、子どもの貧困率が29.9%で、全国16.3%の約1.8倍であることが明らかとなった。

これを受け、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境の整備と、教育機会の確保を図るため、平成28年3月、「沖縄県子どもの貧困対策計画」を策定した。

同計画に基づき子どもの貧困対策を推進するため、30億円の「沖縄県子どもの貧困対策推進基金」を設置し、同基金を活用して市町村が実施する就学援助の充実や放課後児童クラブの利用料負担軽減を行っている。

また、内閣府の沖縄子供貧困緊急対策事業費補助金を活用して、市町村においては子供の貧困対策支援員の配置や子供の居場所づくりに取り組み、県においては子供の貧困対策支援員への研修や、子供の居場所への学生ボランティア派遣、高校での居場所づくり支援等を行っている。

そのほか、困窮世帯の児童・生徒の進学等を支援するため、平成24年度から一括交付金（ソフト）を活用して県内各地に拠点を設置し、無料で学習支援を行っているほか、平成30年度からひとり親家庭の高校生等に対するバス通学費の支援を行っている。

さらに、県民一体となった子どもの貧困対策を推進するため、平成28年6月、県内各界の115団体（平成30年5月現在）から構成する「沖縄子どもの未来県民会議」を設立し、児童養護施設を退所する者等を対象とした給付型奨学金事業等を実施するなど、県民運動として対策に取り組んでいる。

なお、平成31年3月に、沖縄県子どもの貧困対策計画を改定し、母子健康包括支援センターの全市町村での設置促進や子供の居場所のネットワークづくりの推

1 道などの施策を加えるとともに、雇用の質の改善に向けた取組を新たに柱立てす
2 るなど、子どもの貧困問題の解消に向けた取組を強化している。

4 (課題)

5 保育所等の整備については、復帰以降、高率補助を積極的に活用して進展した結
6 果、保育定員は拡充している。

7 一方、本県は、出生率の高さや女性の就業増加、保育所等の増設による潜在需要
8 の掘り起こし等による保育ニーズの高まりから、依然として待機児童が発生してお
9 り、課題となっている。

10 また、認可外保育施設について、認可化移行の促進等により、認可外保育施設入
11 所率が減少しているものの、全国と比べ高い状況にある。

12 このため、保育所の整備や認可外保育施設の認可化移行を更に推進し、待機児童
13 の解消を図るとともに、多様な保育サービスの提供体制の整備に向け、病児保育や
14 障害児保育などに取り組む必要がある。

15
16 また、待機児童の解消に必要となる保育士については、平成27年度から31年度ま
17 での5年間で約3,600人と見込んでいることから、その育成、確保が課題である。

18 このため、引き続き、修学資金や就職準備金の貸付け、市町村が行う保育士確保
19 の取組の支援、潜在保育士の復職支援等に取り組むほか、保育士の処遇改善、労働
20 環境改善に向け取組を強化する必要がある。また、市町村の取組をより効果的なも
21 のとするため、広域的な協議会を設置して取り組む必要がある。

22 さらに、乳幼児期は豊かな人格形成の基礎を培う重要な時期であり、保育所、認
23 定こども園、幼稚園など、どの就学前施設においても質の高い教育・保育が提供さ
24 れることが求められているため、教育・保育の実践及び保育士等の専門性の向上を
25 図るための研修の実施に取り組む必要がある。

26
27 放課後児童クラブ数については、着実に増加しているものの、夫婦共働き世帯の
28 増加等を背景とした利用ニーズの高まりにより、登録できない児童が発生してい
29 る。

30 また、本県では、放課後児童クラブの公的施設の活用割合（平成29年沖縄37.2
31 %、全国85.0%）が低いため、利用料が全国と比べ高い状況にあり、利用料の低減
32 が課題である。

33 このため、公的施設を活用した放課後児童クラブの施設整備や運営費等に対する
34 支援を推進し、登録できなかった児童の解消、利用料の低減などに取り組む必要が
35 ある。

36 また、市町村や関係機関と連携し、小学校など公的施設の整備計画なども踏まえ
37 ながら、計画的・効率的な整備を促進する必要がある。

38 放課後児童支援員については、担い手が少なく、人材確保が課題となっているこ
39 とから、支援員の処遇改善やキャリアアップの取組を推進する必要がある。

40
41 要保護児童対策について、本県の児童虐待対応件数は増加傾向にあり、虐待の未
42 然防止や迅速な対応、虐待を受けた児童への養育支援体制の充実が課題となってい

1 る。このため、児童相談所の専門性の向上や体制強化、市町村の体制整備の支援等
2 を図るとともに、社会的養護が必要な児童が可能な限り家庭的な環境で養育される
3 よう、里親委託の推進や施設の小規模化、地域分散化を進める必要がある。

4
5 子どもの貧困対策については、沖縄県子どもの貧困対策推進基金を活用し、市町
6 村及び県において様々な事業を展開しているが、設置期限が令和3年度までとなっ
7 ており、その後の事業のあり方について検討が必要となっている。

8 また、子供の居場所や子供の貧困対策支援員については、設置数や配置人数を拡
9 大してきたところであるが、県内小学校区の約7割に居場所が1か所も設置されて
10 おらず、子供の貧困対策支援員の配置がない自治体もあるなど、支援が十分でない
11 地域もある。

12 さらに、困難世帯の児童・生徒に対する学習支援により、高校・大学等への進学
13 や自己肯定感の向上等に一定の成果を上げているところであるが、児童・生徒個々
14 の進学希望等に対応した柔軟な支援が行えるよう、支援内容を検討していく必要が
15 ある。

16 加えて、教育と福祉との連携や保護者の可処分所得の向上、県民一体となった対
17 策の推進など、一層取り組むべき課題もある。

18 このため、市町村と連携の上、効率的な取組の横展開を図るとともに、貧困問題
19 解消に向けて必要な体制を整備していく必要がある。

20 また、離島及びへき地などの特別な事情を含め、地域の実情に即した対策に取り
21 組むほか、子どもの学びの機会を拡充するなど、支援の量の拡大及び質を向上する
22 必要がある。

23 さらに、教育と福祉の連携を図るための関係者の理解促進や、国、市町村、関係
24 団体、法人、NPO、民間企業等と緊密な連携を図り、広く県民の理解と協力を得
25 ながら、県民一体となった対策を推進する必要がある。

27 (f) 福祉の充実

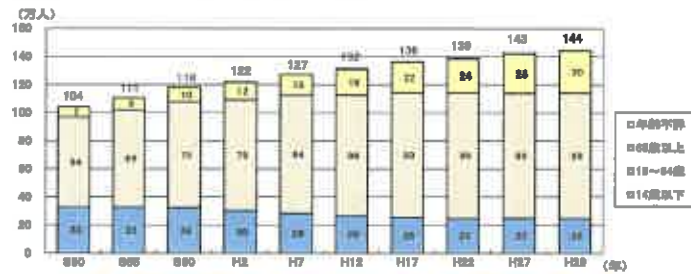
28 a 高齢者・障害者の受入体制の整備

29 (現状)

30 本県の高齢者人口は、昭和60年の約7.2万人から平成30年3月には約30万6千人
31 とおよそ4.3倍に増加し、高齢化率も7.0%から21.0%となっており、全国と同様
32 に、超高齢社会へ突入した。【図表2-2-1-4-12】【図表2-2-1-4-13】

33

【図表2-2-1-4-12】年齢3区分別人口推移



出典：1975年～2015年：総務省「国勢調査」、2017年：総務省「推計人口」

【図表2-2-1-4-13】総人口に対する割合の推移



出典：1975年～2015年：総務省「国勢調査」、2017年：総務省「推計人口」

本県の特別養護老人ホームの整備状況については、復帰前の昭和46年は定員280人（5か所）となっていたが、復帰後整備を進め、昭和53年には定員1,217人（14か所）となり、全国と同水準となった。その後も、高齢化の進展にあわせ施設整備を進めてきた。

他方、全国的な高齢化の進展により要介護者が増加する中、平成12年度以降は、介護保険に基づく介護を社会全体で支え合う仕組みの構築や、介護予防、自立支援を重視した施策展開が推進されるようになった。その後、平成23年に介護保険法が改正され、地域全体で高齢者を支援する地域包括ケアシステムの構築に向け、市町村と連携し取り組んでいる。

また、本県の心身障害者（児）に係る手帳交付数は、社会環境の変化や給付制度の拡充等により、平成29年度に11万6,767人となっている。これを平成12年度と比べると、身体障害者手帳は約1.5倍、療育手帳は約2倍、精神障害者保健福祉手帳は約9倍の増加となっている。

障害者福祉施設の整備状況について、復帰前の昭和46年時点、知的障害者更生施設や知的障害児施設の定員は、類似県平均を大きく下回る水準であったが、復帰後整備を進め、昭和53年には知的障害者更生施設が類似県平均の145.1%となるなど進展した。

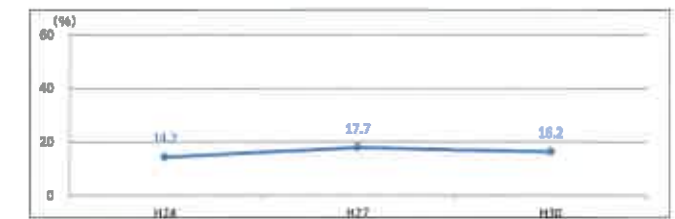
このような取組などにより、高齢者福祉及び障害者福祉の充実に関する県民意識調査の県民満足度は向上している。

<県民意識調査>

質問事項：介護サービスが充実し、利用しやすいこと



質問事項：障害のある人の社会参加が拡大していること



(a) 高齢者福祉施設の整備

要介護高齢者が身体介護や生活支援を受けて居住するための特別養護老人ホームの整備については、昭和46年は定員280人（5か所）であったが、本土復帰以降、沖縄振興開発特別措置法及び沖縄振興特別措置法に基づく高率補助等を活用し、昭和47年に定員330人（6か所）、昭和53年に定員1,217人（14か所）となり、全国平均の1,214人（15.9か所）の同水準まで拡充した。

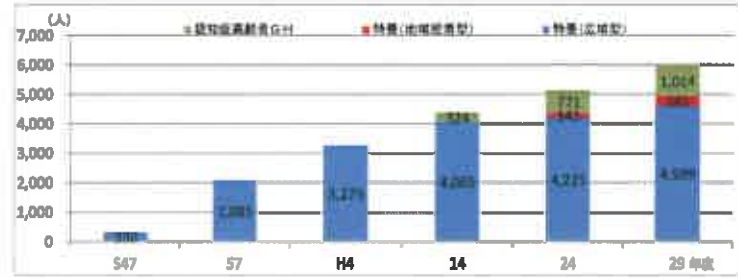
昭和63年には、本県における望ましい長寿社会を構築するために策定した「かりゆしプラン（計画期間：おおむね10年）」において、特別養護老人ホーム等の計画的な整備の推進を掲げて取り組み、平成4年の定員は3,275人となった。

その後は、平成6年に高齢者を支える保健福祉サービス提供体制の強化、生きがいと健康づくりを目指した総合的なプログラムとして策定した「沖縄県老人保健福祉計画（平成6年度～平成11年度）」や、平成12年の介護保険制度の創設以降3年おきに策定する「沖縄県高齢者保健福祉計画」に基づき、施設整備に取り組み、平成14年度の定員は4,065人となり、昭和47年の約12倍まで拡充した。

第6期沖縄県高齢者保健福祉計画（平成27年度～平成29年度）では、平成29年度末における特別養護老人ホーム（地域密着型を含む）の目標定員を5,002人と設定して取り組んだ結果、4,944人となり、昭和47年の約16倍と拡充している。

また、平成12年の介護保険法により創設された、認知症高齢者が小規模介護施設で共同生活を行う認知症高齢者グループホームについては、平成14年度末時点の定員は324人であった。その後、第6期沖縄県高齢者保健福祉計画（平成27年度～平成29年度）により目標定員を1,041人と設定し、施策を推進してきた結果、平成29年度の定員は1,014人となった。【図表2-2-1-4-14】

【図表2-2-1-4-14】特別養護老人ホーム・認知症高齢者グループホーム定員数の推移



出典：沖縄県子ども生活福祉部高齢者福祉介護課

現在進行中の第7期沖縄県高齢者保健福祉計画（平成30年度～令和2年度）においても、高齢化の進展に合わせ、特別養護老人ホーム（地域密着型を含む）を定員5,227人、認知症高齢者グループホームを定員1,212人まで拡充することとし、市町村と連携した計画的な施設整備に取り組んでいる。

平成23年の介護保険法の改正により、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供するため、市町村と連携し、地域包括ケアシステムの構築を推進している。

当該ケアシステムの中核的な役割として、地域包括支援センターが位置づけられ、制度開始当初の平成18年度末時点の40か所から、平成30年4月現在では77か所に拡大している。

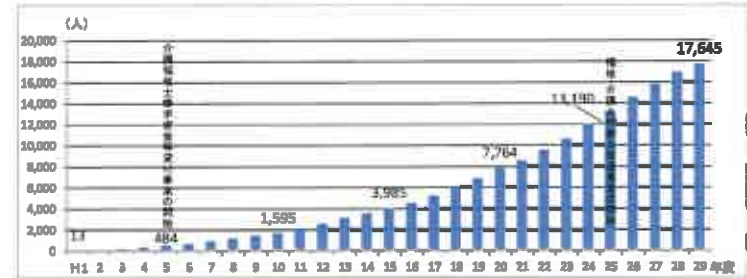
(b) 介護人材の育成・確保

介護人材の育成・確保については、我が国における急速な高齢化の進展を受け、昭和62年に社会福祉士及び介護福祉士法が制定され、専門的知識及び技術をもって介護等を行うことを業とする介護福祉士の資格が定められた。

県では、介護福祉士を育成・確保するため、平成5年からの介護福祉士修学資金等貸付事業の実施に加え、平成27年度から福祉・介護人材のすそ野を広げるための取組を支援する福祉・介護人材参入促進事業を実施した。

この結果、本県の介護福祉士登録者数は年々増加し、平成29年度には1万7,645人となっている。【図表2-2-1-4-15】

【図表2-2-1-4-15】介護福祉士登録者数の推移

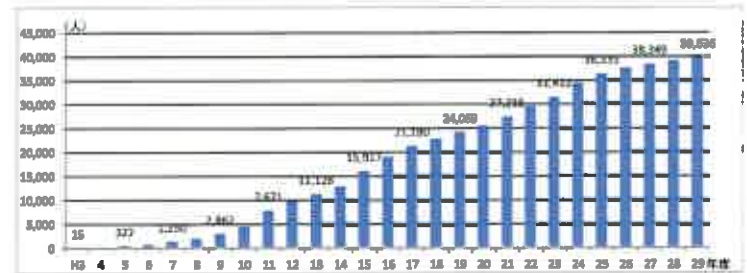


出典：沖縄県「平成22年4月 第4次沖縄振興計画等総点検報告書」
公益財団法人社会福祉振興・試験センターIP

また、介護人材を確保するため、平成3年より介護員養成研修を実施しており、平成29年度までに3万9,636人の介護人材を養成している。

【図表2-2-1-4-16】

【図表2-2-1-4-16】介護員養成研修修了者数の推移



出典：沖縄県子ども生活福祉部高齢者福祉介護課

さらに、要介護者が尊厳を持って自立した日常生活を送ることができるよう、適切なケアマネジメントを行う介護支援専門員を確保するため、平成10年から介護支援専門員実務研修を実施することにより、平成29年度までに6,368人を養成した。【図表2-2-1-4-17】

【図表2-2-1-4-17】介護支援専門員養成数の推移



出典：沖縄県子ども生活福祉部高齢者福祉介護課

(c) 障害者福祉施設の整備

本県の心身障害者福祉施設については、復帰前から各種整備されていた。昭和46年時点、肢体不自由者更生施設が1施設（定員40人）、身体障害者授産施設が1施設整備され、類似県平均の1施設（定員40人）、0.6施設（定員19人）と同水準以上に整備されていた。一方で、知的障害者更生施設については、1施設（定員40人）、知的障害児施設が3施設（定員132人）と、類似県平均2.6施設（定員199人）、5.4施設（定員325人）を大きく下回る水準であった。

このため、本県では、復帰後から沖縄復興開発特別措置法に基づく高率補助を活用し施設整備を進め、昭和53年には知的障害者更生施設の定員は505人となり、類似県平均の145.1%、知的障害児施設定員は240人となり、類似県平均の75.2%と拡充してきた。

また、昭和53年までに、重度身体障害者授産施設、身体障害者療養施設及び知的障害者授産施設を新たに整備し、昭和56年の身体障害者更生支援施設の定員は480人で、昭和47年の約3.1倍、知的障害者支援施設の定員は710人で、昭和47年の約18倍となるなど、施設を拡充してきた。

本県では、障害者に対する総合的かつ計画的な施策を展開するため、昭和58年に国の「障害者対策に関する新長期計画（昭和57年策定）」と連動した「沖縄県障害者対策長期行動計画（昭和58年度～平成4年度）」を策定し、施設整備等に取り組んできた。

その後も、国内法の制定・改正、障害者のニーズの多様化や自立意識、社会的意識の向上などの情勢変化に対応し、障害者施策を総合的に推進するため、平成6年の「沖縄県障害者福祉長期行動計画（平成6年度～平成15年度）」から現行の「第4次沖縄県障害者基本計画（平成26年度～令和3年度）」まで策定し、施設整備等に取り組んできた。

平成7年には、精神保健福祉法の改正に伴い、精神障害者の自立・社会復帰を

促すための精神障害者社会復帰施設が整備され、同施設の定員は、平成13年度までに385人となった。

平成18年には、障害の種類にかかわらず、共通した福祉サービスを共通の制度により提供することで、障害者の自立支援を目指す、障害者自立支援法が施行された。

これに伴い、本県では、障害者の地域生活への移行に向けた推進等のため沖縄県障害者基本計画の実施計画となる「沖縄県障害福祉計画」を、第1期（平成18年～平成20年度）から第5期（平成30年度～令和2年度）まで策定し、障害者の地域移行や施設整備等に取り組んでいる。

また、障害者自立支援法に基づき、身体障害者更生支援施設及び知的障害者支援施設、精神障害者社会復帰施設のほとんどは、障害者支援施設等に移行し、児童福祉施設（障害児関係）は障害児入所施設等へ移行した。

このようなことから、平成29年度時点、障害者支援施設等の定員は3,204人、障害児入所施設等の定員は620人となっている。今後は、障害者の地域移行を進めながら、計画的な施設整備を推進する。【図表2-2-1-4-18】

【図表2-2-1-4-18】障害者福祉施設の整備状況の推移

| 種別 | 区分 | 昭和47年6月 | | 昭和56年度 | | 平成3年度 | | 平成13年度 | | 平成23年度 | | 平成29年度 | |
|-----------------|----|---------|-----|--------|-----|-------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
| | | 施設 | 定員 | 施設 | 定員 | 施設 | 定員 | 施設 | 定員 | 施設 | 定員 | 施設 | 定員 |
| 1 身体障害者更生支援施設 | | 4 | 155 | 15 | 480 | 50 | 840 | 20 | 1,012 | 11 | 808 | 3 | - |
| 2 障害者支援施設等(※1) | | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 83 | 3,204 |
| 3 知的障害者支援施設 | | 1 | 40 | 11 | 710 | 28 | 1,530 | 42 | 2,140 | 34 | 1,744 | - | - |
| 4 精神障害者社会復帰施設 | | - | - | - | - | - | - | 18 | 388 | 8 | 170 | - | - |
| 5 児童福祉施設(障害児関係) | | 8 | 532 | 10 | 690 | 10 | 790 | 8 | 470 | 12 | 690 | - | - |
| 6 障害児入所施設等(※2) | | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 12 | 620 |

※1：平成24年度より「1.身体障害者更生支援施設」「3.知的障害者支援施設」、「4.精神障害者社会復帰施設」の多くは、「2.障害者支援施設等」に移行

※2：平成24年度より「5.児童福祉施設（障害児関係）」の多くは、「6.障害児入所施設等」に移行

出典：沖縄県子ども生活福祉部「子ども生活福祉行政の概要」

(課題)

高齢者福祉施設等の整備については、高齢化は今後も進行すると見込まれていることから、引き続き、沖縄県高齢者保健福祉計画に基づき、市町村と連携し、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の計画的な整備が必要である。

また、介護を社会全体で支え合う仕組みや、高齢者を含む地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する地域包括ケアシステムの構築が課題である。

このため、沖縄県高齢者保健福祉計画に基づき、市町村と連携した施設整備に取

り組むとともに、地域全体で高齢者の生活を支えていく地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進する必要がある。

介護人材の育成・確保について、介護人材は平成27年時点で1万6,668人が業務に従事している（介護支援専門員を除く）。一方、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上となる2025年には2万1,899人の介護従事者が必要になると推計されているところ、現行の供給ペースでは、4,501人の不足が見込まれている。

また、本県における平成28年の介護職の離職率は22.9%となっており、全国平均の16.2%より約7ポイント高い状況である。さらに、介護福祉士については、介護福祉士養成施設への入学者数が年々減少傾向にある。

このため、引き続き、介護従事者の資質向上や労働環境・処遇改善に向けた取組を行うとともに、介護福祉士修学資金の貸付けや高校生等に対する介護人材参入促進事業等の実施による介護従事者の確保に取り組む必要がある。

障害者福祉施設の整備について、本県では、沖縄県障害福祉計画に基づき、福祉施設に入所している障害者の地域生活への移行、障害福祉サービス事業所から一般就労への移行等を推進してきた。

一方で、現在入所している障害者の高齢化や重度化、また、地域移行先となる共同生活援助事業所（グループホーム）の必要量が確保されていないこと等から、入所者の地域移行者数は減少傾向となっている。

このため、障害者の地域生活への移行促進に向けた相談支援体制の充実・強化、グループホームや民間賃貸住宅の活用による地域の住まいの場の確保、障害福祉サービス事業所に従事する人材の養成・確保などに取り組む必要がある。

オ 離島振興（定住条件整備）

本県は、東西約1,000km、南北約400kmの広大な海域に大小160の島々が点在する海洋島しょ圏である。沖縄の離島は、個性ある伝統文化や豊かな自然環境といった魅力を持っている一方で、離島が持つ遠隔性や狭小性は、生活していく上で様々な「シマチャビ（離島苦）」を生み、人口流出や高齢化の要因となっている。

このことから、本県では離島における定住条件の整備を図るため、空港・港湾などの交通体系の整備拡充や情報インフラの整備などに取り組んできた。この結果、全国の離島人口が55%減少しているのに対し、本県の離島人口は横ばいとなっている。

本県では、県民全体で離島地域を支える仕組みを構築するとともに、離島住民が安心して暮らし続けることができるよう、交通、生活環境基盤、教育、医療等の各分野において定住条件の整備を図るため、様々な施策を推進している。

(7) 離島における定住条件の整備

● 離島人口の確保

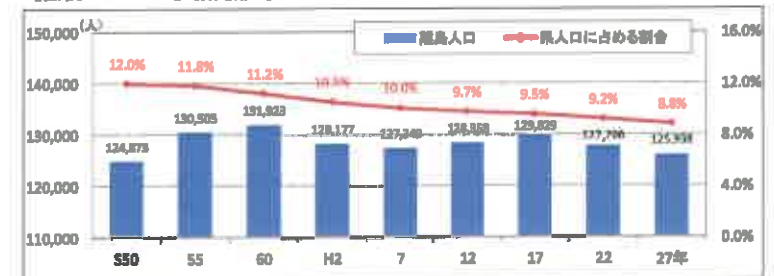
（現状）

沖縄振興特別措置法によって政令で指定された離島は、復帰当時の57島から、本島との架橋等によって伊計島、潮底島、浜比嘉島、古宇利島など8島が指定解除され、下地島などが追加されたことにより、平成30年3月末現在54島となっており、うち有人離島が37島となっている。

指定離島の人口は、昭和50年の12万4,873人から、石垣島、宮古島等において故郷志向によるUターンがみられたことや、観光関連産業等の発展がみられたことから、昭和60年には13万1,923人まで増加した。その後は、生活面で島外への高校・大学進学が増えたことや、産業面で雇用の場が少ないことによる転出等により、人口が減少し、平成27年には12万5,938人と昭和50年と同水準となっている。

本県人口に占める離島人口の割合をみると、昭和50年には12.0%を占めていたが、本県人口が昭和50年から平成27年にかけて39万1千人増加したため、平成27年には約8.8%まで減少している。【図表2-2-1-5-1】

【図表2-2-1-5-1】 指定離島人口及び県人口に占める割合の推移

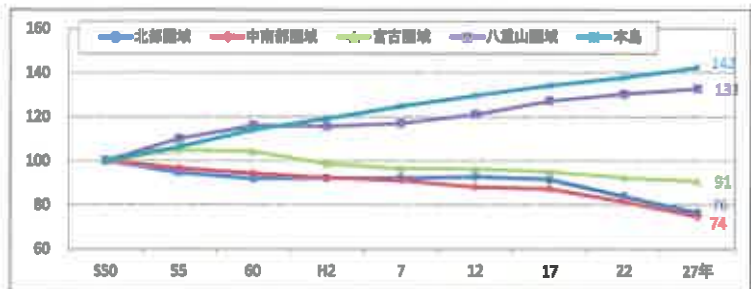


出典：総務省「国勢調査」を基に沖縄県企画部作成

離島人口の増減を圏域別にみると、八重山圏域は、石垣島の人口増が全体を牽引、昭和50年と平成27年を比べると約1.3倍に増加している。一方、その他の圏域については、転出超過のため減少傾向にあり、特に、中南部圏域、北部圏域での減少が顕著となっている。【図表2-2-1-5-2】

沖縄本島の人口は、昭和50年から平成27年にかけて約1.4倍に増加する一方、離島地域は一部離島を除き、多くの離島で人口減少が進んでいる。

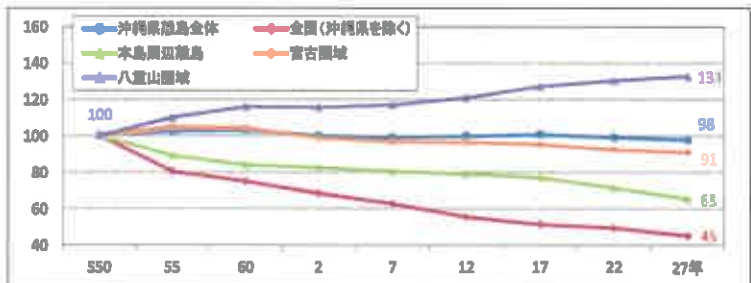
【図表2-2-1-5-2】圏域別離島人口の推移（昭和50年=100）



出典：総務省「国勢調査」を基に沖縄県企画部作成

本県の離島と、本県を除く全国の指定離島の人口推移を比較すると、昭和50年から平成27年にかけて、全国が約55%減少しているのに対し、本県は横ばいとなっている。これまでの離島振興施策によって、交通体系や生活環境など各分野において定住条件の整備に取り組んできた結果、全国と比較すると、人口の維持が図られているといえる。【図表2-2-1-5-3】

【図表2-2-1-5-3】本県離島（各圏域）と全国指定離島の人口の推移（昭和50年=100）



出典：(公財) 離島振興センター「離島統計年報」、沖縄県「離島関係資料」を基に沖縄県企画部作成

離島市町村の高齢者（65歳以上）比率については、本島を上回って推移しており、若年者の流出に伴う高齢化が一段と進行している。特に、人口減少が顕著な中部圏域、北部圏域の離島市町村において高齢化率が高い傾向にあり、地域活力の低

下等が懸念されている。【図表2-2-1-5-4】

【図表2-2-1-5-4】離島市町村の高齢化比率の推移



出典：総務省「国勢調査」を基に沖縄県企画部作成

(a) 航空交通

本県の離島には、復帰時において6空港（宮古、石垣、南大東、久米島、与那国、多良間）が設置されていたが、国から航空法に抵触するとの指摘があり、復帰以降、各空港とも国の補助により改修が行われた。復帰後には、海洋博関連事業として整備された伊江島空港のほか6空港を新設し、現在、離島には12空港が設置されている。【図表2-2-1-5-5】

【図表2-2-1-5-5】県内空港の概況（平成30年12月現在）

| 空港名 | 設置管理者 | 指定年月日 | 滑走路(m) | ターミナルビル(m ²) 【国内+国際】 | 総乗場(m ²) | 備考 |
|-----|--------|---------|----------|-------------------------------------|----------------------|----------------------|
| 那覇 | 国土交通大臣 | 1972.15 | 3,000×45 | 109,298 | 65,854 | H55.2 新国際ターミナルビル供用開始 |
| 伊江島 | 沖縄県知事 | 1978.28 | 1,500×45 | 804 | 1,800 | H10.3 新ターミナルビル完成 |
| 島原 | | 1981.28 | 800×25 | 385 | 1,500 | H10.3 新ターミナルビル完成 |
| 慶良間 | | 1981.28 | 800×25 | 972 | 1,832 | |
| 久米島 | | 1982.27 | 2,000×45 | 4,917 | 27,700 | H7 滑走路長2,900m供用開始 |
| 北大東 | | 1982.18 | 1,500×45 | 885 | 2,300 | H10 滑走路長1,800m供用開始 |
| 南大東 | | 1982.27 | 1,500×45 | 811 | 3,010 | H7 滑走路長1,500m供用開始 |
| 宮古 | | 1982.27 | 2,000×45 | 8,245 | 57,800 | H7 新ターミナルビル供用開始予定 |
| 下地島 | | 1984.24 | 2,000×80 | 12,627 | 9,480 | H1.3 新ターミナルビル供用開始予定 |
| 多良間 | | 1982.27 | 1,500×45 | 885 | 1,780 | H15.10 新ターミナルビル供用開始 |
| 新石垣 | | 1987.28 | 2,000×45 | 12,128 | 39,288 | H20.3 新ターミナルビル供用開始 |
| 波照間 | | 1982.14 | 800×25 | 388 | 1,100 | H7.11 新ターミナルビル完成 |
| 手取島 | | 1982.27 | 2,000×45 | 1,285 | 2,948 | H18.3 滑走路長2,000m供用開始 |

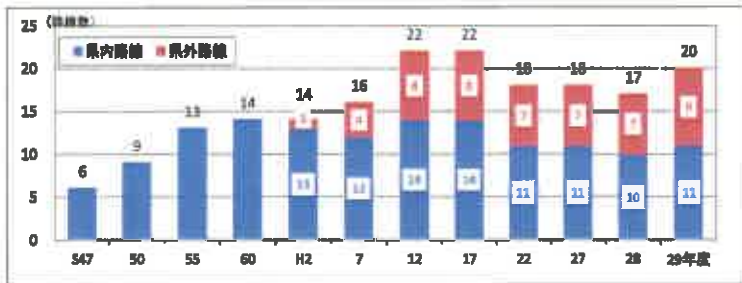
出典：沖縄県土木建築部

空港整備については、航空需要の増大に伴う航空機の大型化や増便等に対応するため、滑走路の延長や空港移転、エプロン拡張等に取り組んできた。

また、離島航空路線の確保・維持を図るため、小規模離島の不採算路線を運営する航空会社に対し、昭和51年度から国、離島市町村と協調して運航費を補助しているほか、国と協調し、航空機購入費の補助を行っている。これまでに14機の航空機購入費補助を実施しており、離島航空路線の確保・維持に加え、輸送量の強化が図られている。

離島を発着する路線数は、昭和47年度の県内6路線から増加し、昭和55年度には13路線と倍増した。その後、不採算を理由とした県内路線の一部撤退はあったが、平成29年度には県内11路線、県外9路線の計20路線に拡充されており、交通ネットワークの充実が図られている。【図表2-2-1-5-6】

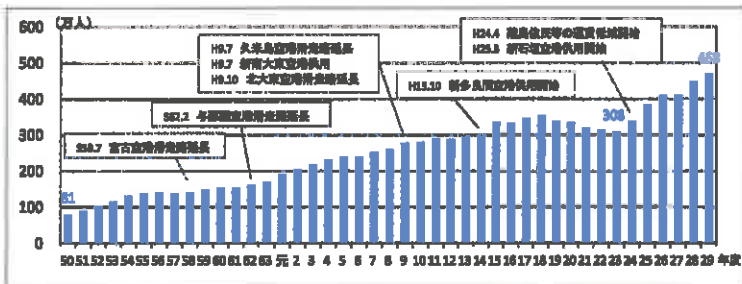
【図表2-2-1-5-6】 離島発着路線数 (空路) の推移



出典：沖縄県企画部

県管理空港の旅客数は、これまで施策や経済社会の発展、入域観光客数の増加等を背景に、昭和50年度の81万人から平成29年度には468万人と、約5.8倍に増加している。空港が整備され、高速移動手段である航空路線が拡充されたことにより、離島住民の生活利便性が向上している。【図表2-2-1-5-7】

【図表2-2-1-5-7】 県管理空港の旅客数の推移



出典：沖縄県土木建築部

(b) 海上交通

離島の港湾は、公共資材や生活物資などの物流面、また旅客等の人流の拠点として、地域の振興、住民生活の安定に重要な役割を果たしている。

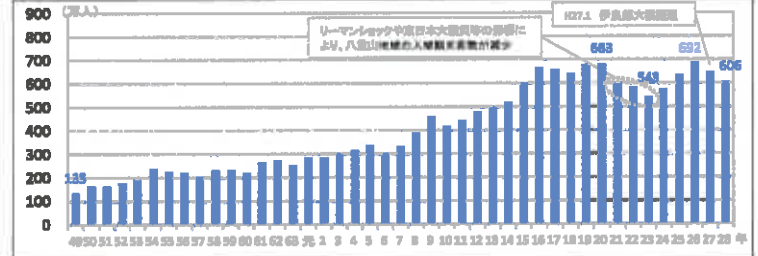
離島の港湾整備として、岸壁や防波堤、物揚場、旅客待合所等が整備されてきた。近年では、船舶大型化への対応や、ユニバーサルデザイン対応の浮橋の整備等が進められている。

離島航路の確保・維持の対策については、欠損の生じている離島航路事業者に対し、国、市町村と協調して運航費補助を実施している。また、平成24年度から一括交付金(ソフト)を活用し、船舶更新に必要な建造費又は購入費の補助を実施している。

離島港湾の乗降人員は、離島架橋の整備や観光客数等によって増減はあるものの、昭和49年の135万人から平成28年には606万人と約4.5倍に増加しており、海上交通の充実によって、離島住民の移動環境は大きく向上している。【図表2-2-1-5-8】

【図表2-2-1-5-8】

【図表2-2-1-5-8】 離島港湾の乗降人員数の推移



出典：国土交通省「港湾統計」を基に沖縄県土木建築部作成

(c) 陸上交通

道路については、住民生活の安定向上及び産業振興に資するため、離島架橋を始め、昭和47年から昭和56年の間に島内一周道路(久米島、宮古島、石垣島、西表島)が整備されたほか、幹線道路等の整備が進められてきた。

離島架橋については、瀬底大橋(昭和59年度完成)、池間大橋(平成3年度完成)、浜比嘉大橋(平成8年度完成)、阿嘉大橋(平成10年度完成)、古宇利大橋(平成16年度完成)、伊良部大橋(平成26年度完成)などが開通している。離島架橋によって、生活圏の広域化による生活環境の改善や、アクセス向上による産業振興が図られており、定住・地域の活性化につながっている。

このほか、地域住民に必要なバス路線を確保・維持するため、昭和51年から欠損額の生じている生活バス路線を運行するバス事業者に対し、市町村と協調して補助を実施している。【表2-2-1-5-9】

【表2-2-1-5-9】 離島架橋の状況（平成30年12月現在）

| 沖縄本島と環立、海中道路、架橋等で連結された有人島（9島） | | | | |
|-------------------------------|------------|-----------|---------|---------------------------|
| 1 | 宮城島（大宜味村） | 宮城島—仲純島 | ＜宮城橋＞ | 100m 平成8年3月 > 県道 |
| 2 | 古宇利島（今帰仁村） | 古宇利島—屋我地島 | ＜古宇利大橋＞ | 860m 平成11年3月27日 > 県道 |
| 3 | 瀬底島（本部町） | 瀬底島—仲純島 | ＜瀬底大橋＞ | 762m 昭和60年2月13日 > 県道 |
| 4 | 屋我地島（名護市） | 屋我地島—真武島 | ＜屋我地大橋＞ | 300m 平成5年3月27日 > 県道 |
| 5 | 宮城島（うるま市） | 宮城島—平安座島 | ＜鏡原橋＞ | 17m 昭和48年2月 > 県道 |
| 6 | 伊計島（うるま市） | 伊計島—宮城島 | ＜伊計大橋＞ | 199m 昭和57年3月1日 > 県道 |
| 7 | 浜比嘉島（うるま市） | 浜比嘉島—平安座島 | ＜浜比嘉大橋＞ | 900m 平成9年2月7日 > 県道 |
| 8 | 平安座島（うるま市） | 平安座島—仲純島 | ＜海中道路＞ | 1,240m 平成11年3月26日 > 県道 |
| 9 | 真武島（南城市） | 真武島—仲純島 | ＜真武橋＞ | 93m 平成23年4月1日 > 市道 |
| 沖縄本島と架橋で連結された無人島（2島） | | | | |
| 1 | 真武島（南城市） | 真武島—仲純島 | ＜羽地真武橋＞ | 77m 昭和57年3月 > 県道 |
| 2 | 豊地島（うるま市） | 豊地島—仲純島 | ＜豊地橋＞ | 193m 昭和60年7月29日 > 市道 |
| 【参考】 離島と離島を結ぶ架橋 | | | | |
| 1 | 宮古島市 | 宮古島—地間島 | ＜地間大橋＞ | 1,425m 平成4年3月14日 > 県道 |
| 2 | 宮古島市 | 宮古島—宮古島 | ＜辻橋＞ | 89m 平成4年2月14日 > 県道 |
| 3 | 宮古島市 | 宮古島—水間島 | ＜水間大橋＞ | 1,600m 平成7年3月13日 > 市道 |
| 4 | 宮古島市 | 宮古島—伊良部島 | ＜伊良部大橋＞ | 3,540m 平成27年1月31日 > 県道 |
| 5 | 宮古島市 | 伊良部島—下地島 | ＜仲地橋＞ | 20m 昭和58年6月2日 > 市道 |
| 6 | 宮古島市 | 伊良部島—下地島 | ＜中仲橋＞ | 70.5m 昭和59年 > 県道 |
| 7 | 宮古島市 | 伊良部島—下地島 | ＜なかよね橋＞ | 15m 平成8年 > 市道 |
| 8 | 宮古島市 | 伊良部島—下地島 | ＜たいこ橋＞ | 15m 平成9年 > 市道 |
| 9 | 宮古島市 | 伊良部島—下地島 | ＜伊良部橋＞ | 25m 平成22年 > 市道 |
| 10 | 宮古島市 | 伊良部島—下地島 | ＜架け替え中＞ | 架け替え中 > 県道 |
| 11 | 座間味村 | 座間味島—外地島 | ＜座間味橋＞ | 240m 平成元年2月16日 > 村道（県代行） |
| 12 | 座間味村 | 阿嘉島—座間味島 | ＜阿嘉大橋＞ | 530m 平成10年6月24日 > 村道（県代行） |
| 13 | 伊平屋村 | 伊平屋島—伊平島 | ＜伊平大橋＞ | 220m 平成16年3月25日 > 県道 |
| 14 | 久米島町 | 久米島—真武島 | ＜真武大橋＞ | 170m 平成20年7月1日 > 町道（県代行） |

出典：沖縄県土木建設部、農林水産部、企画部

(d) 情報通信基盤

民放テレビ放送の受信が困難であった宮古・八重山地域については、平成4年度からテレビ放送伝送用の海底光ケーブル敷設、テレビ中継局等の設置に取り組み、平成5年12月から民放テレビ放送の視聴が可能となった。また、南・北大東地区については、両村にテレビ中継局を設置したことにより、平成10年4月からNHK及び在京民放3社の地上波テレビ放送が視聴できるようになった。

情報通信ネットワークの確保については、本島都市部との情報格差を是正するため、平成17年度から平成19年度にかけてADSLや無線を整備し、全ての離島市町村（18市町村）において、ブロードバンドサービスの利用環境を整備した。また、平成21年度から平成23年度にかけて、本島から南大東島までの海底光ケーブルを敷設したことで、南・北大東地区における県域地上デジタル放送の実現と

ともに、ブロードバンド環境の改善が図られている。

さらに、平成25年度から平成28年度にかけて一括交付金（ソフト）を活用し、本島と先島地区及び久米島地区をつなぐ海底光ケーブルのループ化に取り組んだ。このことにより、高速大容量かつ災害や障害に強い安定的な情報通信基盤が構築された。現在、超高速ブロードバンドに対応するため、離島市町村と連携し、民営による島内光ファイバ網の環境整備を進めている。

このほか、防災通信の確保を目的として、昭和58年4月から防災行政無線システムの運用を開始し、無線網による県庁と離島市町村庁舎間の相互情報通信体制を確立している。平成15年度からは、新たに衛星回線や有線回線を加え、「沖縄県総合行政情報通信ネットワーク」として、住民基本台帳ネットワーク等の各種行政システム伝送路としての活用が可能となっている。平成29年度には、回線の大容量化など、情報通信路の拡充を行っており、台風や災害に強い強じんなネットワークが整備されている。

(e) 水資源

水源の確保について、河川取水が可能な離島については、多目的ダムを4島に整備した。整備した離島は、石垣島（真栄里ダム、昭和59年度完成）、座間味島（座間味ダム、平成2年度完成）、伊平屋島（我喜屋ダム、平成16年度完成）、久米島（鹿間ダム、26年度完成）となっている。

水源の確保が困難な離島については、主要離島からの海底送水管を敷設しており、平成30年3月末現在、16か所（8市町村）に送水されている。

また、主要島から遠距離にある離島については、海水淡水化設備を整備しており、平成30年3月末現在、6町村（北大東村、南大東村、渡名喜村、粟国村、竹富町波照間、座間味村）に設置している。さらに、一括交付金（ソフト）を活用して可搬型海水淡水化装置を導入し、平成29年度に座間味村へ貸与するなど、離島住民や観光客等の水需要に対応している。

気象条件等に左右されない安定した水源の確保は、住民の生活基盤の形成や、離島の基幹産業である農業や観光産業の発展に大きく寄与している。

(f) 上下水道

離島における水道普及率は、着実に伸び、平成28年度末において99.9%となっており、沖縄本島と差がない状況になっている。

その一方で、県内の離島簡易水道事業の多くは、水資源に乏しく、割高な水道料金や浄水処理を行う技術者の確保など、本島の水道事業と比べ多くの課題があった。このため、平成24年度から一括交付金を活用し、特に課題の多い本島周辺8村を対象として、水道用水供給範囲を拡大する水道広域化に取り組んでいる。平成30年3月には、粟国村で水道用水供給を開始し、これにより同村の水道料金が約50%低減されるなど、住民サービスの向上が図られている。

離島における下水道整備については、昭和63年度から6市町村（石垣市、宮古島市、久米島町、竹富町、渡嘉敷村、座間味村）で実施されている。離島の下水道処理人口普及率は、平成9年度の3.7%から平成29年度には23.7%と向上してお

り、公衆衛生の向上と生活環境の改善に加え、自然環境の保全にも寄与している。

(a) 公営住宅

離島地域においては、民間賃貸住宅の供給が少ないこと等を背景として、公営住宅の整備が進められてきた。

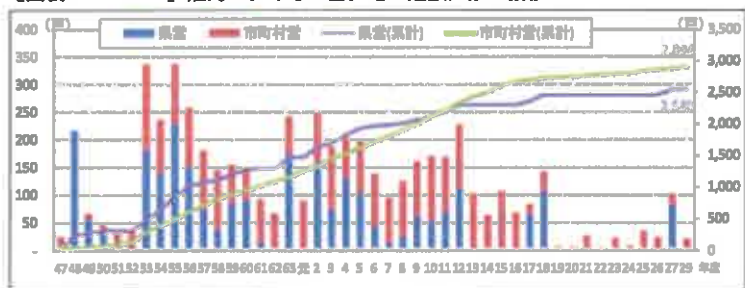
離島における公営住宅については、昭和53年度から急速に建設が進められており、昭和47年度から平成29年度までに県営2,540戸、市町村2,894戸の計5,434戸が整備されている。特に、昭和53年度から昭和56年度の4年間で、全期間の建設戸数の約21%に当たる1,168戸が集中的に建設されており、石垣島、宮古島の人口増加に伴う住宅需要に対応して公営住宅の整備が進められた。

離島地域における公営住宅は、住宅に困窮する者に住居を供給することに加え、定住条件を整備する側面も持ち合わせており、人口の維持、増加に一定の役割を果たしている。

なお、建設戸数を圏域別にみると、宮古圏域が2,997戸と最も多く、次いで八重山圏域が1,822戸、中南部圏域が360戸、北部圏域が265戸となっている。

【図表2-2-1-5-10】

【図表2-2-1-5-10】 離島における公営住宅の建設戸数の推移



出典：沖縄県土木建築部

(b) 医療体制

離島・へき地の医療体制については、昭和47年の復帰に伴い、琉球政府立病院であった宮古病院及び八重山病院並びに附属診療所(医科)32か所(うち13か所は休診)を引き継ぎ、地域住民の医療の確保を図ってきた。また、平成12年には、沖縄県と久米島町で構成する沖縄県離島医療組合が公立久米島病院を設置し、地域の中核病院として地域医療を担ってきたほか、市町村立診療所(医科)13か所(平成29年3月時点8か所が継続)の開設・運営についても支援してきた。

離島における医師確保については、県立病院医師による離島病院・診療所への勤務や県立病院における後期臨床研修医の派遣、自治医科大学卒業生医師の離島派遣などを行ってきた。しかし、平成28年12月末現在の人口10万人当たりの医師

数をみると、沖縄県全体が243.1人に対し、宮古圏域が191.7人、八重山圏域が158.4人と、本県平均を大きく下回っており、医師不足の解消には至っていない。

また、離島・へき地での勤務を希望する医師の情報登録・派遣に活用する「ドクターバンク」の運営を平成19年度から開始しているほか、医師の島外研修等に対応した代診医の派遣、専門診療科については専門医による巡回診療を実施している。

このほか、へき地診療所では対応できない救急患者については、沖縄県ドクターヘリの活用や自衛隊、海上保安庁、添乗協力病院の協力を得た急患空輸体制を整備している。

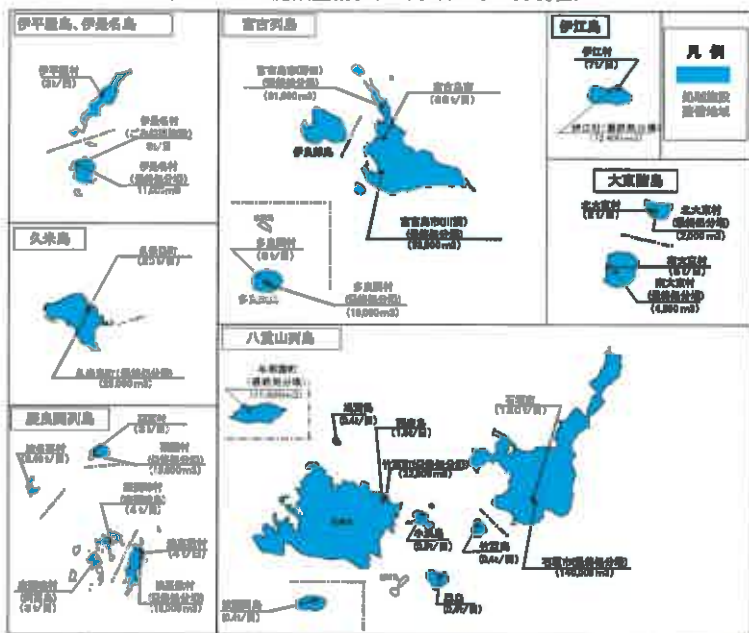
(i) 廃棄物対策

県では高率補助制度を活用して、離島市町村の一般廃棄物処理施設の整備を進めてきた。離島市町村における施設の整備状況は、昭和52年度末において焼却施設が1施設、最終処分場が8施設であった。平成30年3月には、焼却施設が16施設、最終処分場が13施設整備され、一般廃棄物に起因する悪臭や衛生害虫等の発生防止、地下水や周辺環境の汚染防止等が図られている。【図表2-2-1-5-11】

また、各種リサイクル法等の制定と併せて、離島に対する海上輸送費等の支援制度が整備されたことから、使用済み自動車6万3,155台(平成17年度～28年度)、廃家電4万5,331台(平成21年度～29年度)の適正処理が実施できた。

海岸漂着物については、国の基金及び補助金を活用し、平成23年度から平成29年度までに約4,000トンの海岸漂着物を回収、処理し、海岸環境の保全及び海岸景観の美化に向け取組を進めている。

【図表2-2-1-5-11】ごみ処理施設整備状況（平成30年3月現在）



出典：沖縄環境庁

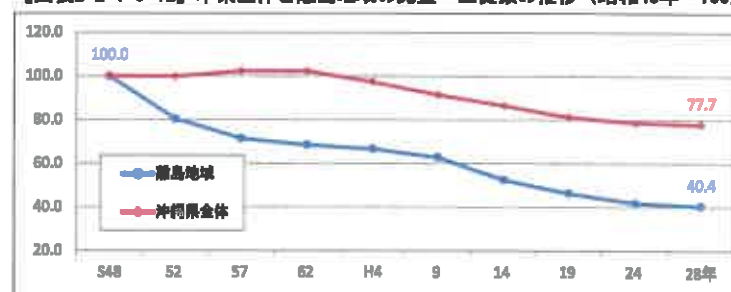
(1) 教育

離島においては少子化傾向が著しく、離島地域の児童・生徒数は、昭和48年の小学校2万19人（83校）、中学校1万2,873人（62校）、高校6,543人（8校）から、平成28年には小学校8,632人（78校）、中学校4,068人（52校）、高校3,246人（8校）と、約59.6%減少している。同期間において、本県全体の児童・生徒数が約22.3%減少していることと比べても、大きな減少となっている。

【図表2-2-1-5-12】

離島においては、小規模校、少人数学級が多く、同世代間との多様な価値観との交流が限られているため、近隣学校との集合学習や、修学旅行等の機会を利用した島外学校との交流等を推進してきた。また、複式学級については、児童が教師から直接指導を受ける時間が単式学級の半分程度となることなどから、非常勤講師を派遣し、きめ細やかな指導に努めるなど、教育環境の充実を図っている。

【図表2-2-1-5-12】本県全体と離島地域の児童・生徒数の推移（昭和48年=100）



出典：文部科学省「学校基本調査」及び市町村報告を基に沖縄県企画部作成

また、親の経済負担を軽減するため、一括交付金（ソフト）を活用し、スポーツ、文化活動等のために必要な派遣費用を補助しているほか、高校のない離島出身者が高校に進学する際の寄宿舎として、平成28年1月に離島児童生徒支援センター（定員120人）を開所している。

このほか、塾のない離島における学力向上を図るため、テレビ会議システムを活用した遠隔授業を行うなど、家庭学習の環境改善を図った。

(k) 交通コスト・生活コスト

離島においては、遠隔性及び狭小性等の条件不利性から、交通コスト、生活コスト等が割高となっているため、その低減を図り、定住条件の整備に努めている。

交通コストについては、離島住民の負担を軽減するため、平成24年度から一括交付金（ソフト）を活用し、離島住民の航空運賃及び船賃の低減を行っている。航空路9～11路線（年度によって変動）は航空運賃の約4割、航路24路線は船賃の約3～7割が低減されている。小規模離島等の一部航空路線は、観光客等についても運賃低減を行っており、入域者数の維持・増加によって、地域の活性化も図られている。

生活コストについては、離島における割高な価格を低減するため、平成24年度から一括交付金（ソフト）等を活用し、平成28年度からは市町村との協働事業として、離島へ輸送される食品や日用品等の輸送経費等を補助している。平成29年度において、11市町村13島に対し補助を実施しており、本島との価格差縮小に寄与している。

石油製品については、価格安定と円滑な供給を図るため、昭和47年から復帰特別措置法によって揮発油税等が軽減されていることを前提として、沖縄本島から離島へ輸送される石油製品の輸送費補助を行っている。昭和47年度から平成29年度までの補助実績は約317億円となっており、輸送費軽減を通じて、ガソリン小売価格の低減につながっている。

これらの取組などにより、県民意識調査では、離島と沖縄本島間などの移動や物価の安定に関する離島住民の満足度は大きく向上している。

＜県民意識調査＞

質問項目：離島と沖縄本島間など移動が気軽にできること



質問項目：物価が安定していること



（課題）

離島の人口減少の背景には、定住の条件となる生活基盤が十分に整っていないことがあげられることから、引き続き各種生活基盤の整備を進めるとともに、交通基盤の整備や交通ネットワークの充実強化、交通コスト・生活コストの低減等に向けて取り組む必要がある。

また、高速移動手段である航空路線の確保は重要であることから、引き続き運航費補助及び航空機購入費補助を実施するとともに、航空機の就航していない空港を有する離島については、航空会社及び地元自治体と連携を図りながら検討を行い、路線の確保に取り組む必要がある。

港湾については、離島住民のライフラインを確保する上で極めて重要であるため、安全で安定した海上交通を確保・維持するとともに、引き続き岸壁や浮桟橋等の整備を進めるほか、就航率や荷役効率の向上に向けた港湾施設の改良に取り組む必要がある。

陸上交通基盤については、空港や港湾、漁港等の交通拠点間のアクセス改善や多

様なニーズに対応した質的な充実など、地域特性に応じた道路整備を推進する必要がある。

離島のバス路線は、その多くが不採算路線となっているため、利用促進に向けた取組が課題となっている。このため、引き続き運行費補助や車両購入費補助を実施するとともに、関係団体と協働し、公共交通のあり方や生産性向上に向けた協働を行う必要がある。

小規模離島自治体の財政基盤は脆弱な上、水道事業や廃棄物処理などで広域的な対応が困難なことから、高コスト体質となっている。また、人口規模や経済規模が小さいことから、医療、福祉、電力、水道、情報通信などのサービスが十分に受けられない又は割高になるなど、生活環境基盤において本島との格差は依然として課題となっている。

情報通信基盤については、都市部と同等の情報通信環境の実現に向け、地域特性に応じた基盤の高度化を図るとともに、安定かつ質の高い情報通信環境等の維持及び情報通信技術の活用促進を図る必要がある。

水道サービスについては、水資源が乏しい離島において、いまだに漏水に伴う給水制限が実施されるなど、安定給水の面から課題を抱えている。また、水質管理や割高な水道料金等の面でも地域間の格差が生じているため、安全な水道水の安定供給及び住民負担の軽減を図るため、引き続き水道事業の広域化を推進する必要がある。

離島医療については、救急医療を始めとして地域のみで十分な医療サービスの提供ができない場合があるため、本島の医療機関と離島診療所等との連携体制を整備・拡充する必要がある。また、引き続き医師の安定確保や遠隔医療支援等により、医療提供体制の充実を図るとともに、巡回診療の実施や島外医療機関への通院費負担の軽減、ドクターヘリなどの急患空輸体制の充実に取り組む必要がある。

さらに、離島市町村における高齢化率は本島と比較して高く、介護サービス事業所等の基盤整備は本島と比較して遅れている。このため、離島市町村と連携して、介護サービスの提供確保、基盤拡充を図るとともに、利用者の負担軽減を図ることが求められている。

廃棄物対策について、離島地域は資材や燃料などの輸送に費用と時間を要するという地理的要因から、廃棄物処理施設の建設及び処理コストが割高になるという構造的な不利性を抱えている。また、島内で処理できない廃棄物は、沖縄本島で処理せざるを得ず、これらも処理コストを押し上げる要因となっている。

県及び離島市町村が連携してごみ処理の広域化、効率的なリサイクル、処置体制の整備に取り組んでいるが、適正な処理体制を維持、進展するためには、国等による施設整備、輸送費に対する補助率のかさ上げが必要となっている。

また、離島市町村のうち、宮古島市、石垣市などの市都を除き、許可を取得した産業廃棄物処理業者がほとんど存在しないため島内処理できず、沖縄本島や県外で

1 処理せざるを得ない状況にある。このため、一般廃棄物処理施設で処理可能な産業
2 廃棄物について「あわせ処理」を進めるための補助制度や、離島の産業廃棄物業者
3 が行う処理施設整備に対する補助制度を構築する必要がある。

4 海岸漂着物については、海外からのごみが毎年多量に漂着することから、国の補
5 助制度を維持、拡充した上で、引き続き回収、処理を行う必要がある。

7 教育については、地理的要因に左右されない公平な教育機会を確保することが重
8 要な課題となっている。このことから、高校のない離島から島外に高校進学する際
9 の家族や生徒の経済的・精神的な負担軽減を図るほか、引き続き複式学級の課題解
10 消に向けた取組を行う必要がある。

11 また、情報通信技術等を活用した教育を支援するため、離島地区の学校において
12 通信回線及び情報機器等の整備を図るとともに、各学校のニーズに応じて、遠隔授
13 業等の検討を行う必要がある。

16 交通コストの低減については、引き続き住民の負担軽減に向けた取組を安定的か
17 つ継続的に実施する必要がある。

18 生活コストの低減については、各離島の買物環境や住民ニーズに応じた取組とな
19 るよう、今後の展開を検討する必要がある。

20 石油製品については、輸送費補助を行っているが、本島との価格差は依然として
21 存在し、住民生活や産業活動等の負担となっている。このため、揮発油税及び地方
22 揮発油税の軽減措置の継続が必要である。また、価格差の要因分析を進め、価格差
23 縮小に向けて取り組む必要がある。

24 人口を維持増加させるためには、定住条件の整備や産業振興を図ることに加え、
25 Uターン者や移住者を持続的に受け入れるための取組が重要となる。このため、移
26 住者受入れに取り組む市町村と、問題や課題を共有するとともに、市町村の創意工
27 夫を支援するため、県と市町村との連携を強化する必要がある。

1 カ 生活基盤整備

2 復帰以前においては、上水道、下水道を始め、各種の生活基盤が十分に整備されて
3 いなかった。昭和47年の復帰後、快適で文化的な生活が享受できるよう、本県は上水
4 道、下水道、公園、住宅等の生活基盤を整備してきた。

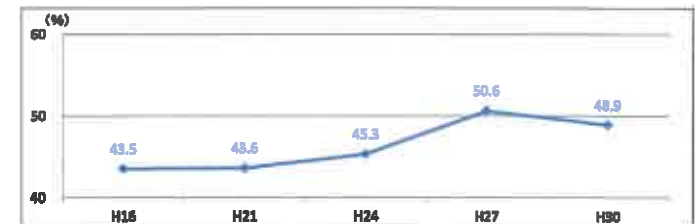
5 この結果、各種生活基盤の整備は着実に進み、本土との格差が縮小するなど、快適
6 で潤いのある豊かな生活環境が構築されてきた。

8 本県は、安らぎと活力のある地域の形成に向けて、引き続き各種生活基盤の整備を
9 推進するとともに、高齢社会に対応した施設の整備や老朽化する施設の適正な維持を
10 図るため、地域特性に応じた生活基盤の充実・強化を推進している。

12 これらの取組により、県民意識調査では「住環境が良好なこと」が、平成16年の
13 43.5%から平成30年の48.9%と5.4ポイント向上しており、県民満足度も向上してい
14 る。

<県民意識調査>

17 質問項目：住環境が良好なこと



28 7) 生活基盤の充実・強化

29 ■ 上水道の整備

30 (現状)

31 本県の上水道の整備については、復帰以前からの慢性的な水不足の解消及び将来
32 の水需要の増大に対処することが復帰後の課題であった。

33 そのため、沖縄振興開発特別措置法における2級河川についても、国が直轄で事
34 業を行えるなどの支援措置を活用し、3次にわたる沖縄振興開発計画及びその後の
35 沖縄振興計画のもと、水源開発などを重点的に実施してきた結果、水の安定供給に
36 関する問題が大きく改善された。

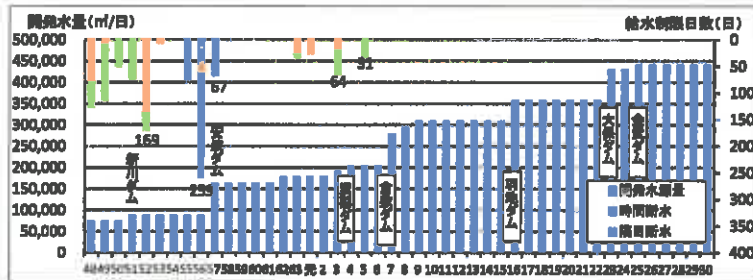
38 沖縄本島における開発水量と給水制限日数の推移をみると、昭和51年度に新
39 川ダムが完成し、開発水量は8万6,800㎥/日となったが、給水制限は昭和57年度
40 まで毎年のように行われ、昭和52年度の169日（時間断水：32日、隔日断水：137
41 日）、昭和56～57年度にかけて326日（時間断水：89日、隔日断水：258日）など、
42 給水制限日数が100日を超える年もあった。

昭和57年度までには、安波ダム及び普久川ダムが完成し、開発水量は18万1,900 m^3 /日となり、平成7年度までには、辺野喜ダム、漢那ダム、倉敷ダム（完成後、管理を県に移管）などが完成し、開発水量は27万7,600 m^3 /日となった。その後も羽地ダム、大保ダム及び金武ダムを整備するなど、平成30年度現在、開発水量は43万9,600 m^3 /日となっている。

これにより、沖縄本島における給水制限日数については、平成3年度に64日（時間断水：44日、隔日断水：20日）、平成5年度の31日（時間断水：31日）となったのを最後に、平成6年度以降、20年以上にわたって給水制限は実施されていない。

【図表2-2-1-6-1】

【図表2-2-1-6-1】 沖縄本島における開発水量と給水制限日数の推移



※開発水量：開発水量とは、企業局が水道用水として取水している国・県ダムと海水淡水化施設を計上している。（復帰前に建設された山城ダム等は除く）

出典：沖縄県企業局

また、県が実施する事業においても、高率補助制度などを活用し、座間味ダム、我喜屋ダム、備間ダムの整備を行い、管理移管された倉敷ダムと企業局管理の山城ダムを含む5つのダムが水道用水として利用されている。

一方、ダムによる水源開発と比べ短時間で建設できる海水淡水化施設を、平成9年度に供用開始し4万 m^3 /日の水量を確保している。【表2-2-1-6-2】

【表2-2-1-6-2】 水道用水として利用されている沖縄のダム

| 管理 | 名称 | 所在地 | 供用年度 | 開発水量(m^3 /日) | | 備考 |
|----|----------------|----------|-------|------------------------|--------|-----------|
| | | | | 水道用水 | 工業用水 | |
| 国 | 福地ダム | 東村 | S49年度 | 73,800 | 14,800 | |
| | 新川ダム | 東村 | S51年度 | 13,200 | 2,300 | |
| | 安波ダム | 国頭村 | S57年度 | 55,200 | 9,300 | |
| | 普久川ダム | 国頭村 | S57年度 | 19,900 | 3,300 | |
| | 辺野喜ダム | 国頭村 | S63年度 | 15,500 | 2,600 | |
| | 福地ダム再開発 | 東村 | H3年度 | 13,200 | 0 | |
| | 漢那ダム | 宜野座村 | H4年度 | 11,500 | 0 | |
| | 羽地ダム | 名護市 | H18年度 | 12,000 | 0 | |
| | 工業用水用からの転用(国1) | 国頭村、東村 | H18年度 | 36,100 | 0 | |
| | 大保ダム | 大宜味村 | H23年度 | 94,800 | 0 | |
| | 金武ダム | 金武町 | H25年度 | 10,300 | 0 | |
| 県 | 倉敷ダム(※2) | 沖縄市、うるま市 | H7年度 | 44,300 | 0 | 県土木建設部管理 |
| | 座間味ダム | 座間味村 | H4年度 | 45 | 0 | 県土木建設部管理 |
| | 我喜屋ダム | 伊平屋村 | H18年度 | 70 | 0 | 県土木建設部管理 |
| | 備間ダム | 久米島町 | H29年度 | 300 | 0 | 県土木建設部管理 |
| | 山城ダム | うるま市 | S42年度 | 7,800 | 0 | 県企業局管理 |
| | 海水淡水化施設(※3) | 北谷町 | H9年度 | 40,000 | 0 | 参考：県企業局管理 |

※1 福地ダム、新川ダム、安波ダム、普久川ダム、辺野喜ダムの工業用水道開発水量を一部転用

※2 大保ダム完成までは、65,500 m^3 /日取水している。

※3 施設能力はH7年度10,000 m^3 /日、H8年度25,000 m^3 /日、H9年度40,000 m^3 /日である。

出典：沖縄県土木建設部及び沖縄県企業局

このように、水源開発は復帰後集中的に実施されてきた。また同時に、水道施設の整備についても3次にわたる沖縄振興開発特別措置法及び沖縄振興特別措置法による財政措置などを活用し、水需要や水質の安全性を確保するための浄水場などの施設整備が行われてきた。現在、復帰後、急速に整備してきた水道施設が老朽化しているため、計画的な更新、耐震化等を進めている。

水道普及率については、復帰後89.2%であったが、平成15年度末にはほぼ100%に達している。

(課題)

県内のダム及び水道施設については、復帰後から平成初期にかけて集中的に整備されてきた。復帰前から整備されたものと合わせ、今後、老朽化に伴う大規模な修繕が予想されることから、長寿命化計画の策定など、適切に施設を管理していく必要がある。

1 沖縄本島は地理的要因等により、多くの水道施設を抱えていることから、安全な
2 水道水を将来にわたって安定的に供給するため、老朽化した施設の計画的な更新を
3 進める必要がある。また、本県の上水道施設の耐震化率（平成29年度：25.8%）は
4 全国（平成29年度：39.3%）と比較して低い状況であることから、老朽化施設の計
5 画的な更新に併せて耐震化を進める必要がある。

6 b 下水道の整備 7 (現状)

8 下水道の整備については、昭和47年の本土復帰を契機に、沖縄振興開発特別措置
9 法による高平補助制度などを活用して、その後の経済発展や都市化の進展に対応し
10 た整備が進められてきた。

11 下水道処理人口普及率（以後、普及率）については、昭和47年度は16.5%と、全
12 国の普及率18.5%を下回っていたが、復帰以降整備を進めてきた結果、昭和53年
13 度には本県の普及率は29.2%に達し、全国の普及率26.6%を2.6ポイント上回った。

14 昭和59年には中城湾流域下水道事業（うるま市、沖縄市及び北中城村）が認可さ
15 れ、昭和62年に具志川浄化センターが供用開始されるなど、下水道施設の整備が進
16 み、昭和63年度の県の普及率は41.7%で全国の普及率40.5%を1.2ポイント上回っ
17 ている。

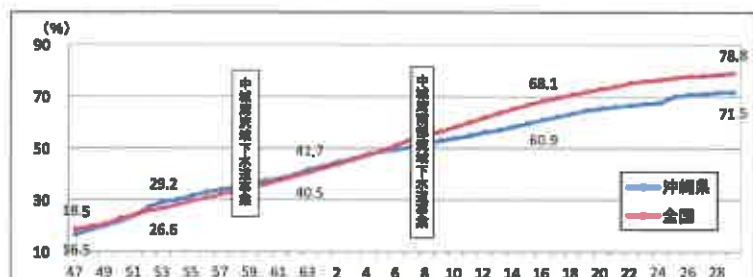
18 その後も本県では下水道の施設整備を推進し、普及率は順調に上昇してきた。同
19 様に、全国的にも下水道の整備が進み、平成5年度以降は、全国の普及率が沖縄を
20 上回る水準で推移している。

21 平成8年度には、新たに中城湾南部流域下水道事業（中城村、西原町、与那原町
22 及び南城市）が認可され、平成14年には西原浄化センターが供用開始されるなど整
23 備が進み、平成16年度の普及率は60.9%に達した。

24 その後も県では施設整備などを着実に実施し、平成29年度の普及率は71.5%と
25 なったが、全国の普及率78.8%と比較して、7.3ポイント下回っている。

26 【図表2-2-1-6-3】

27 【図表2-2-1-6-3】 下水道処理人口普及率の推移



28 出典：沖縄県土木建設部

1 (課題)

2 本県の下水道整備は、事業開始から50年を経過し、下水道施設の老朽化や耐震不
3 足に伴う改築・更新が課題となっている。今後は、ストックマネジメント計画に基
4 づく効率的な維持管理を進めるとともに、全国平均を下回っている下水道人口普及
5 率の向上に向け、計画的な施設整備を推進する必要がある。

6 o. 公園の整備 7 (現状)

8 本県の都市公園整備については、復帰当時、計画的な都市整備の遅れや、乏しい
9 財政事業等のため全国でも最下位という整備状況であった。昭和47年における都市
10 計画区域内の人口一人当たりの都市公園面積（以下本項目において、「人口一人当
11 たり都市公園面積」はすべて都市計画区域内を指す。）は0.7㎡で、全国平均2.8
12 ㎡の3割にも満たなかった。

13 復帰後は、沖縄振興開発計画に公園緑地の整備が規定され、事業等が行われてき
14 た。

15 名護中央公園、浦添大公園及び奥武山公園の整備のほか、戦跡である平和祈念公
16 園及び海軍城公園は、復帰記念事業の一つとして昭和47年度から昭和56年度まで補
17 助率10分の10で整備が図られた。

18 昭和50年には沖縄国際海洋博覧会が開催され、その後同博覧会跡地を国営公園と
19 するなど、本県の都市公園整備は大きく進み、昭和60年度の人口一人当たりの都
20 市公園面積は3.3㎡と、全国平均5.1㎡の約6割まで改善された。

21 昭和62年の海邦国体開催に向けては、沖縄県総合運動公園が主会場として整備さ
22 れるなど、同年度の人口一人当たりの都市公園面積は4.2㎡となっている。

23 平成5年度から平成14年度にかけては、平成9年度に中城公園の整備に着手する
24 など、事業費が高い水準で推移し、平成15年度の人口一人当たりの都市公園面積は
25 7.9㎡と、全国平均9.7㎡の約9割に達した。なお、中城公園の園内にある中城城跡
26 については、平成12年に首里城跡などとともに「琉球王国のグスク及び関連遺産
27 群」として、世界遺産に登録されている。

28 平成17年度にはバンナ公園などの供用開始によって、本県の人口一人当たりの都
29 市公園面積は9.4㎡と、全国平均の9.1㎡を上回った。

30 その後も着実に整備を進め、平成28年度の人口一人当たりの都市公園面積は、沖
31 縄県 10.9㎡、全国平均10.4㎡となっている。【図表2-2-1-6-4】

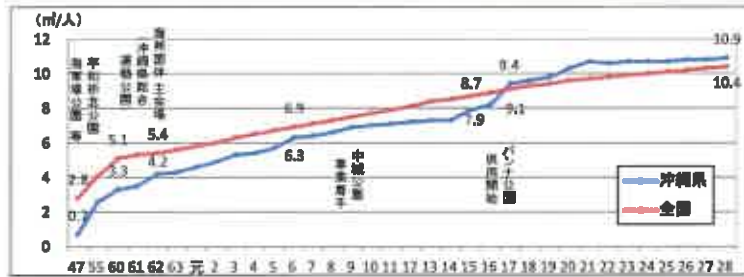
32 県営都市公園では、公園の整備に伴い、利用者が増加傾向にあり、特に奥武山公
33 園や平和祈念公園などの大型遊具整備箇所では、休日などに多くの親子連れで賑
34 わっている。

35 また、近年は外国人観光客の利用者も急増していることから、県営公園の利用者
36 数は平成25年度の約586万人に対して、平成29年度は約712万人と大幅に増加して
37 いる。

38 国営沖縄記念公園の首里城地区内施設（正殿等）及び海洋博覧会地区内施設（沖
39 縄美ら海水族館及び海獣施設等）については、国から都市公園法に基づく管理許可
40

を得て、平成31年2月以降、県が管理している。首里城及び沖縄美ら海水族館等の管理により、本県の主体的な運用、新たな利活用、沖縄観光や地域経済の更なる振興が期待されている。

【図表2-2-1-6-4】都市計画区域内の人口一人当たりの都市公園面積



出典：沖縄県土木建築部

(課題)

本県の都市計画区域内における人口一人当たりの都市公園面積は10.9㎡と、全国平均の10.4㎡を若干上回っている。その一方で、那覇広域・南城及び中部広域圏の整備状況は7.8㎡と全国平均よりも低く、都市公園が十分に確保されていないことが課題である。

また、昭和50年代から平成初期に整備された公園施設は、設置後30年以上経過していることから施設の老朽化対策も課題となっている。

多様化する公園利用者の誰もが安全・安心・快適に利用できるように、引き続き公園の整備を推進するとともに、計画的な修繕等を行う必要がある。

さらに、国営沖縄記念公園の首里城地区内施設及び海洋博覧会地区内施設については、県の文化・観光等に関する施策と連携した利活用に向けて、施設の魅力向上や利用促進を図る必要がある。

d 公営住宅の整備

(現状)

復帰以前、公営住宅の整備については、政府（日本、米国、琉球）の補助を受けて市町村が建設する市町村営住宅が主であり、昭和47年の本土復帰までに、累計3,656戸が建設された。

復帰後は、3次にわたる沖縄振興開発特別措置法及び沖縄振興特別措置法により、公営住宅建設に対する国の補助率がかさ上げされるなど、財政負担軽減と建設促進が図られてきた。

公営住宅建設戸数については、昭和47年度からこれまでの市町村営住宅と併せ県

営住宅の整備もはじまり、昭和47年度の公営住宅建設戸数は、803戸（県営：116戸、市町村営：687戸）となった。

昭和48年度には、県営住宅の整備も本格化し、渡橋名団地（豊見城市）や登野城団地（石垣市）が着工され、県、市町村を併せた公営住宅建設戸数は、1,069戸（県営：518戸、市町村営：551戸）となった。

昭和53年度には、公営住宅建設戸数が880戸（県営：452戸、市町村営：428戸）まで落ち込むが、昭和58年度には、真玉橋市街地住宅（豊見城市）や西崎第2団地（糸満市）が着工されるなど、公営住宅建設戸数は1,403戸（県営：986戸、市町村営：418戸）に達した。

昭和61年度には赤嶺市街地住宅（那覇市）、昭和63年度には桑江高層住宅（北谷町）、平成元年度には浜原第2団地（沖縄市）が着工されるなど、平成元年度までは、公営住宅建設戸数は平均1,000戸程度で推移している。

このように、復帰から昭和の終わりにかけて、高率補助制度などを活用し、集中的に公営住宅の整備を行ってきたが、復帰前に整備された市町村営住宅については、老朽化などの問題も生じてきたことから、昭和63年度からは建替事業も始まった。

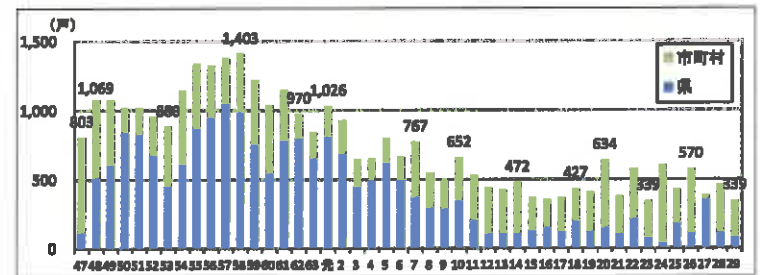
平成以降の公営住宅の整備については、平成6年度に大宮高層住宅（名護市）、平成10年度に吉産第3市街地住宅（那覇市）などが着工され、建替事業としては、平成13年度に渡橋名団地（豊見城市）、平成20年度に名護団地（名護市）などが着工された。

近年の公営住宅建設戸数は、300から600戸で推移し、平成29年度は339戸（県営：86戸、市町村営：253戸）となっている。

復帰から平成29年度までの公営住宅建設戸数の実績は、県営住宅が1万9,722戸、市町村営住宅が1万4,391戸、合わせて3万4,113戸となっている。

【図表2-2-1-6-5】

【図表2-2-1-6-5】公営住宅建設戸数の推移



出典：沖縄県土木建築部

各種住宅規模等の状況についてみると、復帰後の昭和48年、本県の1住宅当たりの延べ面積が53.66㎡であるのに対し、全国の延べ面積は77.14㎡と23.48㎡の格差があった。

復帰後、住宅事情を改善するため積極的に各種施策に取り組んだ結果、平成25年調査における本県の延べ面積は76.29㎡、全国の延べ面積は94.42㎡と、その差は18.13㎡まで改善されているが、いまだ低い状況である。

その他の住宅規模を示す指標をみると、平成25年調査における本県の1世帯当たりの住宅戸数は1.11戸と、量的には充足しているが、1世帯当たり居住室数など、居住水準の面では全国と比較してまだ立ち遅れており、十分とは言えない。

特に、本県の最低居住面積水準未達率については、平成25年調査で10.8%と全国の7.1%と比べて3.7ポイント高く、最低居住面積水準を満たしていない世帯が全国よりも多い結果となった。【表2-2-1-6-6】

【表2-2-1-6-6】住宅規模等の状況

| 区分 | 居住室数(世) | 量数(世) | 延べ面積(㎡) | 一人当たりの量数(世) | 一人当たりの人員(人) | 最低居住面積水準未達率(%) | 1世帯当たり住宅戸数(戸) |
|-------|---------|-------|---------|-------------|-------------|----------------|---------------|
| 沖縄県 | 昭和44年 | 3.04 | 10.03 | 33.05 | 4.47 | 1.08 | 0.67 |
| | 昭和53年 | 4.23 | 22.70 | 50.05 | 5.06 | 0.90 | 27.0 |
| | 昭和63年 | 4.30 | 24.54 | 64.75 | 5.90 | 0.83 | 19.0 |
| | 昭和68年 | 4.48 | 26.31 | 70.32 | 7.05 | 0.77 | 14.5 |
| | 平成5年 | 4.45 | 26.94 | 74.45 | 8.35 | 0.73 | 13.5 |
| | 平成10年 | 4.38 | 27.80 | 78.00 | 9.11 | 0.70 | 9.3 |
| | 平成15年 | 4.22 | 28.33 | 77.38 | 9.06 | 0.68 | 7.8 |
| | 平成20年 | 4.11 | 27.92 | 76.81 | 10.40 | 0.65 | 6.5 |
| | 平成25年 | 4.11 | 27.94 | 76.29 | 10.70 | 0.63 | 5.3 |
| | 全国 | 昭和44年 | 4.15 | 23.95 | 77.14 | 6.01 | 0.87 |
| 昭和53年 | | 4.52 | 26.98 | 90.23 | 7.78 | 0.77 | 14.5 |
| 昭和63年 | | 4.73 | 28.00 | 95.82 | 8.98 | 0.71 | 11.4 |
| 昭和68年 | | 4.86 | 30.01 | 99.29 | 9.85 | 0.66 | 8.5 |
| 平成5年 | | 4.85 | 31.41 | 91.82 | 10.41 | 0.62 | 7.8 |
| 平成10年 | | 4.79 | 31.77 | 92.43 | 11.24 | 0.59 | 8.1 |
| 平成15年 | | 4.77 | 32.69 | 94.66 | 12.17 | 0.55 | 4.2 |
| 平成20年 | | 4.68 | 32.82 | 94.34 | 12.87 | 0.54 | 6.7 |
| 平成25年 | | 4.59 | 32.77 | 94.42 | 13.54 | 0.53 | 5.1 |

※平成15年以前は「最低居住水準未達の世帯割合」

住宅統計調査、住宅・土地統計調査

出典：総務省統計局「住宅・土地統計調査」

（課題）

公営住宅については、復帰後、大規模な整備が実施された。それらの老朽化が進み、今後、建替えの時期を迎えることが課題となっている。全面的改善、建替えなどについて、住宅ストックの維持も考慮しながら、計画的に行う必要がある。

また、本県の住宅について、依然としてその規模等を示す指標が全国の水準を満たしていないという課題がある。とりわけ、最低居住面積水準を満たしていない世帯の割合が全国でワースト2位であることから、それらの改善に取り組む必要がある。

キ 防災

本県は亜熱帯性海洋性気候に属し、年平均降水量が全国平均を上回っていることに加え、台風常襲地帯であることから、河川の氾濫や高潮被害、土砂災害などが毎年のように発生している。

このような自然災害から県民の生命と財産を守るため、治水、高潮、土砂災害対策など、防災・減災対策に取り組んできた。

また、東日本大震災などの大規模災害の教訓を踏まえ、予防的対策を含む生活基盤の機能維持や強化、地震・津波対策、人流・物流確保のための交通インフラ施設の耐震化などにも取り組んでいる。これらの取組により各種施設の整備等が進み、災害に強い県土づくりが図られている。

本県は、大規模な自然災害等から県民の生命や財産を守り、県民が安全・安心に暮らせる地域づくりを推進している。

これらの取組により、県民意識調査では「地震、台風などへの防災対策が充実していること」が昭和54年の24.6%から平成30年には33.1%と8.5ポイント向上しており、県民満足度も向上している。

＜県民意識調査＞

質問項目：地震、台風などへの防災対策が充実していること



(7) 社会リスクセーフティネットの確立

● 河川の整備

（現状）

本県における河川整備について、県は 復帰後の昭和47年から沖縄振興開発特別措置法による高率補助制度を活用し、国場川など8河川で中小河川改修事業を行うなど、本格的な整備が始まった。

県では、これまでに54河川で改修事業や総合流域防災事業などを行っており、この結果、洪水による河川の氾濫は着実に減少している。

2級河川における整備率の推移についてみると、昭和47年度の2級河川の整備率は4.9%と低い値となっている。

同年発生した台風8号などの影響で、国場川（那覇市）や長堂川（那覇市）、安

耐川（那覇市）等が氾濫し、浸水戸数が295戸（床上125戸、床下170戸）を記録するなど、大きな被害が生じた。

復旧後、県は、第1次沖縄復興開発計画に基づき 国場川、安耐川等で整備を進めた。

河川改修は着実に進み、昭和50年代後半の2級河川の整備率は20.9%（昭和59年度）まで上昇するが、依然として低い状況であった。

昭和60年には、台風8号、9号等による牧港川（浦添市）、国場川、安里川（那覇市）等の氾濫で、浸水戸数が2,433戸（床上浸水1,872戸、床下浸水561戸）に上るなど、復旧後最悪の被害を記録している。

翌年の昭和61年度にも台風16号等の影響で浸水戸数が1,111戸（床上浸水645戸、床下浸水466戸）を記録するなど、経済社会の発展による河川流域の都市化などに伴い、大きな被害が生じていた。

平成4年から平成14年頃にかけては、事業費を集中的に投下し、河川の整備が行われた。

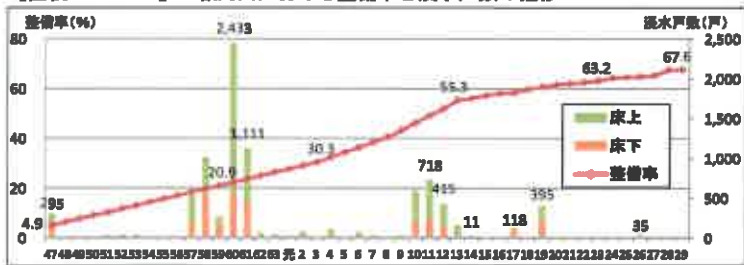
平成10年度に田嘉里川（大宜味村）や平成11年度に安波川（国頭村）の整備が完了するなど、平成3年度30.3%であった2級河川の整備率は、平成13年度には55.3%と大きく改善している。

都市部での河川整備も進んだことなどにより、浸水被害も減少し、平成11年度の浸水戸数は718戸（床上浸水493戸、床下浸水225戸）、平成12年度は415戸（床上浸水277戸、床下浸水138戸）、平成14年度は11戸（床上浸水5戸、床下浸水6戸）となった。

平成15年以降も国場川や安耐川などの河川整備を引き続き行っており、平成29年度の2級河川の整備率は67.6%となっている。

整備率の向上とともに浸水戸数は減少し、平成17年度（118戸）、平成19年度（395戸）及び平成26年度（35戸）で台風や豪雨等の影響による浸水被害が発生しているものの、それ以外の年では確認されていない。【表2-2-1-7-1】

【図表2-2-1-7-1】 2級河川における整備率と浸水戸数の推移



出典：沖縄県土木建築部

（課題）

河川の整備については、治水・利水との調和を図りながら、河川固有の自然景観や豊かな生態系に配慮した多自然川づくりを基本方針とし、浸水被害が頻発する都

市河川の重点的な整備の推進など、洪水被害の防止に努める。

また、近年は集中豪雨が全国的に頻発している。本県の河川においても、急激に水位が上昇する事例が見られるため、関係機関に対し、迅速かつ的確な情報収集及び伝達のための体制を整える必要がある。

b 海岸の整備
（現状）

海岸の整備については、津波や高潮等の被害から海岸を防護するため、堤防や護岸等の海岸保全施設を整備している。本県では河川の整備と同様、復旧後に沖縄復興開発特別措置法による高率補助制度を活用するなど、海岸整備が本格化した。

第1次沖縄復興開発計画では、国土の保全という観点から海岸保全施設の新設・改良等が規定され、大宜味海岸（大宜味村 昭和48年度～平成5年度）、伊野田海岸（石垣市 昭和61年度～平成5年度）、兼城港海岸嘉手苅地区（久米島町 昭和54年度～昭和63年度）などで整備を行った。

続く第2次沖縄復興開発計画でも海岸保全施設の新設・改良等が規定され、北前海岸（北谷町 昭和61年度～平成7年度）、池間海岸（宮古島市 昭和61年度～平成7年度）、中城湾港海岸佐敷地区（南城市 昭和61年度～平成7年度）などで整備を行った。

昭和60年代頃からは、海岸災害への備えに加え、公衆の海浜利用の多様化を背景に、海岸部の浸水性が重視されるようになった。

これまでの海岸整備は直立式護岸等が主流であったが、海浜利用を併せ持つ緩傾斜式護岸等へと変化し、景観の向上や環境にも配慮した面的防護方式による施設整備へと移行してきた。

その後も、運天港海岸屋我地区（名護市 平成3年度～平成19年度）、東江海岸（名護市 平成13年度～平成22年度）、宮城海岸（北谷町 平成16年度～平成26年度）、嘉陽海岸（名護市 平成22年度～平成26年度）などで海岸整備を行った。

このような海岸保全施設整備を行ってきた結果、平成28年度末における国土交通省所管の海岸整備率は60.7%となり、昭和47年度の43.0%から17.7ポイント増加したが、全国平均の68.3%を下回っており、現在でも台風時等に高潮・波浪による被害が発生している。【表2-2-1-7-2】

【表2-2-1-7-2】 海岸護岸の整備率（国土交通省所管）

| | 平成28年度末 | | | | | | 昭和47年度 沖縄 |
|----------|-----------|-----------|--------|-----------|---------|-----------|--------------|
| | 水管理・国土保全局 | | 港湾局 | | 計 | | |
| | 沖縄 | 全国 | 沖縄 | 全国 | 沖縄 | 全国 | |
| 海岸保全区域延長 | 147,621 | 5,158,008 | 84,055 | 4,219,415 | 241,676 | 9,378,351 | — |
| 有蓋段延長 | 78,286 | 3,285,773 | 71,422 | 3,144,999 | 146,708 | 8,400,672 | — |
| 整備率 | 51.1 | 63.1 | 75.9 | 74.5 | 60.7 | 68.3 | 43.0 |

※ 昭和47年度の整備率については、農林水産省所管の護岸も含む。

出典：沖縄県土木建築部

(課題)

海岸の整備率は全国平均を下回っていることから、県は引き続き海岸保全施設の新設・改良等により防護機能を確保する必要がある。また、施設の長寿命化計画策定・更新や老朽化対策などと併せて、環境と利用にも配慮した海岸整備に取り組む必要がある。

○ 土砂災害への対策

(現状)

土砂災害への対策については、昭和47年の本土復帰以降、他府県と同様に砂防法、地すべり等防止法による関係法令の適用を受けることとなった。整備については、沖縄振興開発特別措置法による高率補助制度を活用し、砂防事業、地すべり対策事業を実施してきた。

平成11年度から平成14年度にかけて県では、土砂災害危険箇所（土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊が発生するおそれのある箇所、それぞれ「土石流危険渓流箇所」、「地すべり危険箇所」、「急傾斜地崩壊危険箇所」という。）の調査を行った。

県では、調査の結果を受けて施設を整備するなど、土石流や地すべり災害などを未然に防止し、県民の生命と財産を守り安全な生活環境を確保するため、砂防、地すべり対策及び急傾斜地崩壊対策を推進している。

「砂防」とは、一度に多量の土砂が流出して発生する土石流などの土砂災害から下流の人家、公共施設、耕地等を保全するものである。本県では、復帰以降、地形的特性から土石流危険渓流が集中している本島北部地区を中心に砂防事業を実施してきた。

本県の土石流発生危険性がある渓流（土石流危険渓流）は236か所にのぼり、そのうち163か所（693.8ha）については砂防指定地となっている。

これまでに国頭村田嘉里川（平成2年11月）、大宜味村鏡波川（平成10年3月）、国頭村辺野喜川（平成19年2月）などの38か所で砂防ダムや流路工などの対策工事が完了するなど、平成29年度の本県の土石流危険渓流整備率は23.3%となっている。

「地すべり」とは、土地の一部が地下水等に起因してすべる現象又はこれに伴って移動する現象で、地すべり防止法に基づき指定される「地すべり防止区域」では、排水施設、擁壁、抑止杭などの地すべり防止工事が行われている。

本県の地すべり危険箇所は、本島中・南部地区に集中しており88か所にのぼる。北中城村安谷屋地区（昭和61年8月）、南風原町兼城地区（平成17年3月）、南風原町新川地区（平成25年3月）などで対策工事が完了しており、29か所（471.1ha）を地すべり防止区域に指定している。

平成18年6月には中城村安里地区にて、梅雨の長雨により長さ500m、最大幅250mにも及ぶ地すべりが発生し、村道坂田線を100m、県道35号線を140mにわたって寸断

した。一時は82世帯282人が緊急避難を余儀なくされるなど、県災害史上前例のない大規模災害となった。当該安里地区（14.23ha）については、平成19年9月に地すべり防止区域に指定し平成25年3月に対策工事が完了している。
平成29年度の本県の地すべり危険箇所整備率は29.5%となっている。

「急傾斜地の崩壊」とは、傾斜度が30度以上である土地で、斜面の比較的狭い領域の土砂が安定を失って突発的に早い速度で落下する現象で、これによる被害を防止するために行う工事が急傾斜地崩壊対策工事である。

急傾斜地が崩壊する危険性のある箇所（急傾斜地崩壊危険箇所）は、主として中・南部地区の都市地域を中心に708か所にのぼり、そのうち74か所（9,979.1ha）は急傾斜地崩壊危険区域に指定されている。

これまでに座間味村座間味地区（昭和60年9月）、宜野湾市真志喜地区（平成5年5月）や北中城村安谷屋地区（平成29年3月）など、66か所で急傾斜地崩壊対策工事が完了し、平成29年度の本県の急傾斜地崩壊危険箇所整備率は16.2%となっている。これは全国の整備率26.0%（平成21年度）を10ポイント以上下回っている。【図表2-2-1-7-4】

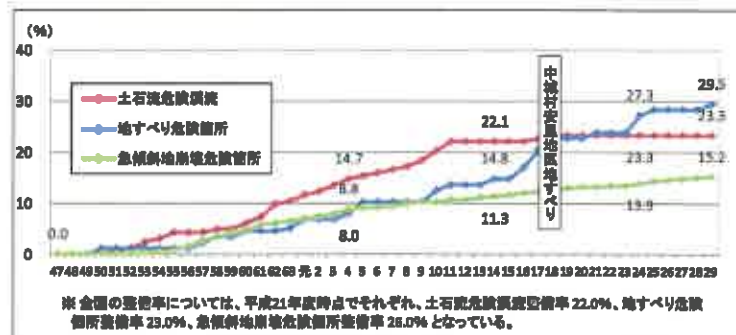
【表2-2-1-7-3】 土砂災害危険箇所及び各種指定地区一覧

（平成30年4月1日現在）

| 全 体 | | 指 定 | |
|-------------|-----|------------|---------------------|
| 土石流危険渓流数 | 236 | 砂防指定地 | 箇所面積 (ha) 163 693.8 |
| 地すべり危険箇所数 | 88 | 地すべり防止区域 | 箇所面積 (ha) 29 471.1 |
| 急傾斜地崩壊危険箇所数 | 708 | 急傾斜地崩壊危険区域 | 箇所面積 (a) 74 9979.1 |

出典：沖縄県土木建設部

【図表2-2-1-7-4】 土砂災害危険箇所整備率



出典：沖縄県土木建設部

このほか、山地災害や潮風害から県民の生命、財産を保全し、また水源の涵養や生活環境の保全形成を図るため、治山事業による森林造成や保安施設の整備等を進めてきた。

本土復帰の昭和47年度から平成15年度にかけて、県では、第4次～第9次による治山事業計画、平成15年度以降は森林法で定められた地域森林計画を基に整備を実施した。具体的には、復旧治山を68か所、予防治山を54か所で実施し、荒廃山地の早期復旧を図るとともに、災害をもたらす恐れの大い山地災害の防止対策を講じてきた。

(課題)

土砂災害対策について、各種土砂災害危険箇所の整備率がいずれも3割を下回る低い水準にとどまっていることが課題である。特に、急傾斜地崩壊危険箇所の整備率は全国と比較して10ポイント下回っていることから、関係機関は引き続き重点的・効率的な土砂災害防止施設の整備を行う必要がある。加えて、土砂災害の発生源対策、当該地域における宅地等の開発抑制や警戒避難体制の整備にも取り組む必要がある。

治山事業については、復帰後、山地災害危険地区（降雨等により山や沢などから発生する土砂災害の恐れのある地区）において重点的に整備が進められてきたが、集中豪雨や台風等による被災箇所の対策を優先的に実施することや保安林指定に係る同意が得られない等の課題があることから、山地災害危険地区における着手率は、全国平均の43.8%と比べて34.4%と下回っている。このため、国土保全等のための森林が有する多面的機能の維持・増進に対する県民の理解を深め、引き続き災害に強い森林づくりを推進する必要がある。

d 公共施設等の耐震化

(現状)

我が国は、世界でも有数の地震国であり、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災、その後の新潟県中越地震、岩手・宮城内陸地震など、震度6以上の大規模地震が立て続けに発生している。

特に、平成23年3月に発生した東日本大震災では、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。

近年、本県周辺において人命に関わる大きな地震被害はないが、周辺には火山帯や複数のプレート及び断層が位置していることから、総合的な地震対策を継続して行うことは大変重要である。

住宅や建築物の耐震化については、平成7年の阪神淡路・大震災で多くの住宅や建築物が倒壊したことを契機に、関係法令の整備が進んだ。

当時、建築物被害の状況における「軽微・無被害」の割合は、建築基準法が改正

される昭和56年以前の建築物が34%であったのに対し、昭和57年以降の建築物では約75%と被害が大幅に減少していた。

これを受けて、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」が平成8年4月に施行された。本県でも「沖縄県耐震改修促進計画」を平成11年に策定し、普及・啓発や相談窓口の設置、技術者の育成、耐震診断・改修に係る助成・支援などを行い耐震化を促進している。

特に、学校や庁舎、公民会館などの公共施設等は、多数の利用者が見込まれるほか、地震発生の際には災害応急対策の実施拠点や避難場所・避難所になるなど、防災の拠点としても重要な役割を果たしている。

公立学校施設については、全国的な大規模災害を背景に、文部科学省から早期耐震化の方針が示されたほか、沖縄振興特別措置法による高率補助制度を活用し耐震化を推進している。

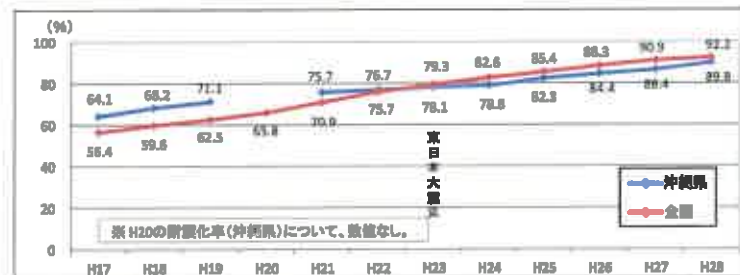
平成15年4月1日時点の公立学校の耐震化率が、小中学校49.7%、高等学校74.0%、特別支援学校58.4%であったのに対し、平成30年4月1日時点の耐震化率については、小中学校81.4%、高等学校98.3%、特別支援学校100.0%と大きく改善されている。

学校などの文教施設も含めた庁舎などの「防災拠点となる公共施設等」においては、一層の耐震化を促進するため、既存耐震不適合建築物（昭和56年以前の建築物）について、診断結果の報告を求めている。

平成17年度の防災拠点となる公共施設等の耐震化率は、沖縄県が64.1%、全国が56.4%となっている。沖縄県の値が全国の値を7.7ポイント上回っていたが、平成23年度には沖縄県78.1%、全国79.3%となり、全国値を1.2ポイント下回った。

上述のとおり公共施設等の耐震化を推進した結果、平成28年度の沖縄県の耐震化率は89.8%と平成17年度と比較して25.7ポイント改善されたものの、全国の耐震化率92.2%を若干下回った。【図表2-2-1-7-5】

【図表2-2-1-7-5】 防災拠点となる公共施設等の耐震化率



出典：沖縄県知事公室

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13

(課題)

学校や庁舎、公民館などの公共施設については、災害発生時に防災拠点となることから、使用できなくなる事態を防ぐため、引き続き現行の耐震基準を満たしていない施設の耐震改修等を推進する必要がある。

また、橋梁を始めとする交通インフラ施設は、本土復帰以降、集中的に整備が進んだため、近い将来、一気に老朽化が進行し、耐震基準を満たさない施設が増大すると考えられる。このため、橋梁を始めとする交通インフラ施設については、修繕や架け替えと並行し、耐震補強を加速する必要がある。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42

2 ク 特筆事情（米軍基地問題、戦後処理問題）

本県には、全国の米軍専用施設・区域面積の70.3%が集中しているため、米軍基地から派生する事件・事故、航空機騒音や水質汚濁などが発生し、県民生活へ大きな影響を及ぼしている。

また、戦後処理問題として、不発弾処理や所有者不明土地、戦没者の遺骨収集などが残されている。

このため、本県では、米軍基地から派生する事件・事故についての抗議や日米地位協定の見直しの要請等を、日米両政府や関係機関に対し行ってきたほか、水質環境調査、不発弾等の探査発掘及び処理、所有者不明土地の管理及び実態調査、ボランティア等と連携した遺骨収集などに取り組んできた。

このような取組などにより、水質汚濁の環境基準は改善している。また、埋没不発弾や所有者不明土地、未収骨の戦没者遺骨も徐々に減少するなど、一定の成果を上げている。

本県は、米軍基地から派生する諸問題の解決促進や、不発弾処理対策、所有者不明土地問題の解決、沖縄戦没者の遺骨収集などの戦後処理問題の解決を目指している。

(7) 米軍基地から派生する諸問題及び戦後処理問題への対応

■ 米軍基地から派生する諸問題への対応

(現状)

本県では、戦中及び米軍統治下における米軍による強制接収等による基地建設や、本土における米軍基地の整理・縮小の流れを受けた本土から沖縄への海兵隊移転等により、広大な米軍基地が形成された。

平成30年3月現在、国土面積の0.6%にすぎない本県に、全国に所在する米軍専用施設・区域面積の70.3%が集中しており、米軍演習等に関連する航空機の墜落事故、実弾演習等による原野火災や流弾事故、米軍人等による犯罪や交通事故などの問題が発生している。

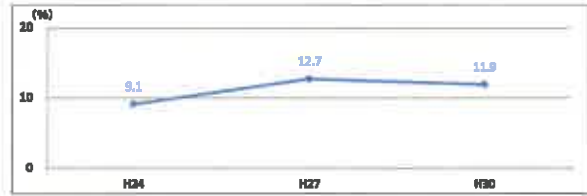
また、米軍基地周辺の航空機騒音や油流出事故等による水質汚染が発生するなど、県民の生活環境や健康に及ぼす影響が問題となっている。

このため、本県では、渉外関係主要都道府県知事連絡協議会（以下「渉外知事会」という。）及び沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会（以下「軍転協」という。）と連携・協力し、日米両政府に対し、米軍基地から派生する諸問題への抗議・要請を行ってきた。また、米軍基地周辺の航空機騒音測定や公共用水域の水質汚濁の防止に向けた調査・監視を行ってきた。

米軍基地から派生する諸問題への対応に関する県民意見調査の県民満足度は10%前後で推移している。また、沖縄21世紀ビジョン実施計画の「目標とするすがた」の「米軍基地から派生する事件・事故」は、平成元年の32件から平成30年は92件と増加している。

＜県民意識調査＞

質問項目：米軍基地から派生する諸問題への対策が適切に講じられていること



(a) 事件・事故の防止

事件・事故の防止について、本県は、復帰後の昭和47年に渉外知事会へ加入し、国に対し、基地の整理・縮小及び早期返還の促進、日米地位協定の改定などを要請してきたほか、昭和54年には県内市町村と軍転協を設立し、日米両政府に対し、年間20～40件の抗議・要請を行ってきた。

また、昭和60年から、米国政府や連邦議会等に対し基地の整理縮小及び基地被害の防止等を直接訴えるため、平成31年3月までに20回の訪米要請活動を実施してきた。また、平成27年には米国ワシントンD. C. に駐在員を配置し、本県で事件・事故が発生した際に、米国政府関係者へ速やかに状況を伝え、再発防止策の実施等を求めている。

平成28年11月には、沖縄県からの提案をきっかけに、全国知事会において「米軍基地負担に関する研究会」が設置された。研究会による計6回の議論を踏まえ、平成30年7月には、全国知事会において「米軍基地負担に関する提言」が全都道府県による全会一致で決議され、同年8月には政府へ提言を行った。

米軍構成員等による犯罪検挙件数については、増減を繰り返しながら、昭和47年の219件から平成30年には31件と減少しており、また、県内全刑法犯における米軍構成員等事件比率は、昭和47年の6.5%から平成30年の0.8%に低下している。

【図表2-2-1-8-1】

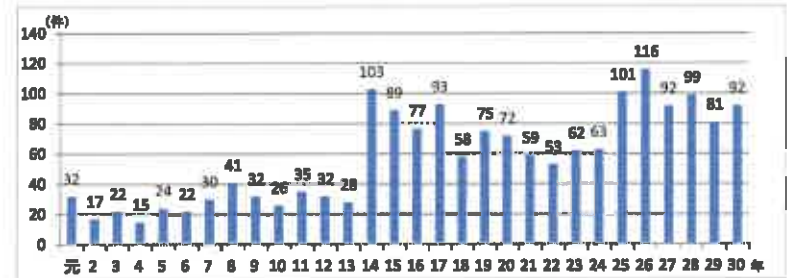
【図表2-2-1-8-1】 米軍構成員等による犯罪検挙状況の推移



出典：沖縄県知事公室基地対策課「沖縄の米軍及び自衛隊基地（統計資料集）」

米軍基地関係の事件・事故件数（刑法犯や交通事故等を除く）については、平成元年に32件であったが、航空機の不時着の増加などから、平成30年は92件となっている。【表2-2-1-8-2】

【図表2-2-1-8-2】 米軍基地関係の事件・事故（刑法犯や交通事故等を除く）の推移



出典：沖縄県知事公室基地対策課「沖縄の米軍及び自衛隊基地（統計資料集）」

(b) 米軍基地の運用に伴う環境問題への対応

米軍航空機の騒音への対応について本県では、昭和53年度から米軍基地周辺の騒音測定を開始し、昭和63年からは嘉手納・普天間飛行場周辺地域を環境基準に基づく指定地域として、重点的に騒音測定・監視を実施してきたほか、この結果に基づき、米軍等関係機関に対し航空機騒音の軽減を要請してきた。

このような取組などにより、米軍基地周辺の航空機騒音に係る環境基準達成率は、昭和63年度の48.4%から平成29年度の71.9%に上昇している。

水質汚染への対応については、牧港補給地区一帯における昭和48年の廃油類による汚染発覚や、昭和50年の薬物流出による汚染事故などを背景として、米軍基地に起因する公共用水域の水質汚染を防止するため、昭和51年度から継続的な米軍基地排水水質等監視調査を実施してきた。

また、昭和55年度からは、米軍施設・区域内外の水質調査を実施し、この結果に基づき、米軍等関係機関に対し、原因の特定及び改善措置を要請してきた。

このような取組などにより、昭和51年に48.9%であった米軍施設・区域内外で実施した水質環境基準達成率は改善傾向にあり、平成25年度は100%を達成したが、平成26年度以降、排水水質等監視調査は、調査委託元である国の計画変更により米軍施設区域内で実施できておらず、米軍施設区域外のみで実施している。

【図表2-2-1-8-3】

【図表2-2-1-8-3】 環境基準達成率（騒音、水質）の推移



出典：沖縄県環境部「環境白書」

【課題】

本県には、米軍専用施設が集中し、これに起因する事件・事故や騒音、水質汚染などが発生しており、県民の過重な負担が課題となっている。

このため、米軍基地から派生する事件・事故の防止については、米軍基地の整理・縮小に向けた在沖海兵隊の国外移転や、嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還が確実に実施されるよう取り組み、県民の目に見える形で基地負担の軽減を図る必要がある。また、日米地位協定の見直しに向けた国民的な議論を喚起するとともに、全国知事会や渉外知事会等と連携した取組を行う必要がある。

米軍航空機の騒音について、航空機騒音に係る環境基準達成率は上昇傾向にあるものの、一部地点で継続的な環境基準の超過があるなど、依然として騒音被害が継続している。

また、米軍航空機騒音の軽減に向けた「嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置」の運用状況の監視に要する米軍航空機の運航情報が入手できず、米軍に対し、同措置の厳格な運用を求めることができない課題がある。

このため、関係市町村と連携した航空機騒音の測定・監視調査を継続し、これに基づき、米軍等関係機関に対し航空機騒音の軽減を要請していく必要がある。

また、「嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置」の厳格な運用を監視・要請するため、映像監視装置の導入などにより、航空機騒音の監視体制を強化する必要がある。

水質汚染への対応については、基地内立入調査の再開が課題となっているため、基地内の環境調査が実現するよう、国に対し要請する必要がある。また、基地内の環境状態の把握に向けて、JEGS（日本環境管理基準）に基づく米軍のモニタリング結果を入手し、これに基づいた対策を講ずる必要がある。

b 戦後処理問題への対応（現状）

本県は、太平洋戦争中、激しい艦砲射撃や爆撃を受け、国内唯一の地上戦の場となったほか、戦中戦後、米軍による広大な基地建設が行われた。

このような背景から、復帰後の本県における不発弾埋没量は約4,000トンと推計されたほか、未収骨の戦没者遺骨は2万1,596柱と推計されている。また、復帰後の所有者不明土地の総数は3,510筆、約119万㎡であった。

不発弾対策について、本県では、国や関係機関とともに、沖縄不発弾等対策協議会を設立し、不発弾等処理事業の実施や処理状況の把握、不発弾等の情報収集、不発弾に関する広報活動などに取り組んできた。

所有者不明土地問題については、抜本的な解決に向けた法律制定等を国へ求めるとともに、所有者不明土地の実態調査を行ってきた。

また、昭和31年から国の委託事業による民間ボランティア等と連携した遺骨収集や、遺骨に関する情報の一元的な収集・管理体制の整備などを行ってきた。

これらの取組などにより、戦後処理問題への対応に関する県民意識調査の県民満足度は向上している。

(a) 不発弾処理対策

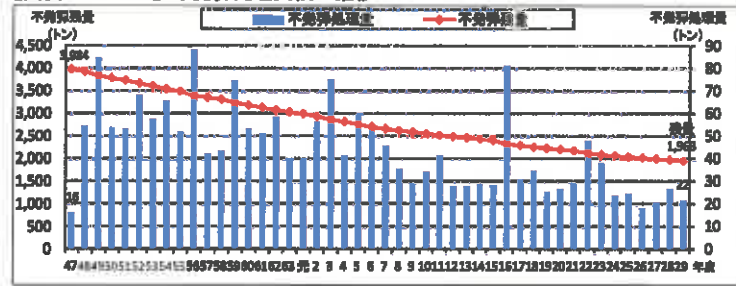
戦後、本県に埋没する不発弾等は約1万トンと推計され、復帰までに住民及び米軍によって約5,500トンが処理され、永久不発弾500トンを除き、復帰時の昭和47年には約4,000トンが埋没していると推計された。

その不発弾等の処理のため、昭和49年から県民等からの不発弾埋没情報に係る処理事業を開始し、平成元年からは地権者の要望を募り、原野や畑を広域に探査する広域探査発掘加速化事業を開始した。平成14年度からは、市町村の単独公共工事に係る不発弾探査及び不発弾処理に必要な費用を補助する市町村支援事業を開始した。

平成21年度には、糸満市で起きた不発弾の爆発事故を契機に、特別調整費を活用して沖縄県不発弾等対策安全基金を設置し、被害者等への支援及び不発弾等に関する普及啓発を図った。平成24年度には、民間住宅等の新築・建替への際に必要な不発弾探査等に係る費用を全額補助する住宅等開発防災探査支援事業を開始した。

不発弾の処理量について、復帰後は年平均で約44トン処理されてきたことから、年々減少傾向にある。近年は、不発弾の埋没情報はほとんどなく、ここ10年間の平均処理量は30トンを下回っている。【図表2-2-1-8-4】

【図表2-2-1-8-4】不発弾処理実績の推移



出典：沖縄県知事公室防災危機管理課

(b) 所有者不明土地の問題の解決

所有者不明土地については、沖縄戦により土地所有者を証する公図・公簿、土地台帳等が焼失したことなどから、土地の所有者が不明となったもので、その総数は3,510筆、約119万㎡であった。

復帰後、所有者不明土地については、「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」に基づき、県又は市町村の管理の下、これまで803筆（22.9%）、約21万㎡（17.5%）を管理解除することができたが、平成30年3月現在、2,707筆、約98万㎡が残されている。【表2-2-1-8-5】

【表2-2-1-8-5】所有者不明土地管理状況（平成30年3月31日現在）

| | 総数 | | 管理解除実績 | | 現在の管理状況 | |
|--------|-------|-----------|--------|---------|---------|---------|
| | 筆数 | 面積(㎡) | 筆数 | 面積(㎡) | 筆数 | 面積(㎡) |
| 県管理地 | 1,883 | 1,065,070 | 378 | 188,814 | 1,505 | 896,256 |
| | 100% | 100% | 20.1% | 15.9% | 79.9% | 84.1% |
| 市町村管理地 | 1,627 | 125,869 | 425 | 39,730 | 1,202 | 86,139 |
| | 100% | 100% | 26.1% | 31.6% | 73.9% | 68.4% |
| 合計 | 3,510 | 1,190,939 | 803 | 208,544 | 2,707 | 982,395 |
| | 100% | 100% | 22.9% | 17.5% | 77.1% | 82.6% |

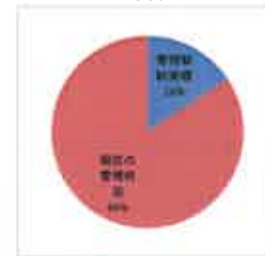
出典：沖縄県総務部管財課

このため、本県では、所有者不明土地問題の抜本的な解決に向け、国に対し新たな法律の制定や、所有者不明土地に関する総合調査の実施等を求めてきた。

この結果、平成24年3月「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」が改正され、同法附則に、国は所有者不明土地に関する実態調査を行い、実態調査の結果に基づく必要な措置を講ずることが規定された。

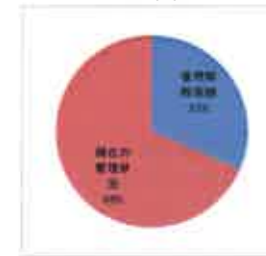
これにより、平成24年度から国は所有者不明土地実態調査を実施し、本県は国から委託を受け、測量等調査や所有者探索などを実施したが、所有者等に関する情報が得られた土地は、195筆（7.3%）にとどまっている。

【図表2-2-1-8-6】所有者不明土地の管理解除実績、現在の管理状況（面積㎡）
＜県分＞

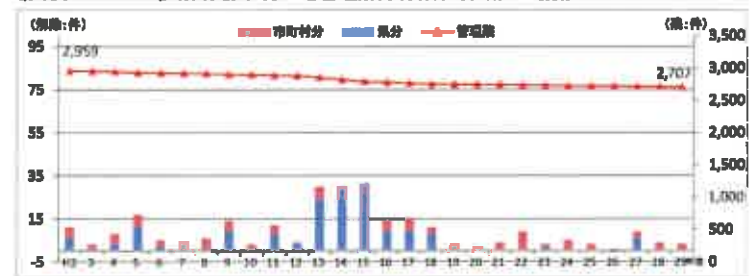


出典：沖縄県総務部管財課

＜市町村分＞

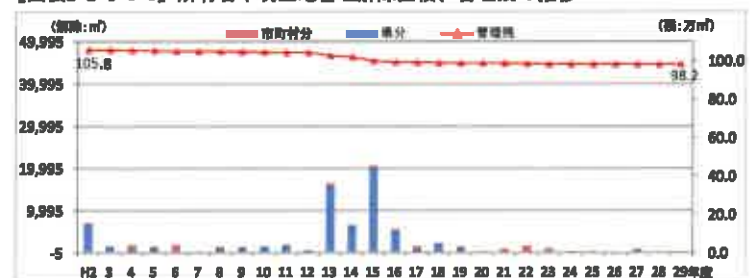


【図表2-2-1-8-7】所有者不明土地管理解除件数、管理残の推移



出典：沖縄県総務部管財課

【図表2-2-1-8-8】所有者不明土地管理解除面積、管理残の推移



出典：沖縄県総務部管財課

1
2 (a) 戦没者の遺骨収集

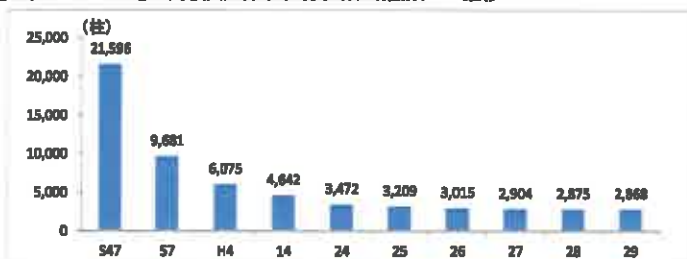
3 戦没者の遺骨収集については、国の責務として位置づけられており、昭和47年
4 の本県における未収骨の戦没者遺骨は2万1,596柱と推計された。

5 このため、本県では、戦没者の遺骨収集に向けて、市町村や関係機関と連携
6 し、国から委託を受けて、昭和31年から遺骨収集事業を実施してきたほか、終戦
7 40周年等の節目には大規模な「県民遺骨収集」を実施してきた。

8 また、平成23年度には、沖縄平和祈念公園内に「戦没者遺骨収集情報セン
9 ター」を設置し、戦没者遺骨情報の一元的な収集・管理の体制整備を行ったほ
10 か、同年、戦没者遺骨収集を行う民間団体やボランティアに対する助成金による
11 活動支援を開始した。

12 これらの取組などにより、未収骨の戦没者遺骨については、昭和47年の
13 2万1,596柱から1万8,728柱が収集され、平成30年3月現在、2,868柱となっ
14 ている。【図表2-2-1-8-9】

15
16 【図表2-2-1-8-9】沖縄戦没者未収骨柱数（推計）の推移



25 出典：沖縄県子ども生活福祉部平和復興・男女参画課

26
27
28 (課題)

29 不発弾の処理については、今なお、県内に1,963トンが埋没していると推計さ
30 れ、爆発事故の危険性がある。県民の生命・財産を守るため、県民の不発弾に関す
31 る危険性の認識を高め、不発弾処理事業の活用を促進するなど、早期処理を図る必
32 要がある。

33
34 所有者不明土地問題については、戦後70年以上が経過し、土地所有者を証明する
35 書類や資料、証人等の確保が困難を極め、全筆を返還できる見通しは立っていない。
36 また、所有者不明土地を管理する県や市町村の法的な位置付けは、民法におけ
37 る管理権限のみを有する「権限の定めのない代理人」である。このため、県や市町
38 村は所有者不明土地の売買や長期賃貸借ができず、県土有効利用の観点から課題と
39 なっている。

40 このため、所有者不明土地問題の抜本的な解決に向け、国へ立法措置を含めた対
41 応を求めていく必要がある。

1 戦没者の遺骨収集については、平成30年3月現在、2,868柱が未収骨となってい
2 るが、戦後70年以上が経過し、戦争体験者や遺族の高齢化等により、戦没者遺骨の
3 情報が得られにくくなっていることや、ボランティアの高齢化による遺骨収集作業
4 の人員確保が課題となっている。

5 また、収集した戦没者遺骨については、身元が判明した場合、遺族の元へ返還し
6 ているが、長期間にわたり、沖縄の高湿多湿の環境にさらされてきた戦没者遺骨は
7 身元の特定が困難な場合が多く、遺族への返還が難しいという課題も抱えている。

8 このため、戦没者遺骨収集の加速化が求められており、今後も戦没者遺骨収集情
9 報センターを拠点に情報収集に努めるとともに、米国公文書館から入手した県内の
10 戦没者遺骨に関する情報を調査分析するなど、新たな戦没者遺骨の情報収集に努め
11 るほか、遺骨収集活動の若い世代への継承を支援する必要がある。

1 (2) 強くなやかな自立型経済の構築

2 本県は、地上戦によって社会基盤が壊滅的状况となった上に、米軍統治下で米軍基
3 地建設・維持を優先した政策が取られたことから、基地依存型輸入経済構造となり、
4 高度経済成長期の本土各県のような工業地帯の形成や技術集積がなされなかった。

5 復帰を迎え、本県が自立発展の基礎条件の整備を目標に、本土各県と同様の工業化
6 による発展を目指す中、昭和48年のオイルショック等による経済環境の変化で我が国
7 は高度成長を終え、昭和60年以降は円高の進行によって、国内の製造業は空洞化が進
8 んだ。このような厳しい環境を経て、第3次沖縄振興開発計画期間に入り、ようやく
9 工業用水の給水が開始され、本県の工業団地整備は形をなしたが、市場の狭あい性や
10 高い物流コストなどの沖縄が持つ不利性を超えるほどの産業基盤、税制度等を持ち得
11 なかったことなどから工業の立地は厳しい状況にあった。

12 一方、第2次沖縄振興開発計画期間が終わる頃には、空港、港湾、道路などの交通
13 基盤の整備が進み、国民のゆとりを求める価値観と相まって観光リゾート産業が本県
14 の地域特性を生かすリーディング産業として成長したほか、第3次沖縄振興開発計画
15 以降は、情報通信技術が進歩し、県の取り組みや豊富な若年労働力により、情報通信
16 産業が新たなリーディング産業として大きく成長している。

17 ア 社会基盤整備

18 復帰当時、既に高度経済成長を果たしていた本土に対し、本県では、社会、経済、
19 産業などのあらゆる面で著しい本土との格差が存在していた。

20 また、本県は、数多くの離島で構成され、本土から遠距離にあるという「地理的不
21 利性」も有しているため、それらを克服するとともに、県民生活の向上と経済や産業
22 の発展を実現するため、空港、港湾、道路などの社会基盤整備に集中的に取り組ん
23 できた。

24
25
26 これらの取組により、施設整備面での本土との格差は着実に縮小し、県内空港の旅
27 客数や貨物量などは右肩上がり増加を続けている。

28 これまで行ってきた社会基盤の整備は、地域の活性化や本県経済の発展に大きく寄
29 与している。

30
31 本県は、世界を結ぶ架け橋としての交流を通し、我が国及びアジア・太平洋地域と
32 共に発展するため 空港、港湾、陸上交通基盤を整備するなど、国際的な交通ネット
33 ワークの構築を図り、競争力強化を目指している。

34 (7) 自立型経済の構築に向けた基盤の整備

35 a 空港の整備

36 (現状)

37 本県には、国が管理する那覇空港のほか、県が管理する12空港があり、県民生活
38 や観光産業等を支える重要な社会基盤として、地域の活性化及び本県経済の発展に
39 重要な役割を果たしている。

40
41 那覇空港の利用状況についてみると、旅客数については、本土復帰を果たし
42

1 た昭和49年度に243万人であった。

2 昭和50年に沖縄国際海洋博覧会が開催され、それに対応するために国は暫定ター
3 ミナル(旧第1国内線ターミナルビル)を供用開始するなど、昭和50年度の旅客者
4 数は394万人と大きく増加した。

5 その後も、各航空会社による本格的な沖縄キャンペーンなどにより、沖縄への旅
6 客者数は順調に伸び続けた。これらの航空需要に対応するため、昭和61年3月に
7 国は那覇空港の滑走路を2,700mから3,000mへ延長した。

8 昭和62年の沖縄海邦国体に向けて、昭和59年から国はターミナル地区の整備に着
9 手し、昭和62年2月には旧第2国内線ターミナルビルを供用開始している。

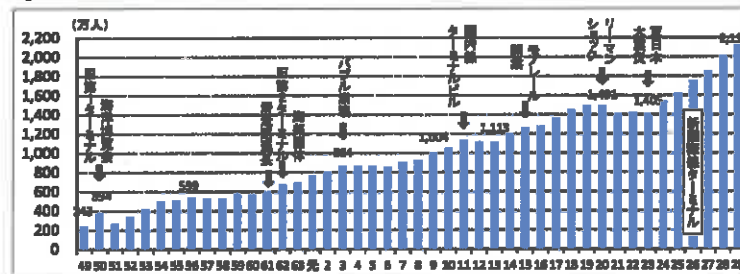
10 平成以降、バブル経済の崩壊などによる経済環境の変化により旅客数の伸びは鈍
11 化するが、平成7年以降の航空運賃の規制緩和や沖縄ブームが追い風となり、平成
12 9年度には旅客数数が1,000万人を突破するなど、利用者は着実に増加してい
13 った。

14 このことから、旧第1国内線ターミナルでは施設の狭あい化が著しくなり、平成
15 11年、分散立地していた旧第2国内線ターミナルを統合する形で、現在の那覇空港
16 国内線旅客ターミナルビルが供用開始された。

17 その後も都市モノレールが開業(平成15年8月)するなど、2次交通の環境整備
18 も進み、平成20年度には旅客数が1,491万人に達した。

19 平成21年度以降、リーマンショックや新型インフルエンザの世界的流行などの影
20 響もあり旅客数は落ち込みをみせるが、LCCの参入などを背景に平成24年度から
21 持ち直し、平成29年度の旅客数は2,116万人となっている。これは 昭和49年度の旅
22 客数と比べ8.7倍である。【図表2-2-2-1-1】

23 【図表2-2-2-1-1】 那覇空港の旅客数推移



24 出典：国土交通省「空港管理状況調査」

25 ※昭和49年度から平成10年度について、那覇空港・空港整備事務所HP掲載データを用いた。

26
27
28 特に、平成23年度以降、外国人観光客の増加は著しく、海外からの航空需要に対
29 応するため、平成26年2月には現在の国際線旅客ターミナルが、さらに、平成31年
30 3月には国際線・国内線を連結するターミナルが供用開始された。

31 那覇空港を利用する旅客数増加に伴い、航空機の発着回数は年々増加し、現在、
32 滑走路の処理容量を超えて運用されている状況である。

これらの問題に対応するため、国は平成26年1月から滑走路増設事業に着手しており、令和元年度末の供用開始を目指して工事が進められている。

県管理空港について、復帰時の県では、琉球政府時代に建設された8空港（石垣空港、宮古空港、久米島空港、与那国空港、南大東空港、北大東空港、多良間空港、波照間空港）の管理を継承した。

加えて、離島住民の生活に不可欠な航空交通の確保のため、昭和50年7月に伊江島空港、昭和53年7月に粟国空港、平成6年11月に慶良間空港を、昭和54年7月に訓練飛行場である下地島空港の供用を開始した。これにより、県の管理する空港数は計12空港となった。

県管理空港の旅客数については、本土復帰後の昭和50年度に約80.6万人であった。

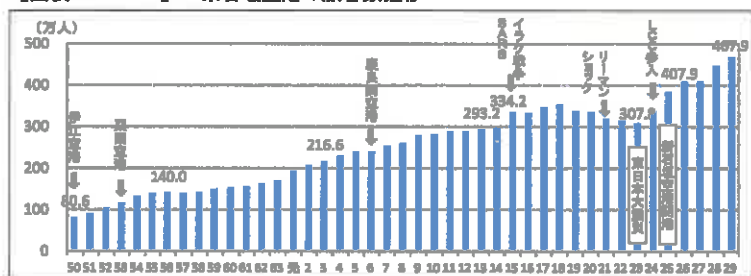
平成7年以降の航空運賃の規制緩和や沖縄ブーム到来、平成14年から平成15年にかけてのSARSやイラク戦争の影響による国内への旅行先振り替えなどにより、平成15年度の旅客数は334.2万人に達するなど、大幅に増加した。

その後、リーマンショックによる景気後退と東日本大震災の影響などで、全国的に旅客数が落ち込んだ。県管理空港の旅客数についても同様に、平成20年度から平成23年度頃まで減少している。

平成24年度にはLCCの参入などを背景に旅客数は回復に転じ、平成25年度以降は、円安による国内旅行の需要増加や新石垣空港の開港等により、旅客数は増加傾向で推移している。

平成29年度の県管理空港の旅客数は、467.9万人となっており、昭和50年度に比べ約5.8倍となっている。【図表2-2-2-1-2】

【図表2-2-2-1-2】 県管理空港の旅客数推移



出典：沖縄県土木建設部

(a) 国際線旅客数

近年の県内空港における旅客数の増加については、平成23年以降の国際線利用者の急激な増加が要因として挙げられる。

平成23年7月、中国人観光客への数回ビザ発給によって中国本土からの観光客が増加したほか、様々なプロモーション活動の結果、東アジア各地からの航空路

線の新規就航につながった。

このような観光振興と併せて、平成26年には那覇空港国際線ターミナルが供用開始されるなど、那覇空港における国際線旅客数は、平成23年度の約50万人から平成29年度には約364万人と6年間で約7倍に増加している。

離島空港における国際線旅客数についても、平成23年度に約1.2万人であったが、平成25年の新石垣空港開港などで受入体制が強化されるなど、平成29年度には約8.6万人に達し、平成23年度と比較して7倍に増加した。

(b) 取扱貨物量

那覇空港の取扱貨物量については、昭和49年度に2万6,826トンであったが、復帰後、生鮮食料品、農林水産物等を中心として順調に増加し、昭和62年度には10万6,864トンと復帰当初から約4倍となった。

その後も農林水産物の物流体制整備や輸送コストの低減対策、県産品の県外市場への販路拡大等の施策を展開した結果、順調に取扱貨物量は増え続けている。

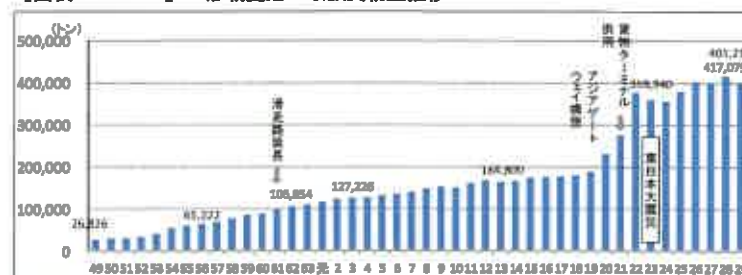
平成20年10月には、施設の狭あい化・老朽化に対応するとともに、アジア・ゲートウェイ構想に対応した国際物流拠点形成に向けた対策として、国において「那覇空港ターミナル地域整備基本計画」が策定され、諸施設の整備が推進されている。

平成21年10月には、那覇空港新貨物ターミナルビルの供用が開始され、現在、ANA及びJALグループ、物流企業などが入居している。

平成30年7月現在、同施設を拠点に、ANAが国内及びアジアの主要都市を結ぶ11路線で沖縄貨物ハブ事業を行っており、これに伴い、那覇空港の国際貨物の取扱量は飛躍的に増加した。那覇空港の平成29年度取扱貨物量は18万50トンと、成田、関空、羽田に次ぐ国内第4位となった。

平成21年度以降、那覇空港の国際貨物量増加によって、国内貨物も含めた全体の取扱貨物量は大きく増加し、平成29年度は40万1,213トンとなるなど、復帰当初と比べ約15倍に増加している。【図表2-2-2-1-3】

【図表2-2-2-1-3】 那覇空港の取扱貨物量推移



出典：国土交通省「空港管理状況調査」

※昭和49年度から平成19年度について、那覇港湾・空港整備事務所HP掲載データを用いた。

1 県管理空港の取扱貨物量については、復帰後一部の期間を除いて右肩上がりに
2 増加を続け、昭和50年度の3,539トンから平成29年度は3万5,108トン（約9.9倍）
3 に達している。

4 平成20年に取扱貨物量が大幅に増加しているが、これは郵政民営化に伴う郵政
5 法改正により、平成19年10月以降、小包郵便及び速達郵便が貨物扱いとなったこ
6 とが原因である。

7 平成22年度から平成23年度にかけては、リーマンショックによる景気後退と東
8 日本大震災の影響で、取扱貨物量は落ち込んだが、平成25年には新石垣空港が開
9 港するなど、平成24年以降取扱貨物量は増加を続けている。【図表2-2-2-1-4】

10 【図表2-2-2-1-4】 県管理空港の取扱貨物量推移



11 出典：沖縄県土木建設部

12 (課題)

13 那覇空港については、今後、国際観光や国際航空貨物の拠点化を目指す上で、更
14 なる航空会社の就航や国際物流ハブ機能等を活用した臨空型産業の企業立地など、
15 新たなニーズに対応できる施設整備などが課題となっている。

16 これらに対応するため、中長期的なアジアの航空需要を見据え、空港能力の一層
17 の向上や旅客ターミナルの拡充、展開用地の確保等、那覇空港を世界水準の拠点空
18 港として機能強化を図る必要がある。

19 また、長期的な需要見込みを基に、空港能力に対するオーバーフローや後追いの
20 インフラ整備等が起らないよう、国等関係機関と連携して取り組む必要がある。

21 県管理空港については、旅客数が増加傾向にある。特に宮古・八重山地域では、
22 外国人観光客が増加傾向にあり、国際線受入のためC I Q機能等の体制強化が必要
23 である。

24 また、施設の更新整備、機能向上等と併せて、利用者の利便性・快適性の向上に
25 取り組むほか、海外の富裕層をターゲットとした将来的な観光振興の一つとして、
26 プライベートジェット機等の受入体制整備を促進する必要がある。

27 さらに、伊平屋島、伊是名島では、住民が本島拠点都市等へ移動する際に時間が
28 かかることから、新空港建設が求められている。

29 b 港湾の整備
(現状)

30 島しょ県である本県において、港湾は物流輸送を支える産業振興基盤として、ま
31 た、国内外との交流拠点として重要な役割を果たしている。

32 平成30年現在、重要港湾として、那覇港、中城湾港、平良港、石垣港、金武湾港
33 及び運天港の6港が、地方港湾として36港が指定されており、県内の港湾は合計で
34 41港となっている。

35 県内の重要港湾についてみると、その取扱貨物量は、復帰後から増減を繰り返
36 しながら推移している。昭和49年に3,387万トンであった取扱貨物量は、昭和56
37 年には3,737万トンのピークを示し、昭和61年までおおむね3,000万トン程度で推移
38 している。

39 昭和62年には2,133万トンに急減している。これは、昭和62年の海邦国体開催前
40 までに各種インフラ整備等が行われたため、その反動が生じたものと考えられる。

41 その後はバブル景気や公共事業の増加などで、取扱貨物量は増加基調となり、平
42 成9年は3,423万トンを示すが、それ以降縮小に転じた公共事業の影響などもあり、
平成18年の取扱貨物量は2,248万トンとなった。

平成20年以降、リーマンショックによる景気低迷などもあり、取扱貨物量はほぼ
横ばいで推移しており、平成28年は2,275万トンとなっている。

重要港湾で取り扱われている貨物は、県民生活必需品はもとより、各種インフラ
整備に必要な物資も含まれていることから、貨物量の推移には、景気動向のほか
に、国や県等が実施する公共工事等も影響していると考えられる。

県内の重要港湾における乗降人員数は、復帰後から増加基調で推移しているが、
離島架橋の建設に伴う離島航路の廃止や、入城観光客数の変動に併せて、一時的な
落ち込みが確認できる。

昭和49年に148万人だった乗降人員数は、昭和50年の沖縄国際海洋博覧会に伴う
入城観光客数の増加に伴い、203万人に達した。昭和57年（186万人）、昭和60年
（177万人）と乗降人員数が減少しているが、それぞれ、伊計大橋、瀬底大橋の供
用開始に伴う航路廃止が要因と考えられる。

その後乗降人員数は、平成2年頃まで約200万人前後で推移するが、平成3年以
降入城観光客数の増加を背景に堅調に増加を続け、平成16年には369万人に達し
た。

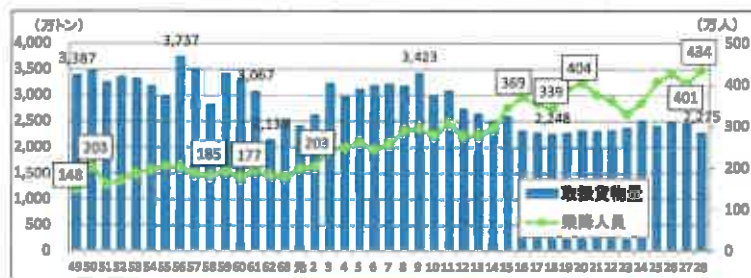
平成18年、乗降人員数が339万人となっているのは、古宇利大橋の供用開始に伴
う航路の廃止がその要因と考えられる。

平成19年頃からは、那覇港、平良港及び石垣港へのクルーズ船寄港回数が徐々に
増え始め、平成20年には県内の重要港湾における乗降人員数が404万人に達した。

平成23年には東日本大震災などの影響もあり、乗降人員数は落ち込むが、平成25
年頃から大きく増加し、平成28年には復帰後最高となる434万人に達している。

なお、平成27年に乗降人員数が401万人と落ち込んでいるのは、伊良部大橋の供
用開始に伴う航路の廃止がその要因と考えられる。【図表2-2-2-1-5】

【図表2-2-2-1-5】 県内重要港湾の取扱貨物量及び乗降人員数の推移



出典：沖縄県土木建設部

近年の港湾における乗降人員数の増加については、東アジアを中心としたクルーズ船需要の増大が大きな要因としてあげられる。

平成28年には那覇港においてクルーズターミナルが供用開始され、受入体制の強化が図られた。また、石垣港では、平成30年4月にクルーズ船専用岸壁が暫定供用され、大型旅客船ターミナルの整備も計画されているほか、平良港及び本部港ではクルーズ船の接岸が可能な岸壁整備を行っている。中城湾港においても、クルーズ船受入れのための検討を行っている。

各港湾で受入体制が強化され、海路入域乗客数は平成18年に約6万人であったものが、平成29年には約94万人と大きく増加している。

今後もクルーズ船需要の増加が見込まれ、那覇港においては、第2バースの計画を進めているほか、平良港と本部港については国際旅客船拠点形成港湾に指定されるなど、施設整備等が推進されている。

(a) 那覇港の取扱貨物量等

那覇港は、県内重要港湾の取扱貨物量の約半分を占め、鹿児島や南部周辺離島へ定期の旅客船が運航されるなど、物流、人流の中心的な拠点港湾として経済社会活動を支える最も重要な港湾である。

那覇港の取扱貨物量については、復帰以降、県内の経済や産業の発展とともに増加基調で推移している。

昭和49年、沖縄と本土及びアジア近隣諸国を始め、主要離島を結ぶ流通の拠点として整備を図ることなどを基本方針に、初の那覇港港湾計画が策定された。

当該計画に基づき、那覇港の港湾機能は強化され、昭和49年、445万トンであった那覇港の取扱貨物量は、復帰後本格化した社会基盤整備や、昭和62年に開催された海邦国体に関連する公共工事の影響などもあり、昭和60年には843万トンとなった。

その後、集中的に行われた公共工事の反動などもあり、昭和62年の取扱貨物量は688万トンに落ち込むが、バブル景気（平成3年：993万トン）や、公共事業の

増加などによって、平成9年には994万トンまで回復した。

平成15年には、沖縄振興計画に基づき、国際物流産業の展開、国際観光・リゾート産業の振興等を目的とした国際流通港湾としての整備を推進するため、那覇港港湾計画を改訂し、さらなる港湾機能の強化を図っている。

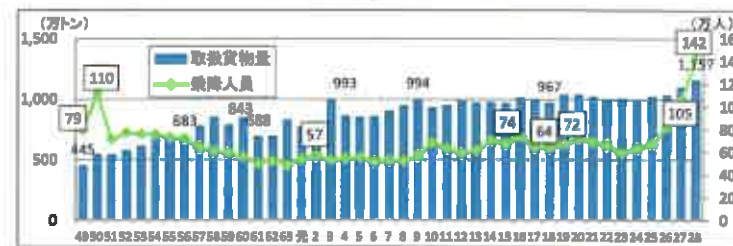
近年、那覇港の取扱貨物量は1,000万トン前後で推移しているが、好調な県経済の影響等もあり、平成28年には1,157万トンとなった。

那覇港の乗降人員数については、昭和50年の沖縄国際海洋博覧会に伴う入域観光客数の増加に伴い、乗降人員も110万人を記録したが、その後は50～70万人程度で推移している。

近年は、アジアからのクルーズ船需要の増加などもあり、平成26年4月の那覇クルーズターミナル供用開始を始め、ボーディングブリッジの整備や新港埠頭9号岸壁（貨物岸壁）における大型クルーズ船の受入れのための機能強化等を行った。中国などの旺盛なクルーズ船需要を適格に受け入れたことにより、寄港回数及び乗船客数は急激に増加した。平成28年の乗降人員数は142万人となっている。

【図表2-2-2-1-6】

【図表2-2-2-1-6】 那覇港の取扱貨物量と乗降人員数の推移



出典：那覇港管理組合

(課題)

那覇港の整備については、沖縄県の新たなリーディング産業として期待される臨空・臨港型産業の集積に向け、集貨・創貨を促進し流通加工等の新たな価値を生み出す付加価値型産業の集積を図るため、国際・国内貨物を取り扱う総合物流センター等の整備、航路網の充実、那覇空港との効率的な機能分担等により国際的な物流拠点にふさわしい港湾機能の強化を図っていく必要がある。

那覇港の貨物の7割が集中する新港ふ頭地区については、RORO船の大型化や内買貨物の増加により、貨物が幅積(ふくそう)しており、港内施設の狭あい化により作業効率が低下している。新港ふ頭における、作業効率の低下を解消するため、新たな内外貨ユニットロードターミナル(効率化のため複数の物品をひとまとまりにした貨物)等の整備や既存ふ頭の再編を行う必要がある。

浦添ふ頭地区については、長期構想検討委員会にてユニットロード貨物を中心とした内外貨貨物の物流拠点として位置付けられており、貨物の増加により、整備の

重要性が高まっている。浦添ふ頭においても、貨物の増加に対応するため、新たな内外貨ユニットロードターミナルの整備を推進する必要がある。

また、貨物船と旅客船・フェリーの混在、台風時及び冬季風浪時の港内波浪等が問題となっており、利便性の向上や効率的で安全な港の整備が必要である。

さらに、近年の船舶の大型化に対応した岸壁やふ頭用地等の充実、港湾貨物の円滑な輸送を確保する臨港道路等の整備が課題となっている。

このため、防波堤や耐震岸壁、ふ頭用地や上屋、臨港道路等、港湾施設の整備、充実・強化を図る必要がある。

那覇港で増加する大型クルーズ船の安定的な寄港、クルーズ客の更なる満足度向上及び、国際クルーズ拠点形成を図るため、更なるクルーズ船誘致に向けた取組を強化するとともに、新港ふ頭における第2クルーズバースの整備や浦添ふ頭における岸壁・クルーズターミナル整備などの取組を強化する必要がある。

あわせて、国際海洋リゾート港湾に向け、浦添ふ頭コースタルリゾート地区の形成を推進するほか、観光客の安全性・快適性・利便性の確保など、受入体制の充実、強化に向けた対応が必要である。

中城湾港の整備については、新港地区において、航路サービスが十分でないため、中部區域の貨物の多くが陸上輸送コストのかさむ那覇港から搬入しているという課題がある。

このため、那覇港との適正な機能分担、定期船航路の拡充に向けた取組のほか、産業支援港として港湾機能向上を図る必要がある。

また、クルーズ船寄港数が増加傾向にあるため、港湾関係者や関係自治体と協議をしながら、安全性・利便性を考慮した施設等の整備を行い、持続可能な受入体制強化を図っていく必要がある。

そのほか、本部港、平良港及び石垣港においては、国際的な観光リゾート地としての基盤強化を図るため、国際クルーズ船受入れに係る必要な施設整備を推進する必要がある。

○ 陸上交通基盤の整備 (現状)

本県では、沖縄戦により戦前あった軽便鉄道が破壊され、戦後米軍施政権下に置かれた後は、復旧されることなく自動車为主要な交通手段として道路網の整備が進んでいった。

このことから、本県は、陸上交通の大部分を道路に依存しており、平成15年の沖縄都市モノレール開業により新たな公共交通手段の選択が可能となったものの、道路は依然として県民生活や経済産業を支える上で重要な役割を果たしている。

その一方、自動車への依存が高まることによって、交通渋滞等の問題が深刻化しており、それらの課題に対応するため、道路、モノレール等の基盤整備を推進してきたほか、鉄軌道を含む新たな公共交通システムの構築について検討を行っている。

(a) 道路整備

道路については、本土復帰を契機に本格的な整備が始まり、3次にわたる沖縄振興開発計画やその後の沖縄振興計画に基づき、平成29年度までの約45年間で約4兆円が投じられた。

以下、復帰時を1.00(改良済延長557km、実延長1,131km)とした場合の国・県道改良済延長及び実延長を、それぞれの沖縄振興開発計画及び沖縄振興計画に合わせて概説する。

本土復帰に伴って策定された第1次沖縄振興開発計画の期間中、昭和50年の沖縄国際海洋博覧会に併せた記念事業として、沖縄初の高速道路である沖縄自動車道(石川IC～許田IC)や、復帰記念事業として本島北部、久米島、宮古島、石垣島及び西表島の一周道路が整備された。

また、道路橋、龍島架橋、トンネル等の道路施設についても、本土復帰以降集中的に整備が進んだ。昭和60年度には本部大橋(本部町、352m)、昭和56年度には伊計大橋(うるま市、198m)が完成するなど、地域の生活環境や産業、交流、教育、医療、福祉の向上など、地域の振興を支える重要な基盤となっている。

このように整備を進めた結果、計画終了時の昭和56年度には改良済延長1.66(927km)、実延長1.15(1,302km)となった。

第2次沖縄振興開発計画の10年間では、昭和62年の海邦国体に併せ、沖縄自動車道の那覇IC～石川IC区間が完成・全線開通となり、本島中南部と北部との間でアクセスが改善されるなど、観光や流通の面で大きな経済効果を生み出した。

また、本島東海岸と西海岸を結ぶ国道329号名護横断道路や名護バイパス、那覇市赤嶺から豊見城市名嘉地に至る国道331号小嶺バイパスなどが完成、供用開始された。

そのほか、昭和61年度に於茂登トンネル(石垣市、1,174m)、平成3年度に池間大橋(宮古島市、1,425m)などが完成した。

このように整備を進めた結果、計画終了時の平成3年度には、改良済延長2.09(1,166km)、実延長1.19(1,343km)となった。

第3次沖縄振興開発計画期間中は、平成4年の首里城の復元、平成5年の第44回全国植樹祭、平成12年の九州・沖縄サミットなどの開催に併せ、那覇空港から那覇市街地への入口となる国道332号の拡幅、さらに、サミットが開催された平成12年には、沖縄自動車道から那覇空港につながる那覇空港自動車道南風原道路が供用された。

そのほか、平成4年には本部町浦崎と名護市宮里を結ぶ国道449号の改修事業が開始され、平成11年には伊計平良川線(海中道路)が供用開始、平成12年度には喜盛武高架橋(南風原町、1,092m)が完成するなど、道路関連の予算も集中的に投下され、計画終了時の平成13年度には、改良済延長2.35(1,309km)、実延長1.28(1,452km)となった。

平成14年からは、沖縄振興計画に基づき、高規格道路やこれらと一体的に機能する広域的な幹線道路などが整備されている。

那覇空港自動車道については、平成27年に豊見城・名嘉地ICまでの区間が4車線で開通した。

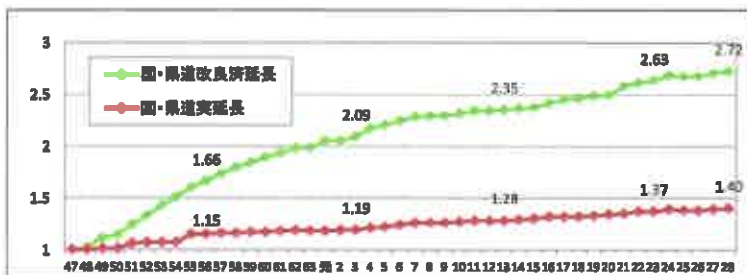
沖縄西海岸道路については、平成23年8月に那覇西道路が開通し、平成29年3月までに豊見城道路及び糸濱道路が開通、平成30年3月には浦添北道路が暫定2車線で供用開始された。

また、平成27年には沖縄環状線が供用開始されたほか、平成14年にニライカナイ橋（南城市、660m）、平成22年に離名トンネル（那覇市、559m）、平成26年に伊良部大橋（宮古島市、3,540m）が完成するなど、復帰時と比較して、平成28年度時点の道路改良済延長は2.72倍（1,513km）にまで伸びた。

【図表2-2-2-1-7】

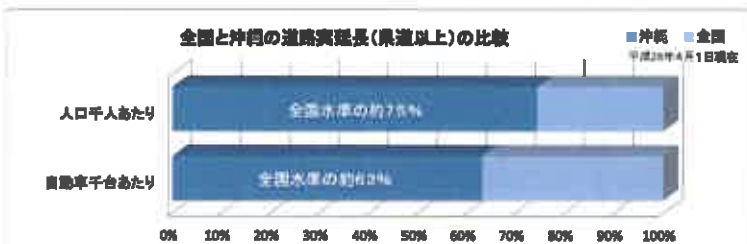
このように、復帰後、重点的に道路整備を推進してきたが、自動車千台当たりの道路実延長は、全国平均の約6割といまだ低い状況にある。【図表2-2-2-1-8】

【図表2-2-2-1-7】 道路改良済延長と実延長の伸び率



出典：沖縄県土木建築部

【図表2-2-2-1-8】 全国と沖縄の道路実延長（県道以上）の比較



出典：沖縄県土木建築部

(b) 公共交通

重点的に道路整備を進め、道路環境が大きく改善されてきた一方で、鉄道を有しない本県では、戦後、沖縄戦により壊滅した沖縄県営鉄道の復旧は行われず、広大な米軍基地の存在、無秩序な市街地の形成及び自動車交通量の増加などが、慢性的な交通渋滞を招いており、「平成27年度 全国道路・街路交通情勢調査」によると、那覇市（13.3km/h）や浦添市（14.0km/h）等における一般道路の混雑時平均旅行速度は、東京23区（16.8km/h）や大阪市（17.7km/h）等の三大都市圏と同等の水準となっている。

沖縄本島のバス路線は、名護市及び糸濱市等を拠点とする地域分担のローカル系統があるものの、バスの最大の需要地である那覇市を中心に主要地点間を結節する運行系統が多く、路線の重複による競合、長大化等が、旅客の利用実態に合わない非効率な運行となっている側面もある。

加えて、高齢化や少子化、乗り合いバス運転手不足と交通渋滞とが相まって、公共交通の衰退などを招いている。

バス輸送人員と自動車保有台数の推移についてみると、昭和47年度の自動車保有台数は約18万3千台、バス輸送人員は約1億562万人であったが、平成28年度には自動車保有台数 約110万8千台と約6倍になる一方、輸送人員は反比例するように約2,709万人と約1/4に減少している。

こうした中、県では、関係自治体、関係機関等と連携して、国道58号沿線を中心にバス網再構築を推進し、那覇市から沖縄市間において、定時・速達性が高い基幹バスシステムの導入を図ることを基本方針とした、「那覇市・浦添市・宜野湾市・沖縄市・北中城村地域公共交通総合連携計画」を策定し、バスレーンの拡充や、バス等乗り継ぎ結節点の整備等に取り組んでいるところである。

また、バスの利用促進を図るため、IC乗車券システムOKICAの導入や、ノンステップバスの導入、バスの現在位置を検索できる「バスナビ沖縄」の配信等、バスの利用環境の改善に取り組んでおり、近年では、バス利用者の減少に歯止めがかかりつつあるものの、利用者の増加までには至っていない。

【図表2-2-2-1-9】

【図表2-2-2-1-9】 自動車保有台数とバス輸送人員の推移



出典：内閣府沖縄総合事務局「運輸要覧」

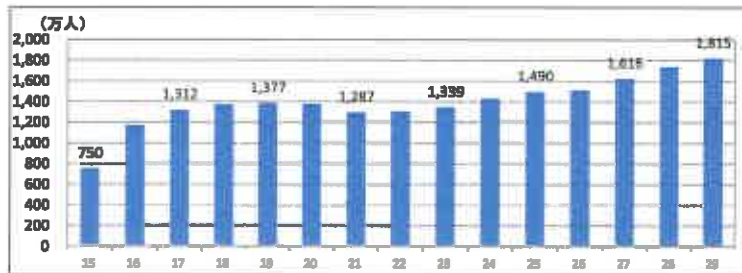
1 沖縄都市モノレールの乗客数については、開業時の平成15年の年間乗客数が750
2 万人であったが、通勤通学的手段として定着してきたことやモノレール沿線の開
3 発等によって、平成19年の年間乗客数は1,377万人となり、開業からの乗客数もこ
4 の年に累計5,000万人を突破した。

5 平成20年、平成21年とリーマンショック、新型インフルエンザの影響が大き
6 く、年間乗客数は1,287万人（平成21年度）と落ち込んだが、好調な県経済や入城
7 観光客の増加などに支えられ、平成22年以降順調に増加している。平成23年には
8 開業からの乗客数が累計で1億人を突破した。

9 本県では、平成26年のOKICA導入や多言語化などの利用促進等に取り組ん
10 であり、その結果 順調に乗客数は増加している。

11 平成29年度には、開業からの累計乗客数が2億人を突破し、年間の乗客数も過
12 去最高の1,815万人を記録した。【図表2-2-2-1-10】

13 【図表2-2-2-1-10】 沖縄都市モノレールの年間乗客数の推移



25 出典：沖縄県土木建設部

26

27

28 また、平成23年からはモノレール延長整備事業を実施しており、首里駅〜てだ
29 こ浦西駅までの約4.1kmを延長し、令和元年に開通する予定である。

30 なお、終点のてだこ浦西駅周辺では、インターチェンジやパーク&ライド駐車
31 場の整備などを行っており、自動車交通から公共交通へのシフトが期待されて
32 いる。

33 (課題)

34 本県は自動車への依存度が高く、自動車保有台数が増加する中、人口、自動車台
35 数当たりの道路延長は全国平均よりも低い状況にある。

36 また、中南部都市圏への人口集中や広域交流拠点と各圏域拠点間の有機的な連結
37 が実現しておらず、交通渋滞が慢性化している。

38 これらに対応するため、引き続き道路整備を推進するとともに、本島南北軸と東
39 西軸を有機的に結ぶハシゴ道路等の幹線道路網の早期構築に取り組む必要がある。

40 さらに、道路橋やトンネル等の道路施設は、本土復帰以降、集中的に整備が進ん
41 だため、近い将来、一斉に大規模修繕や更新の時期を迎えることが懸念されてい
42

1 る。

2 このため、計画的な更新や修繕による長寿命化、維持管理費の削減・平準化な
3 ど、ライフサイクルコストを意識した予防保全型の維持管理へ転換する必要があ
4 る。

5

6 路線バスについては、交通渋滞による利便性の低下がバス利用者の減少を招いて
7 おり、その利用者減少が運行本数の減になるなどの更なるサービス低下を引き起
8 し、悪循環が生じている。

9 また、近年は運転手不足も顕在化していることから、バス路線の確保・維持が大
10 きな課題となっている。

11 このことから、バスレーンの拡充、交通結節点の整備などによる基幹バスシステ
12 ムの導入や、公共交通への利用転換を図るTDM（交通需要マネジメント）施策の
13 推進、路線バスの自動運転化のあり方に関する検討など、持続的な公共交通サー
14 ビスが提供できるよう引き続き環境改善に取り組む必要がある。

15

16 都市モノレールの乗客数は予想を上回るペースで増加しており、乗り残しが散見
17 される。今後も乗客数は増加することが予想されているため、車両の輸送力増強や
18 駅舎の一部増築など、需要に合わせた整備が必要である。

19

20 引き続き自動車から公共交通への転換を促進させるため、公共交通の需要喚起、
21 利用促進に努めるほか、自動車と公共交通及び公共交通機関相互の結節機能を向上
22 させ、定時定速かつ利便性の高い公共交通ネットワークを形成・発展させる必要が
23 ある。

24 鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入に向けては、骨格軸である鉄軌道と
25 各地域とを結ぶフィーダー交通等が連絡する南部・中部・北部の有機的な公共交
26 通ネットワークの構築について、今後の制度改革や新たな技術開発等の動きも捉えな
27 がら調査研究を推進する必要がある。

28 また、アジアのダイナミズムを取り込みながら、経済全体を活性化させ、持続的
29 に発展する好循環を創り上げるため、シームレスなアジアの空、海、陸の交通体系
30 に対応できる鉄軌道を研究する必要がある。

31

32

イ 交流

グローバル化が進む今日において、本県では、地理的・歴史的特性を生かして、諸外国・地域との経済、学術、文化等の各分野で交流と連携を深め、共に発展していくという考え方のもと、国際交流、国際協力・貢献活動に関する様々な取組を推進してきた。

これらにより、海外留学・交流派遣者数や外国人留学生等受入数は着実に増加しており、国際交流、国際協力・貢献活動に関する県民意識調査の県民満足度も向上している。

本県では、これまで築いてきたウチナーネットワークを基軸として、文化、教育、経済、科学技術、環境、医療、平和などの分野で多角的交流を推進し、人・知識・文化が融合した「海邦交流拠点」の形成を目指している。

また、アジア・太平洋地域における結節機能を生かし、国際協力・貢献活動や平和を希求する「沖縄のこころ」の発信など、日本とアジア・太平洋地域の共通の課題解決に向けた交流を展開し、国際的な貢献活動の軸となる地域の形成を目指している。

(7) 世界との交流ネットワークの形成

● 国際交流の推進

(現状)

本県は、日本本土と東南アジア諸国との結節点に位置する地理的特性、広大な海域からなる我が国唯一の亜熱帯海洋性の気候的特性を有しており、古くは東アジアや東南アジア諸地域との交易を通じた独自の文化や豊かな自然等、多様で貴重な資源を有している。

このような本県の地理的特性や歴史的特性を生かし、諸外国との交流を深め、相互の発展を図ってきた。

また、本県は、我が国有数の移民県であり、戦前から戦後にかけて、ハワイや北米、南米諸国等へ多くの県民が移住した。明治32年12月30日に移民27人がハワイへ出発したことに始まり、その後、米国本土、ブラジル、ペルーを中心に多数の県民が南米大陸へ渡航した。戦後は、昭和23年に移住者33人がアルゼンチンへ渡航したのを始め、ブラジル、ボリビアなど南米方面への移住が活発に行われるようになった。これら海外の県系人は、現在では約42万人にのぼると推計され、国際交流の架け橋として大きな役割を果たしている。

国際交流の推進については、高校生を中心に、海外留学や交流派遣を行っており、平成29年度までに累計4,015人が留学・派遣されており、国際化社会に対応できる人材が育成されている。

また、世界のウチナーネットワークの継承・発展を図るため、外国人留学生や研修員を受け入れており、昭和44年にボリビアから県系子弟留学生1人受け入れて以降、平成30年度までに15か国1地域から655人を受入れ、海外では留学生O B会が組織され活動が行われるなど、ウチナーネットワークを担う人材が育成されている。

さらに、国際交流の促進を図ることを目的として、姉妹提携を行っており、昭和36年に那覇市がホノルル市と初めて姉妹提携した。県としての姉妹提携は、昭和60年にハワイ州との提携を始めとし、4か国(3州1省)と、県内13市町村では、5か国1地域(17自治体)と姉妹提携を行っている。

姉妹提携は、特に国際交流の手段が少なかった時代において、地域の国際化や国際交流機会の提供に重要な役割を果たしてきた。情報化社会となった現在においても、姉妹提携を活用した交流が行われている。

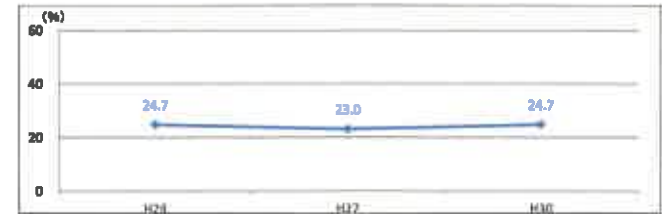
このほか、平成2年には、持続的な交流と次世代ネットワーク形成を図る観点から1回目となる「世界のウチナーンチュ大会」を開催し、約5年ごとに6回の大会を開催している。

また、次世代を担う人材の育成やウチナー民間大使の認証、海外での移住周年記念式典等への参加を通じ、海外県人会との交流を深めている。

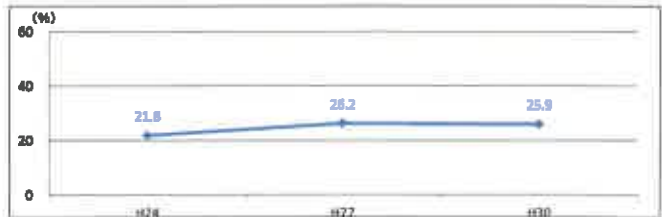
これらの取組などにより、国際交流に関する県民意識調査における県民満足度はそれぞれ約25%となっている。

<県民意識調査>

質問項目：世界のウチナーネットワークなどを生かした国際交流が盛んなこと



質問項目：多くの外国人が沖縄に訪れ、県民との交流が活発に行われていること



(a) 海外留学・交流派遣

海外留学について、本県では、昭和57年度に米国短期留学制度、昭和58年度に米国長期留学制度、昭和59年度に東南アジア留学制度、平成元年に東アジア留学制度を開始した。平成2年度から、高校生の海外留学派遣が開始され、米国、欧州、アジア諸国等へ平成29年度までに786人を派遣している。

また、平成10年度から国費で高校生の米国派遣が実施され、平成23年度の派遣終了までの14年間に計362人を米国へ派遣した。

海外留学・交流派遣数は、平成29年度で累計4,015人となり、諸外国との国際交流や国際理解教育が図られている。【図表2-2-2-2-1】

【図表2-2-2-2-1】 海外留学・交流派遣数（累計）の推移



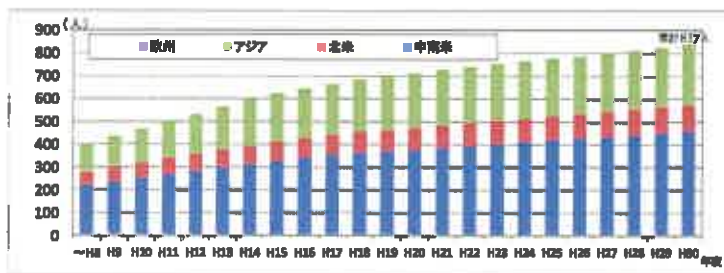
出典：沖縄県教育庁

(b) 外国人留学生等の受入れ

国際交流を推進するため、昭和44年から留学生として、海外の沖縄県出身移住者子弟やアジア諸国等出身者を県内大学や県内企業、伝統芸能習得機関で受け入れている。昭和57年から平成24年度までは、海外技術研修員として、県系人子弟や姉妹提携先の研修員を県内大学や県内企業、研究機関、教育施設等で受け入れた。

平成30年度までに15か国1地域から、累計837人の外国人留学生・研修員を受け入れている。【図表2-2-2-2-2】

【図表2-2-2-2-2】 外国人留学生・研修員受入数（累計）の推移



出典：沖縄県文化観光スポーツ部

沖縄の歴史・文化・慣習を理解し、技術等を習得するとともに、県民との交流を通じ、将来的に本県と海外の県系人社会及びアジア諸国等とのネットワークの

架け橋となる人材を育成している。

(c) 姉妹・友好関係

国際交流の促進を図るため、本県は、昭和60年にアメリカ合衆国ハワイ州、昭和61年にブラジル・南マットグロソ州、平成4年にボリビア・サンタクルス州、平成9年に中国・福建省（4か国9州1省）とそれぞれ姉妹提携を行った。その他、県内13市町村では、5か国1地域17自治体と姉妹提携を行っている。

【表2-2-2-2-3】

【表2-2-2-2-3】 県内姉妹都市提携の状況（平成30年9月）

| 県・市町村 | 提携自治体名 | 国・地域名 | 提携年月日 |
|-------|----------|---------|--------------|
| 那覇市 | ホノルル市 | アメリカ合衆国 | 昭和36. 1. 10 |
| 宮古島市 | マウイ郡 | アメリカ合衆国 | 40. 8. 24 |
| 那覇市 | サン・ピセンテ市 | ブラジル | 53. 10. 23 |
| 那覇市 | 福州市 | 中国 | 58. 5. 20 |
| 与那国町 | 花蓮市 | 台湾 | 57. 10. 8 |
| 沖縄県 | ハワイ州 | アメリカ合衆国 | 60. 6. 14 |
| 沖縄県 | 南マットグロソ州 | ブラジル | 61. 4. 22 |
| 名護市 | ハワイ郡ヒロ | アメリカ合衆国 | 61. 8. 13 |
| 浦添市 | 泉州市 | 中国 | 63. 9. 23 |
| 沖縄県 | サンタクルス州 | ボリビア | 平成 4. 11. 18 |
| 石垣市 | 霹靂鎮 | 台湾 | 7. 9. 26 |
| 宜野湾市 | 廈門市 | 中国 | 7. 11. 20 |
| 沖縄県 | 福建省 | 中国 | 9. 9. 4 |
| 名護市 | ロンドリーナ市 | ブラジル | 10. 8. 11 |
| 石垣市 | カウアイ郡 | アメリカ合衆国 | 11. 10. 8 |
| 宜野座村 | ベシヤ市 | イタリア | 13. 9. 7 |
| 沖縄市 | レイクウッド市 | アメリカ合衆国 | 14. 1. 16 |
| 南風原町 | レスブリッジ市 | カナダ | 15. 6. 30 |
| 宮古島市 | 基隆市 | 台湾 | 19. 6. 28 |
| 久米島町 | ハワイ郡コナ | アメリカ合衆国 | 23. 9. 11 |
| 糸濱市 | レドンドビーチ市 | アメリカ合衆国 | 25. 3. 27 |
| 南城市 | 江陰市 | 中国 | 28. 8. 8 |

出典：沖縄県文化観光スポーツ部

各周年記念式典、姉妹提携先の政府・県人会関係者との意見交換の実施や文化交流等を通じて、これら国・地域との姉妹・友好関係を強化している。

(d) ウチナーネットワーク

世界各地に居住している県系人、県人会等とのネットワークの確立、継承・拡大を目指し、「海邦交流拠点の形成」を推進するため、平成2年8月からこれまで、約5年ごとに6回の「世界のウチナーンチュ大会」を開催した。

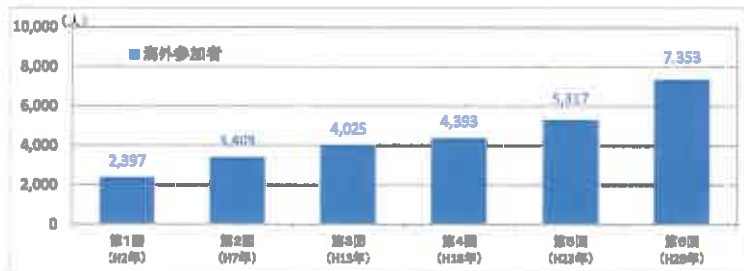
同大会では、ウチナーネットワークの継承・拡大を図り、ウチナーンチュの絆

を深めるため、開会式・閉会式では、三線演奏やエイサーを披露するなど、沖縄独自のソフトパワーを生かした様々なイベントを展開した。

また、県人会長・民間大使会議等を開催し、県内と海外のウチナーネットワークについて議論した。

海外からの参加者は、第1回大会の2,397人から開催回ごとに増加しており、第6回大会では、7,353人と約3倍以上となり、ウチナーネットワークは着実に広がっている。【図表2-2-2-4】

【図表2-2-2-4】 ウチナーンチュ大会参加者数の推移



出典：第6回世界のウチナーンチュ大会実行委員会事務局「第6回世界のウチナーンチュ大会報告書」を基に沖縄県文化観光スポーツ部作成

また、第1回大会では、沖縄と海外との様々な分野における交流の架け橋となる「民間大使」の認定を行い、第2回大会を機に、経済ネットワークWUBが発足された。

第3回大会及び第4回大会では、ウチナーネットワークを担う次世代育成事業を開始し、第6回大会では、10月30日を「世界のウチナーンチュの日」として制定した。

これまでの同大会の開催は、ウチナーネットワークの継承・拡大に大きな成果をあげている。

【課題】

国際交流の推進については、海外在住の県系人の世代交代が進む中、若者の県人会活動等への参加が減少傾向にあるなど、ウチナーンチュとしての意識、アイデンティティーの低下が懸念されている。

このことから、ウチナーネットワークを担う次世代育成のための各事業間の連携を進め、若い世代へのアプローチを図る必要がある。

また、「世界のウチナーンチュの日」を中心に世界各地と沖縄をつなぐ様々な取組が行われるよう、この記念日の認知度の向上を図るなど、継続して世界のウチナーネットワークの継承や拡大に取り組む必要がある。

b 国際交流拠点形成のための基盤整備

（現状）

本県は、我が国及びアジア・太平洋地域の発展に貢献する人・知識・文化が融合した「海邦交流拠点」を目指しており、国際交流の拠点となる空港、港湾を始め各種交流活動に必要な基盤を整備することで、受入機能の強化を図っている。

本県の外国人観光客数は、平成24年度以降、急激に増加しており、平成29年度は、269万人と過去最多となっている。

那覇空港については、増加する入城観光客に対応するため、平成26年2月に国際線ターミナルビルの供用を開始し、外国人観光客の受入体制を強化した。

海外からの定期路線は、平成30年4月時点で、台湾3路線、韓国3路線、中国6路線、香港1路線、タイ1路線、シンガポール1路線の16路線19社、週間就航便数は、214便（15都市）となっている。就航便数の増加によって那覇空港の滑走路が過密状態となっていることから、2020年供用開始に向け、滑走路増設工事を行っている。

那覇港については、本県のクルーズ船寄港回数は、平成25年の126回から平成29年の516回と約4倍に増加しており、都道府県別では、全国1位の寄港回数となっている。寄港回数の増加に伴い、海路入城観光客数は、平成25年の21万人から平成29年の94万人に大幅に増加している。増加する入城観光客の受入体制を強化するため、平成26年4月にC I Q機能を兼ね備えたクルーズターミナルを供用開始し、現在、第2パースの計画を進めている。

石垣港については、東アジアを中心としたクルーズ需要が拡大していることから、大型旅客船ターミナルの整備を進めている。

平良港と本部港について、国際旅客船拠点形成港湾に指定されたことから、大型化する船舶に対応した岸壁の整備を行っているほか、クルーズ船社による旅客施設の整備等が進められている。

陸上交通については、那覇空港及び那覇港から各圏域を結ぶ道路整備を進めてきた。那覇空港から沖縄自動車道につながる那覇空港自動車道については、サミットが開催された平成12年には、西原JCTから南風原南ICまでの区間を供用開始したほか、平成27年には、豊見城・名嘉地ICまでの区間が4車線で開通した。

読谷村から糸満市に至る沖縄西海岸道路については、平成23年8月に那覇西道路が開通、平成29年3月に豊見城道路及び糸満道路が開通、平成30年3月には浦添北道路が一部供用を開始した。

平成15年8月には、那覇空港から首里までの区間を結ぶ沖縄都市モノレールが開業した。現在、浦添市までのモノレール延長整備を進めており、令和元年に開通を予定している。

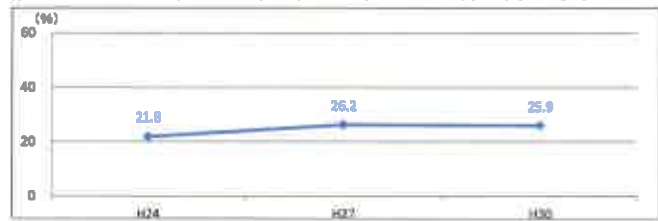
平成30年10月には、屋内のバス待合所や多言語のデジタル案内板を備えた新たな那覇バスターミナルが開業した。

交流活動の拠点となるMICE施設について、本県は、昭和62年に沖縄コンベンションセンター、平成12年に万国津梁館を整備した。MICE開催件数は、年々増加傾向にあり、平成29年は、1,209回開催されている。本県は観光リゾート地としての認知度が高いことから、約6割がインセンティブ（報奨旅行）となっている。

国際交流拠点形成のための基盤を整備し、受入機能の強化を図ったことにより、国際交流に関する県民意識調査における県民満足度はそれぞれ向上している。

<県民意識調査>

質問項目：多くの外国人が沖縄に訪れ、県民との交流が活発に行われていること



(原簿)

那覇空港については、アジアのゲートウェイ空港を目指した旅客ターミナルの拡張整備等の空港機能強化に取り組む必要がある。その他、離島空港におけるC I Q機能強化等の国際線の受入機能を整備する必要がある。

港については、急増するクルーズ船寄港需要に対応するため、引き続き岸壁整備等の港湾機能の強化を図る必要がある。

陸上交通については、引き続き体系的な幹線道路網の構築を図るとともに、二次交通対策として、乗り継ぎや経路が大手検索サイト等で検索できる環境づくりに取り組む必要がある。

MICE施設の整備については、国内外からの大規模なMICE需要に対応するため、大型MICE施設の整備を着実に推進する必要がある。

(f) 国際協力・貢献活動の推進

① 国際協力・貢献活動の推進、平和の発信

(現状)

本県は、アジア・太平洋地域における結節機能とこれまで培った知識・経験・技術を生かし、アジア・太平洋地域の共通課題に対する技術協力等の国際協力・貢献活動を推進してきた。

また、国際社会の平和と持続的安定に貢献するため、平和を希求する「沖縄のこころ」を内外に強く発信するとともに、次世代に継承する取組を推進してきた。

国際協力・貢献活動の推進については、本県の特性や技術等を生かし、農林水産業、水道事業、自然・環境、健康危機管理等の分野において、途上国からの技術研修員の受入れや途上国への技術協力、情報提供等を実施している。

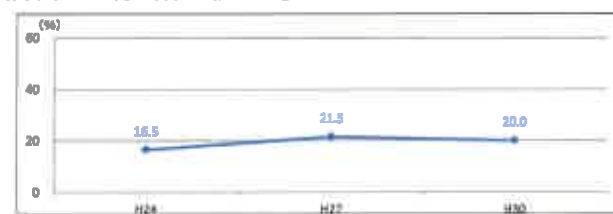
また、平和を希求する「沖縄のこころ」を国内外へ強く発信し、次世代に継承するため、昭和50年に沖縄県立平和祈念資料館を開館、平成7年度に戦没者を刻銘した平和の礎を建設した。慰霊の日には沖縄全戦没者追悼式を開催している。

さらに、平成13年度には、平和構築、維持に貢献した個人又は団体を顕彰することを目的に沖縄平和賞を創設した。

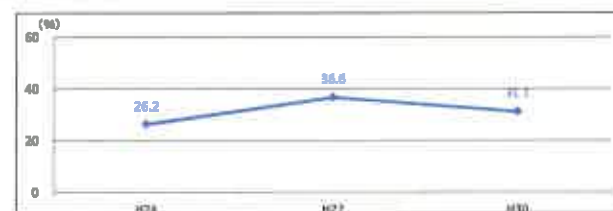
これらの取組により、国際協力・国際貢献活動、平和発信に関する県民意識調査における県民満足度はそれぞれ向上している。

<県民意識調査>

質問項目：沖縄の特性や技術等を生かした国際協力・貢献活動が盛なこと



質問項目：平和を願う沖縄の心が次世代に継承され、世界に発信されていること



(a) 技術研修員の受入れ

国際協力・貢献活動を推進するため、独立行政法人国際協力機構沖縄センター（以下、「JICA沖縄センター」という。）と連携し、農林水産業、水道事業、環境保全、地域保健医療等の分野において、途上国からの技術研修員の受入れや途上国への技術協力に取り組んでいる。

技術研修員の受入れを開始した昭和57年度から平成29年度までの技術研修員の受入累計数は、1万2,146人へのぼり、技術協力の推進が図られている。

【図表2-2-2-5】

【図表2-2-2-5】 JICA沖縄センター 研修員受入実績（累計）の推移



出典：沖縄県文化観光スポーツ部

受入国数は、164か国となり、受入地域は、アジアが最も多く、次いで、中南米、アフリカ等となっている。

また、平成26年に独立行政法人国際協力機構（以下、「JICA」という。）と包括連携協定を締結しており、途上国への国際協力・貢献活動の推進のための連携強化を図っている。

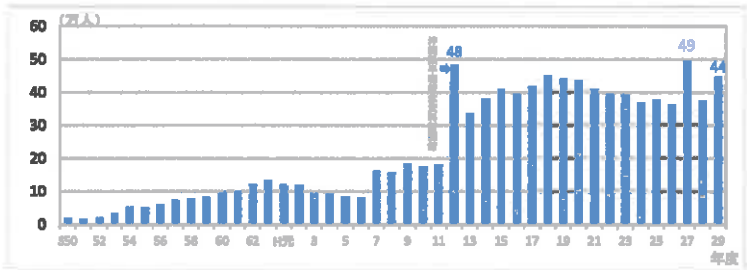
(b) 平和発信

平和を希求する「沖縄のこころ」を国内外へ強く発信し、沖縄戦の実相・教訓を次世代に継承することを目的に、昭和50年6月に沖縄県立平和祈念資料館を開館した。

その後、老朽化に伴い移転し、平成12年4月、沖縄県平和祈念資料館として新たに開館した。また、新資料館に先立って、平成11年5月に、同資料館の分館として、石垣市に八重山平和祈念館を開館した。

平和祈念資料館の平成29年度総入館者数は、44万人を超えるなど、平和学習の拠点として活用されている。【図表2-2-2-6】

【図表2-2-2-6】 平和祈念資料館の入館者数の推移



注) 平成12年度から平成23年度までの入館者数は、新資料館の常設展示室の観覧者数である。

出典：沖縄県子ども生活福祉部「平和祈念資料館入館者数統計資料」

また、平成7年6月には、国籍などの区別なく、沖縄戦などで亡くなった人々の名を刻銘した平和の礎を建設した。その後も毎年追加刻銘をしており、平成30年度までに24万1,525人の名を刻銘している。

さらに、平成13年12月には、沖縄平和賞を創設し、2年に1度、沖縄と地理的・歴史的に関わりの深いアジア太平洋地域の平和構築・維持に貢献した個人・団体等を顕彰しており、平成30年度までに9回の贈賞を行った。

これらの取組を通じて、国内外へ平和を希求する「沖縄のこころ」を発信している。

(課題)

国際協力・貢献活動の推進については、本県の地理的特性、様々な分野における研究成果等を生かし、国際協力・国際貢献活動を推進していくことが求められている。

このことから、引き続き、JICAとの連携協定を生かし、アジア・太平洋地域を始め、途上国に対する人材育成支援や技術移転を実施する必要がある。

また、亜熱帯性・島しょ気候に適合した沖縄独自の技術・ノウハウを有する関係機関との連携を図りながら、技術による国際ネットワークの構築に向けた官民一体の取組を推進する必要がある。

さらに、戦後73年が過ぎ、沖縄戦の悲惨な体験の記憶が薄れていく中で、県民の平和を希求する「沖縄のこころ」の国内外への発信、次世代への継承が課題となっている。

このことから、平和行政に関する取組について様々な広報活動、平和を推進していく人材育成を図る次世代向けワークショップ等を行い、世界平和に貢献する必要がある。

ウ 観光産業振興

本県では、観光を県経済のリーディング産業と位置づけ、亜熱帯・海洋性の気候風土や豊かな自然環境、独特の歴史や文化、スポーツなど多様な魅力ある資源を生かした観光地づくりと誘客活動に努めてきた。これにより、入城観光客数は着実に増加し、それに連動して観光収入も増加してきた。近年は、外国人観光客の増加が顕著となっていること等を背景に、入城観光客数及び観光収入は5年連続で過去最多を更新している。

本県は、安全・安心・快適な旅行環境の整備等により、世界に誇れる“沖縄観光ブランド”を確立し、世界的にも広く認知され、評価される観光リゾート地を目指している。

(7) 世界水準の観光リゾート地の形成

■ 入城観光客数

(現状)

入城観光客数は、本土復帰前においては慰問訪問が中心で20万人台であったが、復帰した昭和47年度は56万人、昭和50年度には沖縄国際海洋博覧会が開催されたことにより168万人へと大幅に増加した。海洋博覧会は、開催に向けて道路、空港、港湾等の社会インフラの整備が図られたことや、開催を契機に本県の魅力を国内外に発信できたことなど、観光発展の足がかりとなった。

昭和51年度は86万人まで減少したものの、昭和52年の団体包括割引運賃制度の実施や、各航空会社による本格的な沖縄キャンペーンの開始などにより、昭和54年度以降は180万人以上を維持し、昭和59年度に200万人を突破した。

その後、西海岸を中心とした大型リゾートホテルの開業や、昭和62年の沖縄自動車道全線開通など、観光客の受入基盤が整備拡充されたことに加え、県内での各種イベントが定着したこと等により、円高不況(昭和58年から62年頃)の影響を受けながらも、観光客数は着実に増加していった。

平成に入り、平成3年にバブル経済が崩壊したものの、平成4年に首里城公園が開園するなどの効果もあり観光客数は横ばいを維持した。平成7年以降は、航空運賃の規制緩和や旅行商品の低価格化に加え、沖縄ブームが追い風となり、観光客の増加が顕著となっていった。

平成9年7月には、沖縄振興策として那覇空港発着路線に対する航空機燃料税、着陸料、航行援助施設利用料の軽減措置が導入され、運航コストの軽減を通じた航空運賃の低減(那覇-東京間の正規料金で約11%の低減)や、航空路線の拡充につながった。入城観光客数は、平成8年度の351万人から平成11年度には463万人と、3年間で約112万人増加(3年間の平均増加率約10%)しており、軽減措置の導入が観光客の増加に寄与したと考えられる。

平成13年には、9.11アメリカ同時多発テロの影響による風評被害により、修学旅行を中心にキャンセルが相次いだため、県は、緊急対策事業として全国的な誘客キ

ャンペーンを実施し、キャンセル増大に歯止めをかけるなど、手厚い対策を講じた。その結果、平成13年度の入城観光客数は対前年度比0.6%減(447万人)にとどまった。

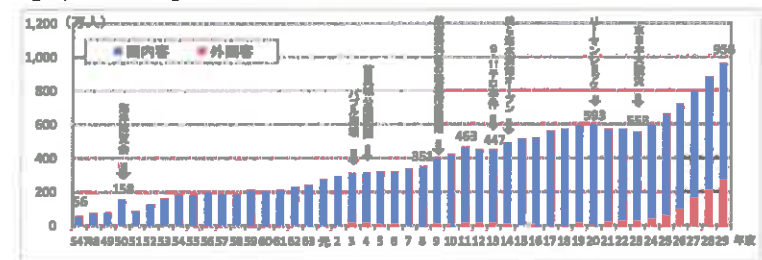
翌年度以降は、沖縄美ら海水族館(平成14年)や沖縄型特定免税店「DFSギャラリア・沖縄」(平成16年)など、人気観光施設のオープンに加え、沖縄の自然風土や芸能文化等へ全国的な関心が高まったことを背景に、国内航空路線の拡充や増便が相次いだ。入城観光客数は、平成14年度の490万人から平成20年度の593万人まで、7年連続で過去最高を記録している。

平成20年9月のリーマンショック以降、景気後退による旅行需要の減少や県内での新型インフルエンザの流行、平成23年に発生した東日本大震災などの影響により、入城観光客数は減少し、平成23年度には553万人まで落ち込んだ。

平成24年度以降は、平成25年3月に新石垣空港、平成26年2月に那覇空港国際線旅客ターミナル、同年4月に那覇港クルーズターミナル、さらに、平成31年3月には那覇空港国際線・国内線を連結するターミナル及び下地島空港国際線等旅客施設が供用開始となり、国内外からの観光客受入体制の整備、強化が図られた。また、円安による国内旅行、訪日旅行需要の増加に加え、官民一体となったプロモーション活動を展開したことにより、航空路線の拡充や既存路線の増便、クルーズ船の寄港回数の増加につながった。これらの取組により、入城観光客数は、平成25年度から5年連続で過去最高を記録しており、平成23年度の553万人から平成29年度には958万人と、6年間で400万人余り増加している。

復帰以降、官民一体となって観光施策を推進したことにより、入城観光客数は昭和47年度と比べ約17.1倍となっている。【図表2-2-2-3-1】

【図表2-2-2-3-1】 入城観光客数の推移



出典：沖縄県文化観光スポーツ部「観光要覧」

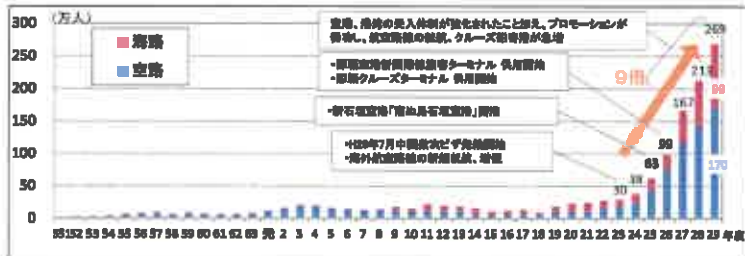
(a) 外国人観光客

近年の入城観光客数の増加要因として、平成23年度以降の外国人観光客の増加

が挙げられる。

平成23年7月に中国人観光客への数次ビザの発給開始によって中国本土からの観光客が増加したほか、一括交付金（ソフト）を活用した戦略的なプロモーション活動等により、東アジア各地からの航空路線の新規就航、クルーズ船寄港回数の増加につながった。外国人観光客数は、平成23年度の30万人から平成29年度には269万人と6年間で約9倍に増加している。また、入域観光客に占める外国人観光客の割合は年々増しており、平成23年度の5.5%から平成29年度には28.1%まで急増している。【図表2-2-2-3-2】

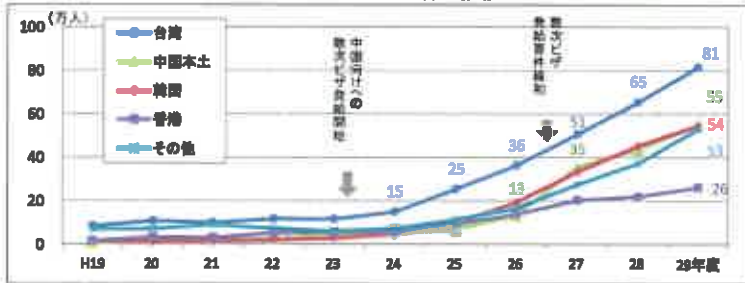
【図表2-2-2-3-2】 外国人観光客の推移



出典：沖縄県文化観光スポーツ部「観光要覧」

外国人観光客を国・地域別にみると、平成29年度において台湾が81万人と最も多く、次いで中国、韓国、香港となっており、上位4か国・地域で全体の8割を占めている。【図表2-2-2-3-3】

【図表2-2-2-3-3】 国・地域別の外国人観光客の推移



出典：沖縄県文化観光スポーツ部「観光要覧」

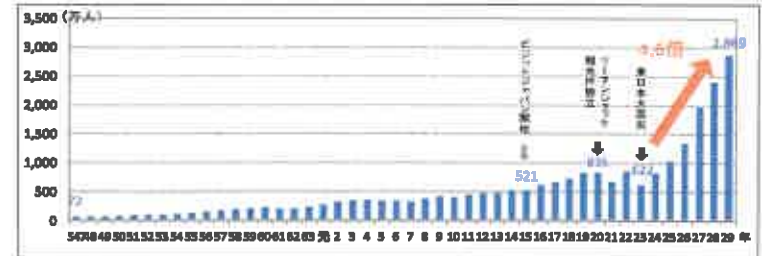
台湾については、平成23年11月に、日本と台湾の間で航空会社が新規就航や増便を自由に決定できるオープンスカイ協定が締結された。協定締結後、新たに航空会社が就航したことなどにより、空路による台湾からの入域観光客数は、平成23年度から平成25年度にかけて約3倍に増加した。

中国人個人観光客に対する数次ビザは、平成23年7月に発給が開始され、平成27年1月に発給要件が緩和されている。この数次ビザは、最初の訪日時に沖縄に1泊することを条件に発給され、3年間の有効期限内であれば何回でも訪日できる査証（ビザ）となっており、観光目的の数次ビザとしては我が国で初めて導入された。数次ビザの発給開始、要件緩和は、航空路線の拡充等につながり、中国本土からの観光客数が平成23年度は前年度比約2倍、平成27年度は同約2.7倍に増加するなど、観光客数の増加に寄与している。

国においては、平成15年から訪日外国人の拡大を目的として、日本の文化や魅力を紹介するデジタルジャパン事業（訪日プロモーション）を展開している。平成19年に策定した観光立国推進基本計画では、平成22年度までに訪日外国人旅行者数を1,000万人にする目標を掲げ、平成20年には、観光立国の実現に関する施策を一体的に推進するため観光庁を新設し、国を挙げて観光立国へ向けた取り組みが行われた。

このような取組により、訪日外国人観光客は、平成24年以降、クルーズ船寄港数の増加や格安航空会社（LCC）等の新規就航、ビザ発給要件の緩和などにより急激に増加している。平成29年の外国人観光客は2,869万人と過去最多となっており、平成23年と比べ4.6倍と大幅に増加している。【図表2-2-2-3-4】

【図表2-2-2-3-4】 訪日外国人観光客の推移（全国）



出典：日本政府観光局（JNTO）「訪日外客数」

置かれている状況を踏まえ、国においては、訪日外国人旅行者数の目標として、東京オリンピックが開催される2020年（令和2年）までに4,000万人、2030年（令和12年）までに6,000万人と設定し、観光先進国の実現に向けた取組を推進している。

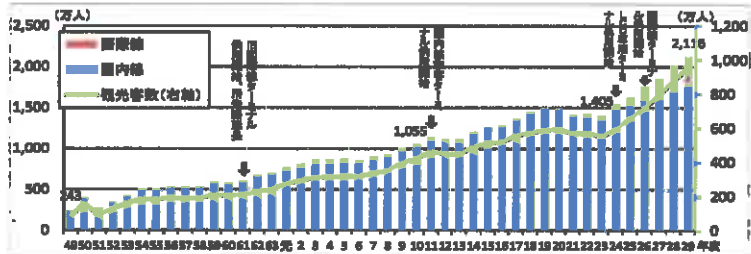
(b) 空路客の受入体制整備

観光客の約9割は航空機を利用しており、空港施設は観光客受入れにおいて重要な役割を担っている。なかでも那覇空港については、沖縄観光の玄関口として、年々増加する入域観光客に対応するため、空港機能が強化・拡充されてきた。

平成11年5月に供用が開始された那覇空港国内線旅客ターミナルは、旧ターミナルの約2.7倍の規模で、県内離島路線が新ターミナルに統合されたことにより乗換えにかかる時間が短縮されるなど、ターミナル機能が格段に向上した。平成26年2月には、国際線ターミナルビルの供用が開始され、C I Q（税関(Customs)、出入国管理(Immigration)、検疫(Quarantine))機能が向上するなど、外国人観光客の受入体制が大幅に強化されている。

これらの空港機能の強化もあり、那覇空港の年間旅客数は、昭和49年度の243万人から平成29年度には2,116万人と、約8.7倍に増加している。那覇空港は、県内離島のハブ空港としての機能も担っており、県全体の観光振興に重要な役割を果たしている。【図表2-2-2-3-5】

【図表2-2-2-3-5】 那覇空港の年間旅客数の推移

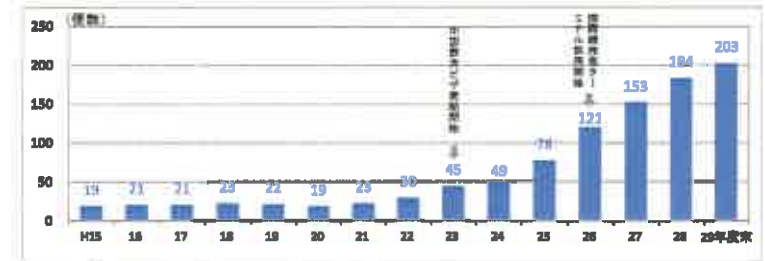


出典：国土交通省「空港管理状況調査」、沖縄県文化観光スポーツ部「観光要覧」

那覇空港については、就航便数の増加によって滑走路が過密状態となっていることから、空港能力の向上等を図るため、平成26年に滑走路増設工事に着手しており、令和2年3月の供用開始を予定している。

那覇空港の受入能力の向上に加え、平成24年度以降、一括交付金(ソフト)を活用し、格安航空会社を含めた新規航空会社の参入やチャーター便の誘致に戦略的に取り組んだことにより、近年、国際線の就航便数の増加が顕著となっている。那覇空港国際線の週間就航便数は、平成23年の45便(5都市)から平成29年度末には203便(15都市)と4.5倍に増加しており、外国人観光客の増加要因となっている。【図表2-2-2-3-6】

【図表2-2-2-3-6】 那覇空港週間就航便数(国際線)の推移



出典：沖縄県文化観光スポーツ部調べ

(c) 海路客の受入体制整備

港湾については、那覇港において、平成26年4月にC I Q機能を兼ね備えたクルーズターミナルが供用開始となったこと等により、受入体制が大きく向上した。また、石垣港、平良港についても、東アジアを中心にクルーズ需要が増大していることを受け、寄港回数は大幅に伸びている。

県全体のクルーズ船寄港回数は、平成25年の126回から平成29年には616回と、4年間で約4倍に急増している。また、平成29年の本県へのクルーズ船寄港回数は、都道府県別で全国1位となっており、全国港湾へのクルーズ船寄港回数の約18.6%を占めている。

寄港回数の増加に伴い、海路入城観光客数は、平成25年の17万人から平成29年には89万人まで増大しており、県全体の入城観光客数を押し上げている。

【図表2-2-2-3-7】

【図表2-2-2-3-7】 県全体のクルーズ船寄港回数及び海路入城客数の推移



出典：各港湾資料を基に沖縄県土木建築部作成、海路入城客 沖縄県文化観光スポーツ部「観光要覧」

今後も増大が見込まれるクルーズ需要や、クルーズ船の大型化に対応するため、那覇港については第2パースの計画を進めているほか、平良港と本部港については国際旅客船拠点形成港湾に指定され、クルーズ船社による旅客施設の整備等が進められている。

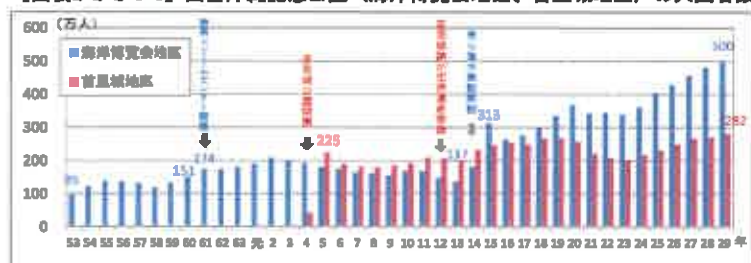
(d) 観光拠点施設の整備

沖縄海洋博覧会の跡地に設置された海洋博公園は、昭和51年8月に開園し、様々なイベントが催されるなど、北部地域の観光施設として中心的役割を果たしている。同公園の入園者数は、開園以来200万人弱で推移していたが、美ら海水族館がオープンした平成14年を境に大きく伸長し、平成29年には500万人を突破している。海洋博公園は、勝客力の高い重要な観光拠点施設であり、入城観光客数の増加に大きく寄与していると考えられる。

首里城公園は、平成4年11月に開園し、平成12年には首里城跡が「琉球王国のグスク及び関連遺産群」の一つとして世界遺産に登録されるなど、文化的・歴史的価値が高く評価されている。平成29年の入園者数が282万人にのぼるなど、人気観光施設として定着しており、本県の観光振興に貢献している。

【図表2-2-2-3-8】

【図表2-2-2-3-8】 国営沖縄記念公園（海洋博覧会地区、首里城地区）の入園者数



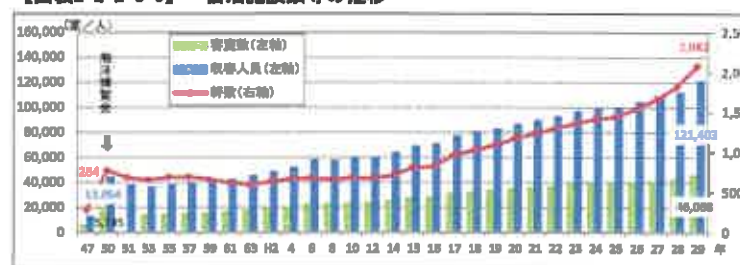
出典：沖縄県文化観光スポーツ部「観光要覧」

(e) 宿泊施設の整備

県内の宿泊施設数は、昭和50年に開催された海洋博覧会に向けて急速に整備が進み、昭和47年から昭和50年にかけて宿泊軒数が約2.7倍、収容人員は約3.4倍に増加した。海洋博覧会後、入城観光客数の反動減により宿泊施設が供給過多となり、一時、減少がみられたが、昭和60年代になると西海岸地域でのリゾートホテルの開業が相次ぎ、宿泊施設の大型化が進んでいった。

その後は、入城観光客数の増加を背景に、宿泊施設数・客室数についても、平成14年度以降、右肩上がり増加している。平成20年にリーマンショックなどによる経済不況で観光客が落ち込む時期があったものの、沖縄における観光需要の期待から宿泊施設建設への投資が進み、宿泊施設数・客室数は、16年連続で増加しており、受入体制の整備が進められている。【図表2-2-2-3-9】

【図表2-2-2-3-9】 宿泊施設数等の推移



出典：沖縄県文化観光スポーツ部「観光要覧」

(f) その他受入体制の整備

急増する外国人観光客に対応するため、観光地等における観光案内サインの多言語表記の促進支援や、通信環境の向上を目的に民間事業者と協力して無料公衆無線LAN（フリーWiFi）を整備するなど、受入体制の充実を図っている。

また、豊かな自然環境や沖縄独特の歴史、文化、沖縄らしい風景等が醸し出す雰囲気などの良好な景観形成は、魅力あふれる観光を推進し、観光ブランドの形成に寄与するものである。このことから、一括交付金（ソフト）を活用した風景づくり推進事業により各市町村の景観形成を支援するなど、沖縄らしい風景・景観の保全・再生に向け取り組んでいる。

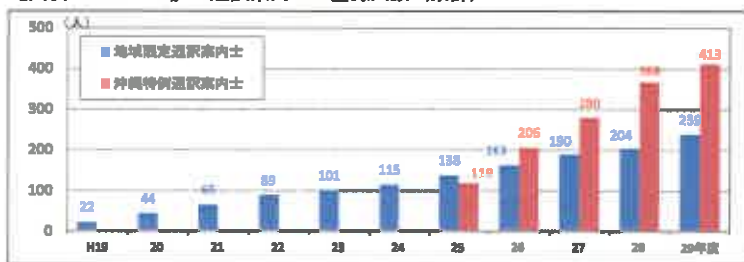
(g) 観光産業を担う人材の育成

観光産業を担う人材の育成については、平成18年度に（一財）沖縄観光コンベンションビューロー内に設置された観光人材育成センターにおいて、観光産業従事者等に対する接客・マナー等の各種研修や、観光タクシー乗務員の資格認定制度等が実施されてきた。

また、外国人観光客に対する通訳案内士の不足等の課題に対応するため、平成19年度から地域限定通訳案内士制度を導入し、さらに、平成25年度から沖縄振興特別措置法に基づき、沖縄特例通訳案内士の育成を行っている。同制度は、平成30年1月の法改正により一本化され、平成29年度末現在で652人が登録されており、外国人満足度の向上に貢献している。【図表2-2-2-3-10】

このほか、観光関連企業が実施する人材育成や語学研修に対して講師派遣型による支援を行っている。

【図表2-2-2-3-10】 通訳案内士の登録人数（累計）



出典：沖縄県文化観光スポーツ部

(課題)

第5次観光振興計画では、改定により入城観光客数の目標値を1,200万人に上方修正しており、目標達成に向けた誘客戦略の策定と実施が重要な課題である。

入城観光客数の増加に向けて、国内富裕層やトランジット外国人客等の新規需要の開拓を行う必要がある。このため、市場調査の適切な分析とその結果に基づいた戦略的な市場開拓、実効性のあるプロモーションを展開する必要がある。

また、競合地との差別化を念頭に置いた上で、継続的な基盤整備が求められており、観光客受入れの玄関口となる空港や港湾、県内移動の2次交通など、受入体制の強化が課題となっている。

沖縄観光の玄関口である那覇空港については、現在、滑走路の増設工事を進めているところであるが、更なる航空需要の増加に対応できるよう空港機能の強化や旅客ターミナルの拡張について、関係機関と連携し、検討を進めていく必要がある。

また、下地島空港、新石垣空港では、C I Q機能など国際線の受入体制を強化する必要がある。

那覇空港については、利用者の増加に伴って、ターミナルビル乗降帯や周辺道路の混雑が課題となっている。このため、観光客の利便性向上に向け、バス、タクシー、モノレールなどの運行状況をオープンデータ化し、大手検索サイト等で検索できる仕組みづくりに取り組む必要がある。

また、レンタカーの増加等によって渋滞が課題となっていることから、観光客の移動の円滑化を図るため、体系的な幹線道路網の整備や、定時定速かつ利便性の高い公共交通ネットワークを形成する必要がある。

港湾については、大型クルーズ船に対応した岸壁や旅客ターミナルの整備が課題となっていることから、「東洋のカリブ構想」で掲げた東アジアのクルーズ拠点形成に向けて、官民連携による国際クルーズ拠点及び県内港湾の整備を着実に推進する必要がある。また、県内離島の周遊クルーズの誘致に取り組むほか、航空路線を活用したフライ&クルーズの促進、国内外のクルーズ船の拠点港、母港化に向けた取組を推進する必要がある。

さらに、クルーズ商談会を誘致するなど、情報発信、イメージ戦略を一層強化し、東アジアのクルーズ拠点としての認知度向上を図る必要がある。

宿泊施設数は増加しているものの、本県の目標である入城観光客数1,200万人、平均滞在日数4.5日を達成するには、現状の宿泊供給量では不足が見込まれている。県内では今後複数のホテルの開業が予定されており、宿泊施設数・客室数の更なる増加が見込まれているが、今後の入城観光客数の増大と宿泊施設の需給バランスを踏まえ、適正な宿泊単価を確保しつつ県全体としての宿泊供給量を増加させる必要がある。

また、クレジットカード決済などの決済インフラや通信インフラの整備が課題となっているため、キャッシュレス化の促進に向けた取組や、フリーWi-Fi環境の整備を推進する必要がある。

このほか、誰もが安全・安心・快適に過ごせる観光地づくりを推進するため、公共交通や観光施設等におけるユニバーサルデザイン化を推進するとともに、災害などの有事の発生時における観光客への対応についても強化を図る必要がある。

人材育成については、沖縄観光の満足度を高めるため、観光産業従事者等の対応力向上を図るとともに、持続的な観光振興を担う経営人材の育成、多様化・高度化する観光客のニーズに対応できる人材の確保が課題となっている。また、急激に増加している外国人観光客に対応する通訳案内士が不足していることに加え、多様化するガイドニーズへの対応が課題となっている。これらの課題に対応するため、アジア市場の動向を踏まえながら、ビジネスチャンスをつかむことができるグローバル人材や国内外から訪れる観光客の多様なニーズに対応できる質の高い人材の育成を促進する必要がある。

観光人材の確保については、観光関連産業での深刻な人手不足に対応するため、高付加価値観光を推進し、処遇改善や生産性向上等による人材の定着に取り組むとともに、観光産業の魅力発信や観光教育の推進等により観光産業従事者の拡大に取り組む必要がある。また、入管法改正や国家戦略特区を含めた国の制度改革の動向等を的確に捉え、多様な人材の確保について検討する必要がある。

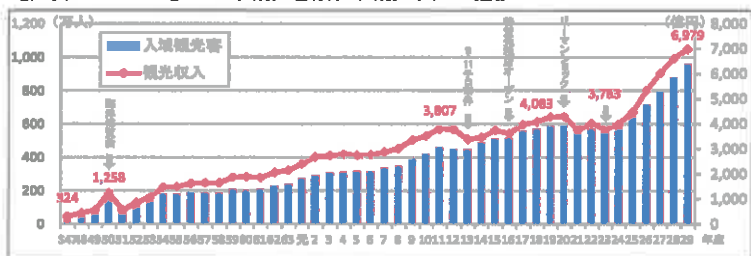
b 観光収入**(現状)**

観光収入は、入城観光客数の伸びとともに増加しており、昭和47年の324億円から海洋博覧会が開催された昭和50年には1,258億円と約4倍の伸びを示した。海洋博後の昭和51年は反動減となったものの、昭和52年以降は再び増加に転じ、平成11年には3,807億円となった。その後、全国的なデフレの影響や旅行商品の低価格化、9.11アメリカ同時多発テロ事件等の影響により伸び悩んだが、観光客の増加に支えられ、平成18年度に4,000億円を突破した。平成20年度以降は、リーマンショックや東日本大震災等の影響もあり、観光客数、消費額ともに落ち込んだため、平成23年度には観光収入が3,783億円まで減少した。平成24年度以降は、観光客数の増加に加え、一人当たり消費額の回復もみられたことから、平成29年度には6,979

1 億円まで増加しており、5年連続で過去最高を更新している。昭和47年と比べると
2 観光収入は約21.5倍となっており、県経済を牽引する産業に成長している。

【図表2-2-2-3-11】

【図表2-2-2-3-11】 入城観光客数及び観光収入の推移



15 出典：沖縄県文化観光スポーツ部「観光要覧」

17 (a) 観光客一人当たりの県内消費額

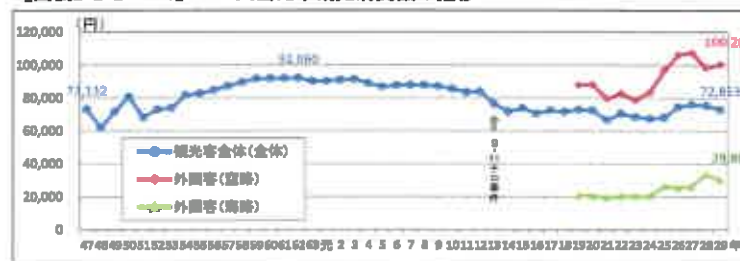
18 観光客一人当たりの県内消費額は、昭和59年から平成3年まで9万円台を維持
19 していたが、滞在日数の減少や景気低迷、デフレによる旅行商品の低価格化等
20 により減少した。平成13年には、9.11アメリカ同時多発テロの影響で観光客が減少
21 し、宿泊施設の稼働率低下を背景に宿泊単価が落ち込んだこと等により、消費額
22 は8万円を下回った。平成15年には、宿泊単価の回復や平均滞在日数の増加によ
23 り観光消費額が増加したが、その後は不況に伴う個人消費支出の減少などによ
24 り、平成21年度には7万円を割り込んでいる。平成26年度以降は、宿泊施設の稼
25 働率上昇等を背景に、宿泊単価の向上が消費額を押し上げており、平成29年度に
26 は7万3千円まで回復している。

28 また、外国人観光客の消費額について、入国経路別にみると、空路客は、平成
29 24年度まで8万円台だったが、平成25年度より飲食費や土産買物費に係る消費が
30 増えたことにより、現在は10万円前後で推移している。外国空路客は、観光客全
31 体の消費額を2万円余り上回っており、観光消費額を押し上げている。

32 クルーズ船等で訪問する海路客は、宿泊費消費がないため消費単価は小さい
33 が、土産・買物費や飲食費等を中心に、消費額は増加傾向にある。

【図表2-2-2-3-12】

【図表2-2-2-3-12】 一人当たり観光消費額の推移



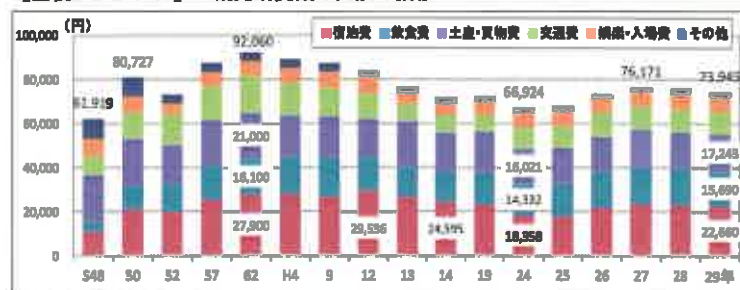
11 出典：沖縄県文化観光スポーツ部「観光要覧」

13 一人当たり観光消費額の内訳をみると、「宿泊費」が約3割を占めて最も多
14 く、次いで「飲食費」と「土産・買物費」が約2割ずつとなっている。「宿泊
15 費」の推移をみると、平成12年に3万円近くまで伸長したが、平成13年の9.11ア
16 メリカ同時多発テロや平成23年の東日本大震災などの影響もあり、平成24年には
17 2万円を切る水準となった。近年は、宿泊施設の稼働率向上を背景に2万円台ま
18 で回復している。

19 観光消費額の内訳から、滞在に必要な「宿泊費」と「飲食費」で約5割を占め
20 ており、観光消費額と平均滞在日数には相関関係があることが示されている。

【図表2-2-2-3-13】

【図表2-2-2-3-13】 観光消費額の内訳の推移



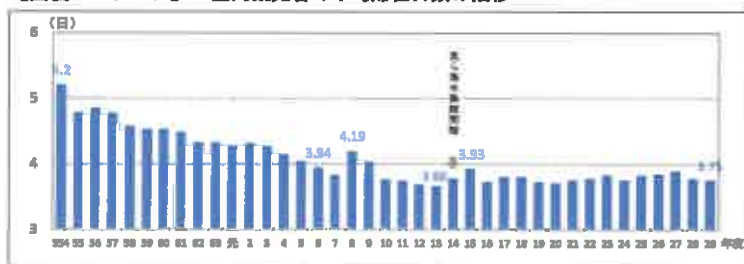
34 出典：沖縄県文化観光スポーツ部「観光要覧」

36 (b) 平均滞在日数

37 観光客の平均滞在日数は、昭和54年度の5.2日から徐々に短くなり、平成16年度
38 以降は、3.8日前後で推移している。【図表2-2-2-3-14】

39 短くなった要因としては、「1泊2日」の短期滞在が増加していることに起因
40 している。その背景としては、全国的に国内旅行の宿泊日数が減少傾向であるこ
41 とに加え、沖縄への航空路線の拡充や航空運賃の低減によって沖縄観光が身近に
42 なったこと等が考えられる。

【図表2-2-2-3-14】 国内観光客の平均滞在日数の推移



出典：沖縄県文化観光スポーツ部「観光要覧」

(a) MICEへの取組

MICEは、参加者が多くだけでなく、一般の観光旅行に比べ消費額が大きいことなどから、観光庁ではMICE推進アクションプランを策定するなどし、MICEの誘致に力を入れている。このことを背景として、各自治体においては、MICEの誘致活動が盛んになっており、経済成長著しいアジア諸国を始め、世界の国や地域も積極的に動き出している。

沖縄県では、これまで（一財）沖縄観光コンベンションビューローを中心に、旅行会社やホテル事業者など、観光関連事業者との連携の下、沖縄のリゾート性を強みにインセンティブ旅行や各種コンベンションの誘致を推進してきた。

平成12年に万国津梁館で開催された九州・沖縄サミットを契機に、政府全体で各種会場の沖縄開催を後押ししたこと等により、沖縄の地理的・自然的な特性を生かした国際的なコンベンションが開催されてきた。

MICE施設として、沖縄県は、昭和62年に県内最大規模の沖縄コンベンションセンター、平成12年に万国津梁館を整備している。両施設には、国際会議に不可欠な同時通訳システムが設備されており、様々な分野のMICEを受け入れるなど、県内における中心的なMICE施設として活用されている。

また、県内へMICEを誘致するため、国内外のMICE見本市・商談会への参加や、誘致セミナーの開催などの誘致・広報活動を行ったほか、地域の文化・伝統・景観を生かしたユニークメニューの開発、MICE開催に有用なコンテンツや情報システムの構築に取り組んでいる。その結果、県内のMICE開催件数は空間に伸びており、平成29年において1,209件となっている。

（課題）

入城観光客数の伸びに支えられて観光収入は増加しているものの、平均滞在日数や観光消費額は伸び悩んでいる状況であり、その引き上げが課題となっている。

近年急増しているクルーズ船での海路外国客については、滞在時間の短さか

ら、県内消費額が2万9,861円（平成29年度）と、空路外国客の約3分の1となっており、その引き上げが課題である。

観光消費額の向上に向けては、魅力的なプログラムやサービス、食、お土産品の開発など新たな需要創造による消費喚起や、消費額の向上が期待できる国内外の富裕層、トランジット外国人などの取り込みを強化する必要がある。

滞在日数の延伸を促進するためには、滞在型メニューの多様化及び充実を図るほか、離島への周遊観光を促進することにより、長期滞在の魅力を発信する必要がある。また、長期滞在が期待できる欧米等からのリゾート需要を取り込むため、沖縄を拠点に日本やアジアでの周遊型旅行を提案する「国際旅客ハブ」構想を推進する必要がある。

MICEについては、国内外の各地域において誘致競争が拡大している中、他の競合地と差別化を図り、国際的なMICE開催地としてのブランドを確立することが課題となっている。このため、本県に比較優位のあるIT、物流、MRO等の分野で「アジアの橋頭堡（ビジネスのジャンプ台）」としてビジネスネットワークの拡大に取り組むほか、企業のCSR活動につながるMICEコンテンツの開発など、欧米等を中心に高まっている高次元のニーズに応えていく必要がある。

また、これまで規模の制約から既存施設では開催できなかった大型催事を取り込むため、大型MICE施設を早期に整備する必要がある。さらに、東海岸にもう一つの南北に伸びる経済の背骨を形成し、強固な経済基盤の形成を目指すためには、核となる大型MICE施設の早期整備や周辺エリアにおける賑わいの創出を着実に進めるとともに、創出された賑わいを東海岸サンライズベルト一帯に連鎖させる必要がある。

1 エ 情報通信関連産業振興

2 情報通信関連産業は、情報通信技術を活用することで、市場等と離れていてもサー
3 ビスの提供が可能である。また、コールセンターのような労働力を必要とする労働集
4 約型から一人当たりの収益力が高い知識集約型まで業務形態の幅が広い。島しょ県と
5 して不利性を有する本県においては、平成10年に「沖縄県マルチメディアアイランド
6 構想」を策定し、情報通信関連産業をリーディング産業と位置付け、IT津梁パーク
7 などの企業支援施設の整備や企業誘致等に取り組んできた。

8 その結果、平成30年1月現在、立地した情報通信関連企業数は、454社、立地企業
9 による雇用者数も2万9,379人に達した。

10 本県では、東アジアの中心に位置する地理的優位性を最大限に生かし、国内外の企
11 業・人材・知識の集積を一層促進し、アジア有数の国際情報通信ハブ（Smart Hub）
12 の形成を目指している。

14 (7) 情報通信関連産業の高度化・多様化

15 a 情報通信関連産業の立地数

16 (現状)

17 平成に入り、我が国でも、情報技術（IT）の進歩やインターネットの急速な普及
18 により、産業構造に大きな変化が起こり始めた。国は、平成9年に新産業を創出
19 するための中期的な行動計画である「経済構造の変革と創造のための行動計画」を
20 策定し、ITを最大限活用できる社会経済を整備するため、ネットワークインフラ
21 の整備促進等の施策を打ち出していった。

22 本県では、本土復帰以降の3次にわたる沖縄振興開発計画に基づき、社会資本整
23 備等において着実な整備が進み、平成10年ごろまでには観光リゾート産業がリー
24 ディング産業として大きく成長してきた。しかし、第1次産業や製造業等は、地理的
25 不利性を克服できず、全国的な不況下の平成10年当時の県内の失業率は7.7%（全
26 国4.1%）と全国の約2倍、特に30歳未満の若年層の失業率に至っては14.4%（全
27 国6.7%）となっていた。

28 島しょ県としての不利性を有する本県では、平成10年度に「沖縄県マルチメディア
29 アイランド構想」を策定し、情報通信産業をリーディング産業と位置付け、東ア
30 ジアへの近接性や豊富な若年労働力など、本県の特性を生かして、情報通信産業の
31 振興・集積を推進し、経済の発展や雇用の創出につなげることを目指した。

32 同年、国においては、県内への情報通信関連産業の立地促進を図るため、沖縄振
33 興開発特別措置法を改正し、新たな税制優遇制度である情報通信産業振興地域制度
34 を創設した。

35 平成11年には、マルチメディアアイランド構想の推進体制として、県内の産学官
36 が中核メンバーとなる「特定非営利法人フロム沖縄推進機構」が発足し、人材育成
37 や首都圏における誘致活動等を開始した。

38 また、同年本県は、本土・沖縄間の高額な通信コストを一部支援することで、情
39 報通信関連産業の企業立地の環境整備に取り組んだ。

40 当初、本県では、1社当たりの雇用者数が多いコールセンターをターゲットに企
41 業誘致活動を行い、コンテンツ業やソフトウェア開発業へ展開していった。その結
42 果、企業立地数は、マルチメディアアイランド構想を策定した平成10年の8社から

1 平成20年に194社に増加、立地した企業による雇用者数も平成10年の1,007人から平
2 成20年には約16倍の1万6,317人と、大きく増加した。

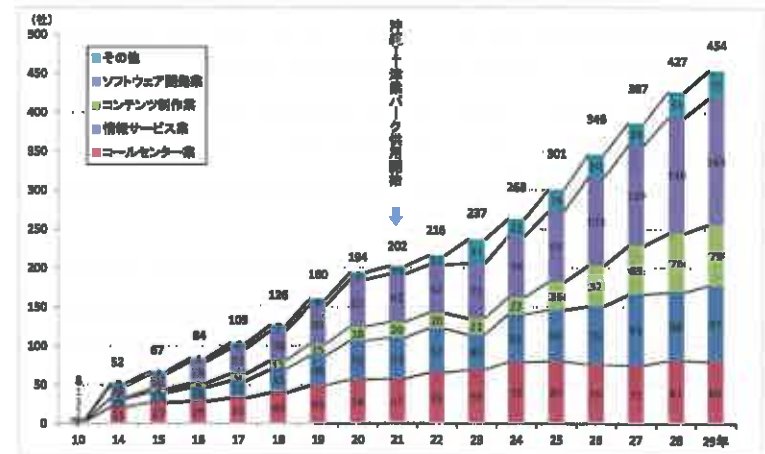
3 【図表2-2-2-4-1】 【図表2-2-2-4-2】

4 平成20年以降は、コールセンター業の企業立地数が緩やかに推移する一方で、ソ
5 フトウェア開発業やコンテンツ制作業などの業態の立地が進んできた。これは、本
6 県がソフトウェア開発等の集積拠点として整備した「沖縄IT津梁パーク」が平成
7 21年から供用開始されたことや、立地した企業に従事する人材の育成など、環境整
8 備をしてきた効果の現れと考えられる。

9 情報通信関連企業の立地数は、平成30年1月現在、454社となり、立地企業によ
10 る雇用者数は2万9,379人に達した。近年は、海外大手企業のソフトウェア開発セ
11 ンターの立地事例もあり、順調に企業立地が進んでいる。

12 県内情報通信関連産業の雇用者数については、平成29年度に4万5,495人となっ
13 ており、平成12年度の8,600人から約5倍に増加した。【図表2-2-2-4-3】

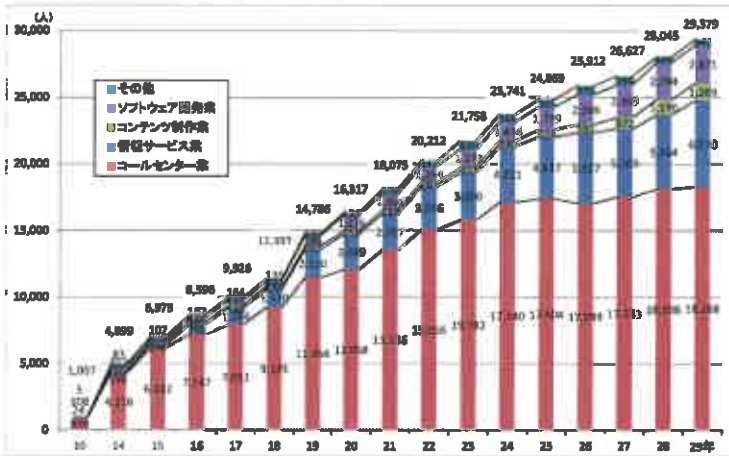
14 【図表2-2-2-4-1】 沖縄へ立地した情報通信関連企業数の推移



15 出典：沖縄県商工労働部

16 主な情報サービス業の例としてはデータ入力やBPO業及びWeb監視サービス等、
17 その他の業態の例としてプロバイダ業やデータセンター業等がある。

【図表2-2-2-4-2】 沖縄へ立地した情報通信関連企業による雇用者数の推移



出典：沖縄県商工労働部

【図表2-2-2-4-3】 県内情報通信関連産業の雇用者数の推移



出典：沖縄県商工労働部

※アンケート調査に基づく推計

情報通信関連産業は、観光リゾート産業に続くリーディング産業として、県経済に大きく貢献している。

本県では、平成26年に、前年に策定された沖縄21世紀ビジョン基本計画で掲げる「アジアにおける国際情報通信拠点「ITブリッジ」」の実現に向け、沖縄県マルチメディアアイランド構想の後継となる「沖縄スマートハブ構想」を策定した。構想では、本県の情報通信分野において、国内外の企業・人材・知識の集積を一層促進し、アジア有数の国際情報通信ハブ(Smart Hub)の形成を目指している。

(a) 情報通信基盤の整備

本県では平成20年以降、より高度で多様なIT分野の企業集積拠点とするため、中城湾滞新港地区内において、ソフトウェア開発やコンテンツ制作等の集積拠点としたインキュベート施設「沖縄IT津梁パーク」の整備に取り組んでいる。平成21年に1棟目の施設が供用開始、その後、平成30年までに9棟の施設が整備された。平成30年9月末時点、ソフトウェア開発等の企業28社が立地し、雇用者数が2,040人となるなど企業の集積が進んでいる。

我が国では、平成23年の東日本大震災以降、企業の事業継続や災害復旧に関する議論が活発化し、首都圏と同時被災リスクが低い、県内データセンターへの関心が高まった。

本県では、このような議論を踏まえ、一括交付金(ソフト)を活用し、大容量通信回線を必要とするデータセンター事業者等の集積に向けた施設整備を進めた。具体的には、県内のデータセンターを高速光回線で接続する「沖縄クラウドネットワーク」(平成26年供用開始)や、非常用発電設備や免震装置を備えたデータセンターの「沖縄情報通信センター」(平成27年供用開始)、首都圏-沖縄-アジアを海底光ケーブルで接続した高速・大容量・低価格の「沖縄国際情報通信ネットワーク」(平成28年供用開始)を整備した。これにより、平成27年以降、香港・シンガポール向けクラウドサービスが提供される等、県内立地企業によって新たなサービスを展開する動きが現れている。

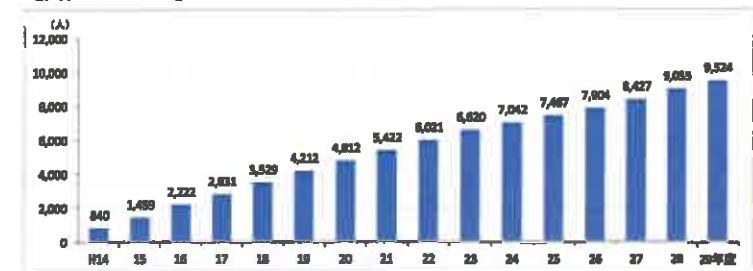
(b) 情報系人材の育成・確保

企業の立地については、事業に従事する人材の育成・確保が重視されることから、本県では人材の育成に取り組んできた。

コールセンター業務に係る人材については、平成19年度までに8,370人育成し、ITエンジニア等については、平成29年度までに延べ9,524人の人材を育成した。

【図表2-2-2-4-4】

【図表2-2-2-4-4】 IT人材育成数(累計)の推移

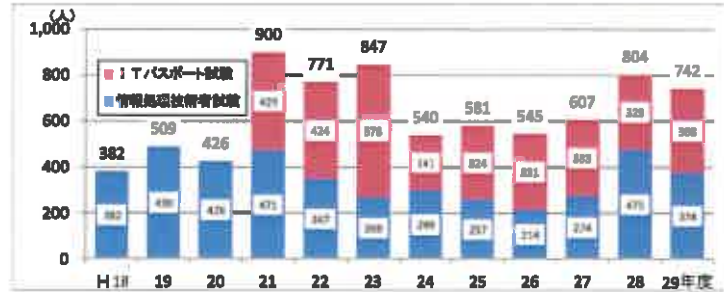


出典：沖縄県商工労働部

また、企業の中核人材の採用を支援するため、首都圏においてU J I ターンのマッチングイベントを開催し、平成26年度にインターネットの専用サイトによる求人求職情報の発信を行っている。

このほか本県では、沖縄がアジアと我が国双方のビジネスの集積拠点となるため、一括交付金（ソフト）を活用し、ブリッジS E などアジアとの架け橋となる人材育成の取組も進めている。

【図表2-2-2-4-5】 I T 関連国家資格取得者数の推移



出典：情報処理推進機構（IPA）

（課題）

アジア有数の国際情報通信ハブ（Smart Hub）の形成に向けて、国内外の企業・人材・知識の集積を一層促進する必要がある。このため、国際的な I T 見本市・商談会を開催するなど県内における I T 関連の取引機会増加につながる取組を推進する必要がある。

税の優遇制度は、企業誘致インセンティブとして有効であり、継続して税制要望を行う必要がある。

情報通信基盤については、平成26年度以降、データのバックアップやコンテンツ配信などの新たなサービスの展開につながる、沖縄クラウドネットワーク、沖縄情報通信センター、沖縄国際情報通信ネットワークが供用開始している。これら県内情報通信基盤を、連携・拡充するとともに、アジア諸国に向けたプロモーション活動に取り組むことで、アジア有数の国際情報通信のハブ化を加速させる必要がある。

人材の育成・確保については、これまで本県では豊富な労働力を背景に企業集積を進めてきたが、全国的に I T 技術者が不足するなか、県内においても I T 技術者の不足が深刻な状況となっている。そのため、企業が I T 技術者を確保することができるよう、U J I ターンによる技術者の確保等、引き続き支援に取り組む必要がある。

また、将来的な産業の担い手を確保するため、児童・生徒等が理工系の技術やプログラミングに親しむ機会を増やす等、人材のすそ野を広げる取組を推進する必要

がある。

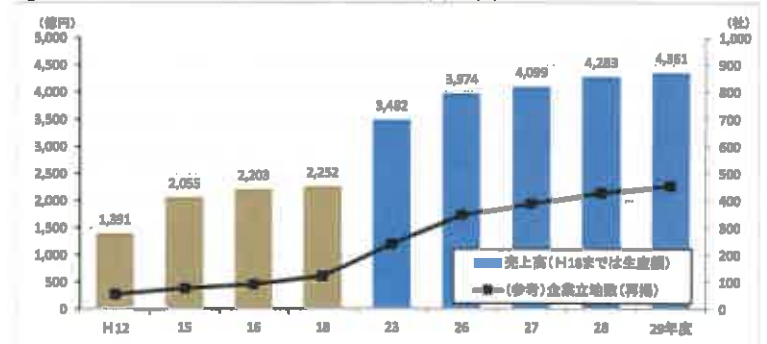
さらに、県内情報通信関連企業の高付加価値化や新ビジネス創出等を促進するため、高度な技術を備える人材や海外の商慣習に通じた人材を育成する必要がある。

b 情報通信関連産業の売上高（現状）

情報通信関連産業の売上高（平成18年度までは生産額を集計、平成23年度以降集計方法を見直し、売上高を集計）については、平成12年度に1,391億円であったが、情報通信関連企業の立地が進むにつれ、順調に増加し、平成18年度には2,252億円となった。平成23年度以降の売上高についても、好景気による経済状況を背景に、平成21年度の I T 津梁パーク供用開始や、平成26年度以降のネットワーク環境の整備とともに、人材育成・確保やソフトウェア開発に係る支援、税制優遇制度等の各種支援策を展開したことにより、立地企業数が伸び、需要を取り込むことができたことから、増加を続けた。平成29年度の売上高は、4,361億円となっている。

【図表2-2-2-4-6】

【図表2-2-2-4-6】 情報通信関連産業の売上高の推移



出典：沖縄県商工労働部

（課題）

県内の情報通信業企業の多くは、元請企業に依存し、自社商材や自社の強みを持ち得ていない。情報通信関連産業の売上額を増大させるには、従来の下請中心のビジネスモデルから、高付加価値の情報通信技術・サービスを提供する提案型ビジネスモデルへの転換が重要である。

このため、付加価値の高いサービスを提供する企業や、新たな価値を創造する企業を支援するとともに、大企業の研究開発部門等を視野に入れ、集積を促進する必要がある。

また、自社商品の開発や顧客へのサービス提案力などを備えた人材や、最先端のテクノロジーを活用できる人材を育成する必要がある。さらに、企業が海外へ取引先を広げられることを目指し、外国語や海外の商慣習に通じた人材の育成のため、

1 アジア諸国との人材交流を促進する必要がある。

2
3 現在世界的規模で進んでいる、AI、IoT、ロボット等の新技術の活用による
4 第四次産業革命の動きを捉え、これらの新技術を活用した産業の高度化、新ビジネス
5 創出、利便性・効率性の高い社会システムの構築など、社会の様々な場面での新
6 技術・イノベーションの効果的な活用（Society5.0の実現）を進めていく必要がある
7 がある。このため、Society5.0やデータを収集・活用して社会的価値を生み出すデータ
8 駆動型社会に耐える、情報産業インフラの整備や人材確保について検討を行う必
9 要がある。

10 平成30年5月に、ITイノベーションの導入により県内産業の課題解決及び新た
11 な価値創造を実現することを目的として「一般財団法人沖縄ITイノベーション戦
12 略センター」が発足した。同センターの活用により、情報通信関連産業の高付加価
13 値化や新ビジネス創出等を促進するとともに、観光、ものづくり、農業、物流、各
14 種サービスなど、様々な産業において新技術の活用を促進し、生産性の向上を図る
15 必要がある。

16 国内外の先進的な開発プロジェクトや新ビジネス展開の動きを沖縄に取り込むた
17 め、AI、IoT等の新技術の実用化研究や新たなビジネスモデルの実証試験、ビ
18 ッグデータを活用したマーケティング等を円滑に実施できる環境を整える必要があ
19 る。
20
21
22

1
2 **オ 新リーディング産業振興**

3 本県では、観光リゾート産業・情報通信関連産業に続く、新たなリーディング産業
4 の育成を図るため、アジアのダイナミズムを取り込む国際物流拠点の形成、新事業・
5 新産業の創出に資する知的・産業クラスターの形成等、沖縄の魅力や優位性を生かし
6 た新たな産業の育成に取り組んできた。

7 取組の結果、国際物流においては、那覇空港の国際貨物取扱量が平成20年度の0.2
8 万トンから平成29年度に18万トンとなり、約100倍に増加する等、着実に成果が上が
9 り始めている。また、県民意識調査では、「沖縄の魅力や優位性を生かした新事業・
10 新産業が生み出されていること」が平成24年の18.5%から平成30年の19.8%と1.3ポ
11 イント向上しており、県民満足度も向上している。

12
13 **<県民意識調査>**

14 **質問項目：沖縄の魅力や優位性を生かした新事業・新産業が生み出されていること**



16 本県では、複数のリーディング産業を移住型産業として堅実に育てることで、経済
17 発展の動因をより力強くし、国内外の経済情勢変動に耐えられる経済発展を目指して
18 いる。
19
20
21
22

23
24 **(7) 国際物流拠点の形成**

25 **■ 那覇空港の国際貨物取扱量**

26 **(現状)**

27 現在の国際物流システムは、平成以降の規制緩和やインターネットの普及による
28 情報化など、グローバル化の進展とともに、急速な変化をもたらした。

29 国際物流については、東アジア地域の高い成長率にも後押しされ成長してきた
30 が、国際空港のハブ化の競争にも象徴されるように、急速なアジア諸国の発展と連
31 動する形で、激しい環境変化への対応を迫られている。
32
33
34
35
36

37 国際物流拠点形成に向け、沖縄の地理的優位性を生かした高速物流を展開する那
38 覇空港の国際貨物ハブは、国等関係機関と民間企業の連携により、平成21年に開始
39 した。

40 平成19年、国は、アジアの成長と活力を日本に取り込むこと等を目的に、「アジ
41 ア・ゲートウェイ構想」を策定し、国際航空ネットワークの拡充等の取組を始め
42 た。